

特274
949



3

0030853-000

特274-949

国税徴収法の運用

斎藤義家・著

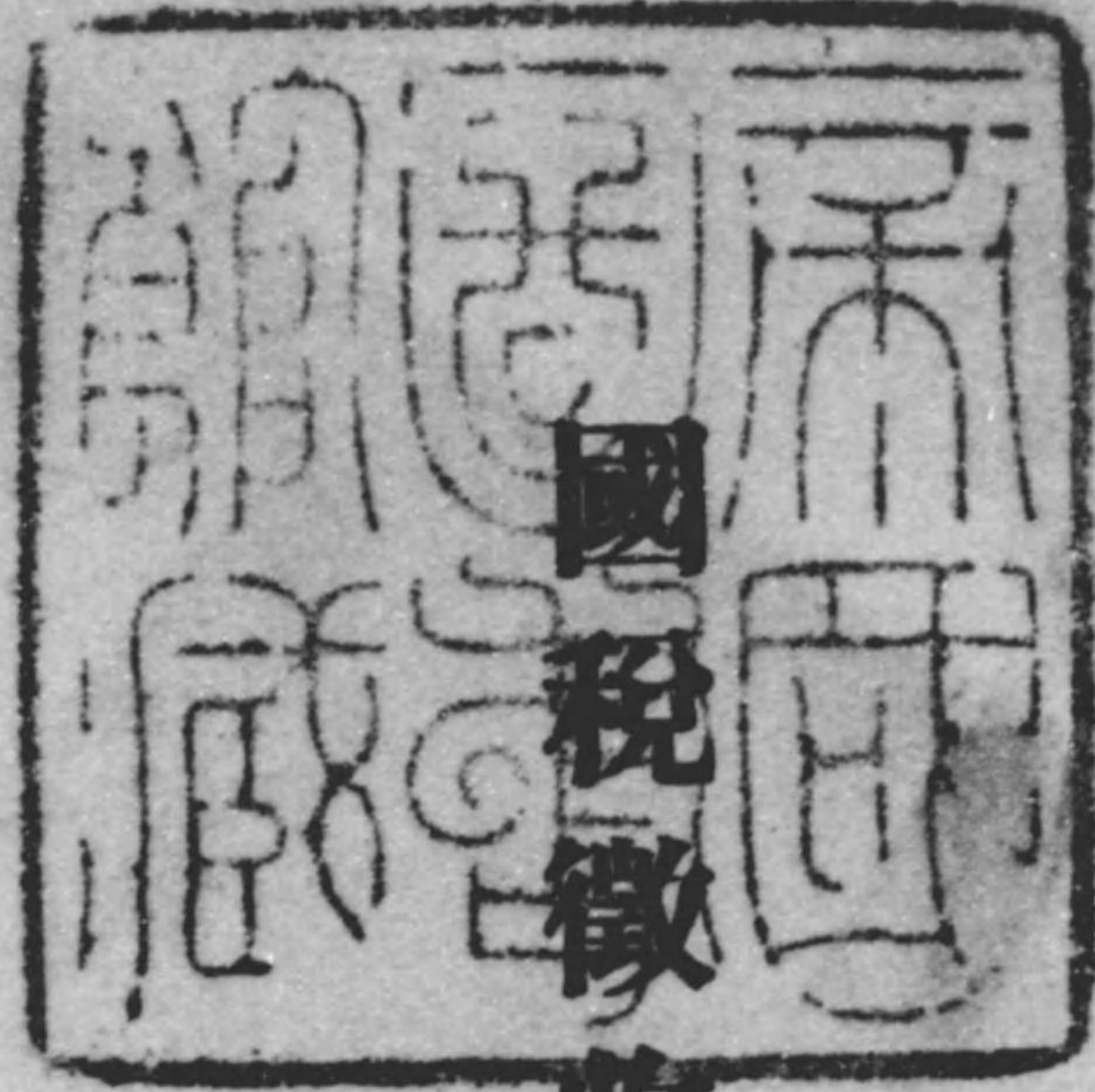
市政人社

昭和12

AEB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特274
949



國稅徴収法の運用

東京市財務局
東京市主事

齋藤義家著



序

方今政府は國稅、地方稅を通じ未曾有の稅制大改革を企圖し、當に第七十議會に於て審案せられんとしてゐる。而して叙上改革の主眼とする所は、中央地方を通じ國民租稅負擔の均衡を圖り併せて租稅收入の増加に依る財政の基礎を確立せんとするものである。然れ共國民租稅の負擔は適切なる徵收を俟つて始めて眞の公正を期し得られ且又收入の増加をも計り得るのである。故に當務者は常に徵收法規の研鑽に努め、其の運用の適切を期し、以て叙上改正をして有終の效果あらしむべく協力すべきである。

惟ふに徵收事務は徵收技術に負ふ所大にして單に理論のみを以て完ふし得るものではない。實務と法規の運用、寬嚴宜敷を得て完璧を期し得るのである。

先頃徵收課庶務掛長の齋藤君が蒲田區役所の聘に依り徵收法規の運用に關し行ひたる講話の稿を觀るに、多年の經驗に基き、一方に偏せず、實務と法規運用の兩様に亘り、實例を引用し平易簡明且周到直截に、蘊蓄を盡せるものにして、現下滯納處分強行の時潮に際し、當務者の指針と

して裨益する尠少ならざるものありと信じ、廣く公刊し當務者の好伴侶たらしめん事を願む。

昭和十二年二月五日

東京市財務局主税課長 長谷川喜千平

自序

惟ふに税務吏員は特に廣汎普通の事務を執掌するものであるから、常に關係法規の研究を怠らず徴收事務の全きを期するは勿論、事に當つては遲疑逡巡する所なく即座に事を處理して事務の促進を圖り以て納税者の爲に最善の便宜を與ふるべき重大な責任を有することは今更歎々する迄もなし。

此の理想を實現する爲には不斷の誠意ある努力即ち献身的努力研究を必要とするのである。

然るに現下の税務吏員の多くは其の事務に忙殺されて充分な研究に割くべく餘裕なく徒に前例を逐ひ或は先輩の型を墨守することに吸々とし、所謂古語の「様に據つて胡蘆を搯く」に満足してゐるのではなからうか、爲に税務事務の革新改善を唱へ其の發達進歩を願ふも其の成果は遲々として進まない。編者は常にこの點を遺憾として出來得る限りの努力を續けて來たが未だに其の目的達成に困難あるを惟ふのである。

偶々蒲田區事務研究會の依頼に依つて「實際問題に關聯した國稅徵收法の運用」に付いて約八

時間に亘る講演を試みたが、編者素より淺學非才にして到底充分な効果を收め得なかつたかも知れない。

然るに右研究会の盡力に依り當時の速記録を單行本として上梓すべく決定されたので、再三の推敲を以て本書の刊行を見るに至つたのである。

幸ひにして本書が初心者の事務指針の一助ともならば本懐の至である。

尙本講演會に對する左記加藤蒲田區長の結果報告書に依つて本書の内容御了承を乞ふ。

滞納整理係員の教養と實際事務取扱上の質疑事項解決の目的を以つて左記(省略)の通納整理事務講習會を開催致し甚大なる効果を收め特に滞納處分吏執務心得とも云ふべき精神的訓話に於ては形而上の收穫更に大なるものありと思料し感謝に不堪茲に結果報告候也

尙當日の速記録は之を印刷に附し關係係員執務上の指針と致度計畫に有之候

終りに本書公刊に關し蒲田區事務研究會が御協力下さいました事を記して謝意を表す。

昭和十二年一月九日箱根塔ノ澤にて

齋藤義家

國稅徵收法の運用 目次

第一 國稅徵收法の解説	一
第一章 總 則	一
一 本法適用ノ範圍(第一條)	一
二 國稅ノ優先權(第二條)	二
三 國稅徵收ノ優先權ニ對スル例外(第三條)	三
四 繰上徵收(第四條ノ一)	九
五 共益費用ノ優先權(第四條ノ二)	二
六 相續ニ因ル納稅義務繼承(第四條ノ三)	四
七 納稅義務ノ連帶負擔(第四條ノ四)	四
八 過誤納金充當(第四條ノ五)	五
九 納稅管理人(第四條ノ六)	六
一〇 書類ノ送達及公示送達(第四條ノ七及八)	七

第二章 徵收

- 一 市町村ノ國稅徵收並ニ交付金(第五條).....一九
- 二 納稅ノ告知(第六條).....二〇
- 三 徵收猶豫及市町村ノ徵收稅金送付責任ノ免除申請(第七條及第八條).....二三
- 四 督促手續(第九條).....二四
- 五 交付要求(施行規則第二十九條).....二四

第三章 滯納處分

- 一 滯納處分ノ概說.....二七
- 二 財產差押(第十條).....二七
- 三 財產差押證票ノ呈示(第十一條).....二八
- 四 財產差押處分ノ立會人(第二十二條).....二八
- 五 滯納處分ノ中止(第十二條).....二九
- 六 質物ノ引渡(第十三條).....二九
- 七 差押財產ノ取戻請求(第十四條).....三〇
- 八 詐害行爲ノ取消請求(第十五條).....三〇

九 差押禁止物(第十六條及第十七條).....三〇

一〇 果實ト差押ノ效力(第十八條).....三一

一一 滯納處分ト假差押又ハ假處分(第十九條).....三一

一二 動產ノ差押(第二十二條).....三一

一三 債權ノ差押(第二十三條ノ一).....三一

一四 差押財產ノ公賣處分(第二十四條—第二十七條).....三一

一五 滯納處分金ノ配當(第二十八條).....三一

一六 賣却財產ノ權利移轉(施行規則第二十四條).....三一

第二 地方稅滯納處分ノ有效性ノ限界.....六一

一 滯納處分ノ性質.....六一

二 滯納處分ノ有效性ノ邇及ノ限界.....六一

三 滯納處分ト督促狀.....六一

四 滯納處分自體ノ限界.....六一

第三 蒲田區事務研究會提出質疑事項ノ解説.....七五

一 市稅滯納處分ニ依リ家屋公賣ヲナシタリ然ルニ買得者ガ所有權移轉登記ヲ爲サ ルタメ前所有者ノ名義ニ依リ家屋稅賦課サレタリ此場合ノ處理方法如何……………	七五
二 所有權移轉ノ假登記ヲ爲シタル不動産ノ差押ヲ爲シ公賣ニ付スルモ支障ナキヤ又 公賣後ノ利害關係如何……………	七六
三 時効ノ中斷ニ付各區其ノ解釋ヲ異ニシ其ノ取扱同一ナラズ最モ簡易ニ又確實ニ中 斷ノ效力ヲ完成セシムル方法如何……………	八〇
四 差押ニ際シ三者執行セルモノニ對抗スベキ方法如何……………	九一
五 東京府ガ先取權ヲ有スル住宅組合ノ家屋ヲ差押ツ、アルモ時効中斷ノ一便法ニ過 ギズ任意納付ヲ待ツノ外ナシ東京府ニ對シ此ノ差押通知ヲ發スルモ府ハ國稅徵收 法第十二條ニ基ク昭和八年一月二十三日官報登載行政裁判所判例參照ノ上處分中 止方ヲ申越スヲ例トス之ニ對スル最善ノ方法如何……………	九五
六 親權者又ハ後見人ナキ未成年者ニ對スル滯納處分ハ違法且ツ無効ナリヤ……………	九七
七 滯納稅金ノ內金ヲ郵送シ來タレル時ノ最モ適當ナル取扱方法如何……………	九九
第四 滯納處分吏員ノ執務上ノ注意事項……………	一〇三
一 一般的注意事項(一一—一三)……………	一〇四

二 滯納票並徵收ニ關スル事項(一一—一三)……………	一〇七
三 其ノ他注意事項……………	一〇三
第五 滯納處分吏監督者ノ注意……………	一一五
第六 東京市ノ滯納處分ニ關スル條例……………	一二九
第七 滯納整理ノ具體的方策……………	一三三
【附】參考法例……………	一三七
國稅徵收法(明治三十年三月法律第二十一號)……………	一三七
國稅徵收法施行規則(明治三十五年四月勅令第三百三十五號)……………	一四六
國稅徵收法施行細則(明治三十年六月大藏省令第十號)……………	一五〇
租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律(明治四十年四月法律三十四號)……………	一五八
東京市市稅其ノ他收入金ノ督促及滯納處分ニ關スル條例(昭和十一年條例第十四號)……………	一五九

國稅徵收法の運用

東京市財務局
東京市主事

齋藤義家著

市政人社版

御承知の如く財務行政事務中最も困難とされて居ります租税の賦課徴收事務、殊に徴收事務に付ては困難であるだけに亦之が衝に當る者も充分なる研究と完全なる徴收の目的を達すると云ふ覺悟が必要であります。

今回圖らずも國稅徵收法の運用問題をお話し致すことになりましたに就ては大體次の様なプランによりまして、お話しを進めて行きたいと思ひます。

先づ第一に徴收者側より見ました國稅徵收法の實際の運用問題を實例に依つてお話し致したいと存じます。之を大別致しまして國稅徵收法の總則、徴收、滯納處分に區分してお話し致します。第二には地方稅滯納處分の有効性の限界と題しまして、滯納處分の性質、有効性の週及的限界、滯納處分と督促状との關係、滯納處分自體の限界と云ふことをお話し致します。第三には當區事務研究會より七項目に亘つて御質問がありますので此の點を解説致しまして、次は東京市に於ける收納事務取扱手續並に滯納處分吏の執務上の注意事項、處分吏監督者の注意事項等に付て申上げたいと存じて居ります。右の外最近に於ける國稅徵收法の重要な諸問題を解説し最後に徴收事務改善の具體的方策に付て申上げる考へであります。

第一 國稅徵收法の解説

第一章 總 則

一 本法適用の範圍(第一條)

國稅徵收法は國稅の徴收に關する一般法でありまして、各種の國稅は普通本法に依つて徴收することを原則として居るけれども、關稅及び其の他の國稅であつて特に法律を以つて徴收方法を定めであるものは、其の規定の範圍に於ては其の規定に依つて徴收せらるゝのであります。

第一條は右の趣旨を規定したものでありまして即ち「國稅ノ徴收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル」と規定されてあります。現行稅法中徴收に關し特別の規定がありませんものを申上げますならば、關稅、噸稅、第二種所得稅、甲種の資本利子稅、相續稅、酒造稅、酒精及び酒精含有飲料稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、織物消費稅、取引稅、登録稅、印紙稅、骨牌稅、狩獵免許稅等であります。滯納處分吏としては、右の内第二種所得稅、甲種の資本利子稅位の關係法規は知つて居て頂きたいのであります。

二 國稅の優先權（第二條）

次は第二條でありますが、本條は國稅の優先權を規定したものでありまして最も重要な條文であります。

御承知の如く租稅は國家の生存上必要な經費を支辨する爲めに徵收せらるゝのでありますから、其の收入の確實を期さなければならぬことは申す迄もありません。國稅以外の公課又は其の他の債權は國家の保護に依つて初めて其の存在を認められ其の權利を確保せらるゝのでありますから、此の目的の爲めに活動する國家の經費に充當すべき國稅に對して總ての他の公課及び債權が一步を譲らなければならぬことは當然なことであります。

そこで本條に於きましては、國稅の徵收は總て他の公課及び債權に先づ旨を規定したのであります。國稅の徵收が他の公課又は債權と同一目的物の上に競合した場合には、之等の權利に優先すべき原則を認めた次第であります。茲に公課と云ふことは、公法上の規定によつて賦課せらるゝ所の各種の租稅及び手数料の如きものを謂ふのであります。

以上は國稅が他の公課及び債權に先づて徵收權を行ひ得る原則を規定したものであります。之れに對しましては第三條及び第四條の規定が例外となつて居ります。

三 國稅徵收の優先權に對する例外（第三條）

次は第三條國稅の優先權に對する例外の説明であります。只今申し上げた如く國稅は他の公課及び債權に先づて徵收權があると云ふことは第二條の規定する所であります。併し乍ら此の權利を無制限に適用するときは、一般債權者は非常に不安な地位に置かれ、爲に一般取引の圓滑を阻害する虞れを來しまするので、本條に於きまして、之れに對する例外規定を設けた譯であります。

優先權ある債權の具備すべき要件と致しましては、質權又は抵當權を以つて擔保された債權であること、質權又は抵當權の設定が國稅の納期限より一箇年前であること、公正證書を以つて其の權利を證明することが必要條件であります。

本條に付きましては、滯納處分吏が充分に立法の趣旨並に之れが運用に付て研究されて居なければなりません。國稅徵收法中之等の問題は最も必要な事項でありますから一段と御研究をお願い致して置きます。一寸話しは横道に入りますが、本年行はれました收納書記試験で「國稅徵收法の大要を説明せよ」と云ふ問題が出ました。私も答案を見ましたが先づ、答案の形式上の構成方法、文字の上手下手は別として、大切な本論の表示が大體に於て國稅徵收法中滯納處分の所だけを皆書いて居る。滯納處分の所はどんなことが書いてあるかと申しますと、差押の絶對的禁止物件と相對的禁

止物件とを御丁寧に一から十まで暗記して書いてあるのであります。これ等はそれでもまだよい方
であります。中には二三行位で單に國税を徵收する法律で市町村税の徵收にも適用されると書いて
あるのもあります。之でも滞納處分吏かと思はれるものもあります。何れにしても法の概要と云ふ
問題に對して完全な答とは到底思はれません。國税徵收法の概要を知るならば、先づ總則編の第一
條乃至第四條あたりを述べることが最も重要であり、第二章の徵收及び第三章の滞納處分に付ては
其の概要のみを述べれば宜しい。此の位の事は少くも滞納處分吏である以上知つてゐて貰ひたい。
それで序ですから申し上げますが、第三條に付ては前から改正意見が輿論になつて居ります。第三條
は何故いかぬかと云ふと、是は地方税の徵收關係事務に従事して居る者に付ては非常に迷惑な條文
であるが、國には都合が好い。或は一般の私法關係に依つて生ずる權利關係の保護に付ては非常に
結構でありませうが、地方税の徵收に付ては非常に迷惑な條文であります。此の第三條がある爲に
差押はして見たが、結局徵稅當局に優先權がなく、言葉を換へて申上げますれば、滞納者に對する
債權者が優先權を行使する結果徵稅當局は、督促手数料、延滞金、滞納處分費、債務額に充て殘餘
を得る見込なく國税徵收法第十二條に依り中止處分をするの已むなきに至るのであります。従つて
中止處分をするか、それとも唯差押しつ放しでそれを何時までも放任して置くかと云ふ事になりま
す。而して後者の場合には、差押後の税金はどうするかと云ふと、換價處分もせず放任して置くの

みならず、課税物件のある限りどん／＼後から後からとか、つて来る、差押した前の税金も溜つて
居るのであるから、滞納金は益々多くなる許りであります。然し仕方がないから何時までも放つて
置くと云ふことになるので非常に困つた問題であります。是は先程も申上げましたが、斯様な場合
には後刻説明致します第十二條が活用されることになりました。所が從來一度差押をしてしまつた
分に付ては中々解除と云ふことは致しません。そこで何處までも公賣を執行して取りたい、併しな
がら公賣をすれば優先權の關係で役所の方に入る所の金額と云ふものはなくなる。そんな譯では
其の儘延して居つたのであります。最近に於きましては通牒等もありますので斯う云ふ場合には
國税徵收法の十二條を適用して、中止處分を行ひ法第三十一條に依りまして納稅義務を消滅せしむ
ると云ふことになるのであります。然し乍ら實際はそんなものではなく、相當多額の滞納があり、
又相當多額の滞納のある所に持つて行つて、差押物件も相當多額に上る財産額を示す事があること
もあります。さう云ふ場合に第三條に依る債權額と云ふものはどうかと云ふと、又それ以上にある
のですから是は實に困つたものです。此の場合に十二條で中止處分をしてしまふと云ふことは執行
者にとつては中々出来難い問題だらうと思ふのであります。そこで其の改正意見として出て居るの
であります。優先權を有する抵當權者が債權の辨濟期到來せるに拘らず尙且つ權利を實行しない
で其の儘放任して置くと云ふ場合には優先權を放棄させる、即ち優先權が消滅してしまふと云ふや

うな條文に改めたなら左様な弊害が除かれるのではないか、と云ふ一つの改正意見があります。又甚だしい議論になりますと、第三條と云ふものは餘計なもので必要がないから撤廢しろと云ふ議論もあります。私も寧ろ撤廢した方が宜いのぢやないかと思ひます。併し之れは吾々財務行政の徵收事務に携つて居る人の目から見た觀方であつて、是は一般私法關係に規律される所の民法上からの權利保護と云ふ立場から見ると第三條があつても宜ささうに思ひます。吾々からいへば第三條は廢止しても宜ささうなものであるけれども、一般の私法關係から見れば、一年以内は少くとも保護して宜いのぢやないかと云ふやうな議論で、結局此の三條に付ては、國稅徵收法も度々改正になつて居りますが、まだ是が改正には至つて居ない次第であります。それから、第三條に依り權利主張をする債權者のある場合に、差押して公賣を致します時には權利拋棄をさせると云ふことも一つの方法だらうと思ふのでありますが、御承知の通り之れは相手方の意思に關係する事でもありますから、徵稅當局の意思通りにする事は比較的困難であります。然し乍ら此の點に付ては各區役所ともさう云つたやうなことは既に實行されて居ることであると思ひます。私も曾てさう云ふことをやつたことがあります。公賣をした處で、處分財産の價格が督促手数料、延滞金、滞納處分費及び第三條の控除額に充て殘餘を得る見込がないから公賣事務を進行させる事が出来ない。結局十二條で中止處分する事となるのであります。然し十二條で中止處分するのも残念だし、それをうまく債權

者に話して優先權を拋棄して貰ひ其の上で處分したらどうか、債權者の方では第三條の權利拋棄さへすれば宜いのであるから、公賣を其儘執行して、殘金を計算する時に本人に交付すると云ふ方法もあります。それは債權者が承諾さへすれば、それで宜いと思ひます。兎に角何れにしても此第三條と云ふ規定は非常に徵收事務上支障を來すやうな條文であると思ひます。又或る者は第三條に付て一體何の爲に第三條と云ふ規定があるか、みす／＼大きな財産を滞納處分もせず無資産として缺損處分をする譯にいかぬから、一應は押へて置いて十二條で處分する、さうすると第三條があるが爲に缺損處分を段々殖して行くやうなものぢやないかと云ふやうなことを稱へて居る學者もあります。さう云つたやうな譯で、第三條に付ては徵收法上非常に問題が多いことでもありますからして、此點は充分御研究の上之が運用に付て遺憾のない様に御注意になつて頂きたいのであります。それから第三條の規定に依つて債權者が權利を主張するには前にも申上げたと思ひますが、公正證書を以て證明しなければならぬことになつて居ります。公正證書以外のもので公正證書と同一の效力を有するものならば宜いのであります。それは登記簿とか、土地臺帳、謄本とかであります。所が登記とか登録を要するもので立派に登記所の方にはさう云ふ手續が執つてありますが、此の第三條の規定に依つて、公正證書なり又は之に代る書類を以て、相手方が其の國稅又は地方稅を滞納處分された時に申出がなかつた場合には第三條の規定は適用しないものと解釋して間違ないと思ひ

ます。唯斯様な事例があります公正證書を窓口につけて来たものを滞納處分吏がそれを一讀して、宜しいと言つた。後日になつて第三條の規定に依る債権者に正式請求がないからと云つて交付しなかつた。そこで債権者の方は怒つてしまふ。優先権があるから持つて来いと云ふので持つて行つた。所が書記が窓口で讀んで宜しいと言つて歸さした、それで後になつて見ると優先権行使に付て正式の手續がないからと云つて拒絶したと云ふことです。是は本人が怒つてしまふのも無理がありません。斯様な場合に斯様な處理をしたのでは行政訴訟でも起せば、結局負けることになりません。でありますから斯様な場合には公正證書の原本を出させると同時に其の證書の寫しを出させて照合の上「照合済」或は間違ないと言ふことを責任ある主任書記なりがそれに認印を押捺して、公正證書の提出があつたと云ふやうな取扱にしたら比較的簡便ではないかと思ひます。斯様な方法は裁判所あたりでも行つて居ります。裁判所では唯急を要する場合は裁判所に原本を提出して置いて後日、其の寫を提出しますと裁判所では請書を取つて原本を返して呉れます。本件の様な場合に於ても急を要する様な時には第三條に依つて債権者に原本を提出せしめ、後から寫しを提出させて原本を返還すると云ふやうな取扱が比較的簡便で宜いのではないかと思ひます。

それから優先債権の限度であります、是は此の條文に書いてあります通り、債権額の限度は、質権又は抵當権の目的物である當該物件の價格に限ると云ふことになつて居ります。此の點に付ては

簡單でありますから詳しくは説明致しませんが、優先債権の證明期限に付て一言申上げて置きます。要するに是は差押をした場合に抵當権者、質権者に對して何日まで公正證書を以つて申出ると云ふ通知を出して居るのですが、其の期限を履行しないで指定期限經過後提出して来る者がある。併し斯る場合に期限を履行しないからと云つて直ちにそれを第三條の優先権がないと云ふことにするのはちよつと無理ぢやないかと思ひます。是は實際の取扱問題と致しますと、執行者と致しましては甚だ困るのであります。そこで何日まで提出しろと云ふのを提出しなかつた、と云ふ一事に依つて第三條の権利拋棄をしたものと認むると云ふ御取扱も御尤な事ですが、併し成べく公賣前に提出あつた場合には實際問題としてそれを認めてやつたら宜いのではないかと思ひます。尙ほ此問題に付て色々あるのであります、是は後に問題が關聯して居りますから、此の程度にして、第四條の説明に移ります。

四 繰上徴收(第四條ノ一)

第四條の一の規定は繰上徴收の規定であります。是は市制町村制施行令第四十六條に規定せられてゐる繰上徴收と同様な趣旨の規定であります。所で茲にも一つ國稅徴收法の改正意見があるのであります、此の繰上徴收をした場合に於ては、滞納處分の前提要件である所の督促狀は發付しな

くとも滞納處分に着手し得られるのであります。然しそれは國稅の場合であります。所が地方稅に
なりますと、繰上徴收の場合と雖も督促狀を發行しなければ滞納處分は出來ないことになつて居り
ます。必ず督促狀は發付しなければならぬと云ふのが國稅を徴收する場合と異なつた一つの點であ
ります。それで國稅の繰上徴收をする場合はどう云ふ場合にやるかと云ふことは第四條の第一號か
ら七號までに書いてあるのであります。是は大體御覽になれば判ると思ひますので説明を省略致し
ますが、唯繰上徴收の問題で、繰上徴收をするには如何な要件が必要かと申しますと、既に納稅義務
が確定した租稅であること、納期に至つて稅金の徴收を完ふする事が出來ぬと認められたことの二
つの條件が必要であります。申すまでもなく租稅の納期は主として納稅人の利益の爲に設けられた
ものであるから、漫りに、定められた納期日を変更して該期日前に於て其の納付を強制することの出
來ないと云ふことは尤もなことであります。併しながら既に納稅義務の確定してゐる租稅に對し、納
期日を定めて一期二期又は前期後期と云ふ様に徴收することは、納稅人の資力に信用を置くが爲で
あります。従つて若し此の信用を失墜する様な事由が発生し國家又は地方團體に損害を及ぼす虞あ
る様な場合には、納期の利益を奪ひ即時徴收することに依つて、損害を防止するのは當然のことと
あります。でありますから先刻申上げました二つの要件を備へますと、四條の一に依つて繰上徴收が
認められて居るわけでありませう。市制町村制施行令第四十六條もやはり其の趣旨で出來て居ります。

それから今度は繰上徴收の方法に付てはどうするかと申しますと、是は納稅告知書發付前と發付
後の二つの場合があります。でありますから繰上徴收が令書發付前でありましたならば納稅人に對
し納期日を定め令書を發すると同時に其の繰上徴收を行ふ旨を告知しなければなりません。それか
ら發付後でありましたならば、曩に發付した令書の納期日變更を納稅人に通知しなければなりません。
斯う云つた様な場合に於て、先程も申した通り、此條文が適用された場合には、國稅の徴收に付い
て見ますれば督促狀を發付しなくとも直ちに滞納處分に着手出來るが、地方稅に付てはそれが督促
狀を發付しなければならぬ。斯う云ふ相違のあると云ふことを御承知置き願ひます。

五 共益費用の優先權(第四條ノ二)

それから第四條の二でありますが、本條は第二條の例外規定でありまして、本條に規定する所の
ものは何れも共益費用であるから、租稅に對して優先權を認めたるのは當然であります。要するに是
は第四條の一第二號乃至第五號の場合に徴收する所の國稅は、府縣稅其の他の公課の督促手数料、
延滞金、滞納處分費、強制執行費用、破産手續上の費用、又は競賣費用に先つて徴收しないと云ふ
ことは、要するに地方稅の滞納處分を致しますと勢ひそれに對して督促狀とか、督促手数料とか延
滞金とか滞納處分費と云ふ費用がかゝります。

然るに國稅の徵收は、何れも其の執行機關に對して國稅の優先權を以つて單に一片の書面だけで交付要求をするので、別に何等の費用をも必要としない、他の機關が費用を支出して執行し得た金錢の中から徵收するものでありますから、其の執行に要しました督促手數料、延滞金、滞納處分費、強制執行費用、破産手續上の費用、競賣費用に後れて徵收することになるのであります。尙右の執行費用は總て第四條ノ一第二號乃至第五號の場合に各其の場合の費用に對してのみ國稅を先取しないのでありますして、總ての費用に對して國稅を先取しないと云ふ意味ではないのでありますから此の點御注意を願つて置きます。

尙國稅とその他の公課及債權との徵收順位に付て申上げますと大體次の様になるのであります。

第一、國稅の督促手數料、延滞金、滞納處分費。

第二、國稅。

第三、一般の債權、但し法第三條該當の債權は國稅に先つ。

(A)本法第四條の一第二號の場合

(イ) 府縣稅其他公課の督促手數料、延滞金、滞納處分費。

(ロ) 國稅の督促手數料、延滞金、滞納處分費。

(ハ) 國稅。

(ニ) 府縣稅其他の公課。

(ホ) 一般の債權、但し第三條該當の債權は國稅に先つ。

(B)本法第四條の一第三號の場合

(イ) 強制執行費用。

(ロ) 國稅の督促手數料、延滞金、滞納處分費。

(ハ) 國稅以下は他の法令の定むる順位、但し第三條該當の債權は國稅に先つ。

(C)本法第四條の一第四號の場合

(イ) 破産手續の費用。

(ロ) 以下は(B)に同じ。

(D)本法第四條の一第五號の場合

(イ) 競賣費用。

(ロ) 以下(B)に同じ。

尤も裁判所に依つては、本項の規定は國稅が他の債權に優先することを前提としてゐるのであるから、此の様な場合には他の債權と云ふのは第三條の債權を包含して居ない。従つて第三條の債權を配當した上でなければ督促手數料、延滞金、及滞納處分費を交付することが出来ないとの見解を

持つて居るものがある様であります。然し第三條は特定の債權に對して國稅を先取しないことを規定したので、此の爲に國稅より優先すべき督促手数料等の順位を後退させる理由がないと考へるの
であります。従つて斯様な解釋は妥當でないと思ふのであります。

六 相續に因る納稅義務繼承（第四條ノ三）

それから四條の三でありますが、是は相續に因る納稅義務繼承に關する規定であります。是は條
文にあります通り、唯相續開始の場合に於ては「國稅、督促手数料、延滞金及滯納處分費ハ相續財
團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相
續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得」是は讀んで御判りになると思ひますから説明を省略致します。

七 納稅義務の連帶負擔（第四條ノ四）

それから四條の四でありますが、要するに納稅義務の連帶負擔と云ふことを規定したのでありま
す。是は民法の連帶債務の規定と同様な趣旨でありまして、民法の四百三十二條以下に連帶債務に
關する規定があります。それと大體趣旨は同じでありますが、一方は私法關係を規律するものであ
つて、本件の場合には納稅關係、所謂公法關係を規律するものであつて特に本條に斯う云ふ規定を設

けられたのであります。唯こゝで問題になりますことは、連帶債務の場合に督促狀の發付が之に影
響を及ぼすかどうかと云ふことですがそれは民法と同様でありますから徵收に當つては徵稅
令書、督促狀に各納稅者を連記し又は何某外何人と記載し一通の書面を以て連帶債務者中の一人に
送達すればよいことになります。でありますから連帶債務者が三人あると、其の内の一人に對する
督促狀送達の効果は隨つて第二第三の連帶債務者にも及ぶ譯であります。是は民法と少しも變りは
ありません。

八 過誤納金充當（第四條ノ五）

それから四條の五でありますが、是は過誤納金の充當に關する規定でありまして素より強行規定
ではありませぬ。納稅人の利益を害しない範圍に於てのみ之をなし得るものであります。是は徵收
簿整理並に徵收事務の上から見ても、法律が斯う云ふやうなことを認めたと云ふことは地方稅、國
稅に限らず必要なことであらうと思ひます。色々な原因はありませうが、何れにしても、稅金を餘
計に取り過ぎたと云ふやうな場合に、其の稅金に付ては還付と云ふ問題が起ります。さう云ふ場合
には、次の納期の同種類の稅金に充當すると云ふ經理方法を規定したに過ぎませぬ。

九 納税管理人（第四條ノ六）

それから四條の六であります。是は納税管理人の設定に關する規定であります。納税管理人に付ては私が説明しなくとも御判りのことと思ひますが、實際問題とすると唯同一の市區町村の内に居住してない者を納税管理人に申請して來るものもあると思ひます。其の場合には、法の趣旨から申しますれば當然拒絶して差支ないと思ひます。例へば蒲田區を納税地とする納税者が樺太に行つて居住してゐると云ふ様な場合に、品川區に居住してゐる者を納税管理人として申請して來たと云ふやうな場合には、法の立前から言へば全然それは納税管理人としての資格が無い譯であります。然し斯様な場合に實際問題として之を拒絶することはどうかと考へるのであります。私はそれはやはり納税管理人として認めてやつたら宜いのぢやないかと思ひます。樺太に令書を送達するよりも品川區内に住んで居る人に令書を送達する方が便利であるからであります。斯様な意味から申しますならば法規に反することにはなりません。納税管理人設定の精神は徴收の便宜から來て居りますので、一々徴税令書を遠くまで送達するよりも、近くに住んで居る人を以て納税管理人に定めたらば徴收が敏速に行くのではないか、従つて以上申上げた意味合からは認めた方が宜いと思ひます。本市の事務監査あたりで斯様な場合に納税管理の資格がない者を受付けていかぬぢやないかと云ふ

様なことが、有るか無いか私は知りませぬが、恐らくさう云ふやうな場合の監査は寛大に行はれるのではないかと思ひます。斯様な場合に斯様な取扱をすることを認めた方が徴收事務を向上させるやり方ではないかと思ひます。

一〇 書類の送達及公示送達（第四條ノ七及八）

それから第四條の八であります。是は公示送達に關する規定であります。之も此處で申上げて宜いかどうか知りませぬが、實際法規の命ずる儘に一定期限内に行つて居るかどうかに付て私は疑問を持つて居ります。私も曾てやつたことはありますが、是はどうも遅れ勝ちで形式に流れ易い、從來の實績に依りますと大體に於て徴税令書を發付致しました其中の一刻なり一刻五分なりが所在不明で戻つて参ります。それを戸籍寄留簿、或は選舉の資格調査、其他町會の名簿とか、最近は色色調査機關がありますから、さう云つたやうなものを利用して調査をされます。さうすれば所在不明と云ふものも或る程度迄正確に調べるのぢやないかと思ひます。右申上げた様な色々な方法に依つて所在不明者を捜す、さうして其結果どうしても分らぬと云ふものに付ては法の命ずる所に依つて公示送達をしなければならぬ。所が公示送達たるや非常に杜撰なものがありまして、返つて來た令書を其儘紙縫で綴ちてぶら下げて置くと、云ふやうなやり方を私は見たことがあります。東京

市の區には恐らくさう云ふものはないと思ひます。一體そんな公示送達の方法を採る様なことでは困る。何れに致しましても公示送達の事務はやらなければならぬ事務なのでありまして、實質的には所在不明の調査を厳格に行ひ形式も亦整へて置かぬと後で行政訴訟でも起つた場合に問題を残すことになるのでありますから充分の注意が必要です。でありますから賦課係は極めて迅速に令書を出して、所在不明で返つたものは努めて早く調査整理をすると云ふことが必要ぢやないかと思ひます。それで所在不明のものがどうしても分らぬと云ふことが確定したら公示送達の手續を採ることになるのであります。所が正式に公示送達の手續をやつたとしても、公示送達は御承知の通りに公示期間満了の時に送達したものと看做されるのでありますから、其時が效力發生と見るべきでありませう。其故に其の送達の效力發生が税金の納付期限より後になる譯です。例へて申しますと三十日まで納めよと云ふ令書を三十一日に送達したのでは效力がありません假に三十日に送達したと致しましても納税者に取つては時間の豫猶がないから結局翌日になつて納めると云ふやうな事になりますから、之に付ては充分考慮を要すると思ひます。殊に公示送達をやる場合にはさう云つた様な問題を起さぬ様充分注意して欲しい。行政裁判所あたりでもさう云ふ問題に付て二、三覆へされた判例があります。本區には斯様な取扱をしてゐる様なことはないと思ひますが、中にはさう云ふ取扱をしてゐる所もあります。以上で大體國稅徵收法總則編の大切な所の説明は終つたので

あります。何れの法律でもさうであります。總則編は尤も大切な所でありますから皆さんも充分研究されて法を精神を充分理解せられ國稅徵收法の運用には遺憾の點無き様注意して頂きたいのであります。

第二章 徵 收

一 市町村の國稅徵收並に交付金（第五條）

次に第二章徵收の問題に移りたいと思ひます。此の第五條は市町村の國稅徵收並に其の徵收の費用としての交付金に關する事項を定めた規定であります。是は施行規則の二條四條五條七條、或は細則の二條四條五條と云ふ規定と關聯して御研究されることが宜しいと思ひます。本規定に依て市町村は勅令を以て指定した國稅に付ては之を徵收する權限を附與せられたこととなり、之が徵收の費用として交付金を交付せられるのであります。東京市の如きは此の交付金が百二十三十萬圓もあるのです。所が今回徵收法の交付金に對する規定の改正に依りまして、大體三分の一の四十萬圓位に減らされさうなので、此點に付ては當局に對し六大都市の議長會議、或は六大都市の財務關係者協會等より都市財政の實情よりして減額せられることは甚だ困るので、減額せられない様に陳情して居

る様な次第であります。要するに是は市町村が國の委任に依り國に代つて税金を徴收し其の費用として交付金を呉れる、其交付金を呉れるのが從來は實際掛つた費用よりも多く呉れて居たと云ふやうなことが一つの原因ぢやないかと思ひます。滞納處分吏には餘り關係がありませんから此の程度に致して置きます。

二 納税の告知(第六條)

次は第六條であります。是は納税の告知——納税の告知と云ふことは會計法にもありまして、稅務署長であると、市町村長であるとを問はず納税人に對しまして、其の納付すべき金額、納付日及納付場所を指定しなければならぬのであつて、此の告知は現實に金錢給付の義務を生ぜしめる所の命令であります。納税の告知は時効中斷の效力を生ずるのでありまして、而も納税の告知は當然時効を中斷致します。地方稅であれば徵稅令書に該當すべきものだと思ひます。本件の告知と云ふことは賦課の問題にも關聯いたしますので、賦課の事に付てお話し致しますが、課稅價格の決定、課稅物の査定、納期の開始等に依つて納稅義務は確定するものであるが、それだけでは未だ納稅を現實にしなければならぬと云ふのではなく、假令納期が開始し、或は亦納期を經過致しましても、納稅の告知を受けない間は其の義務履行を要しないのであります。要するに賦課と云ふことはどう云

ふことかと云ふと、是は抽象的な納稅義務を具體的に確定するのが賦課と云ふものではないかと思ひます。然らば調定と云ふことは如何云ふことかと云ふと所謂賦課額の確定であつて、賦課とは異なるのであります。而して確定した賦課額に基いて現實に納稅者に令書を發付する事が告知でありまして、其の告知に依りまして初めて其處に抽象的な納稅義務が具體的に確定するのであります。令書、所謂納稅告知書を本人が受取つて、初めて現實に納稅義務が生ずるのでありますから、それまでは幾ら調定した税金があつても、現實に令書を納稅義務者が手にしない以上は積極的に納める義務は生じないと思つて居ります。隨て告知書或は徵稅令書を發送する事務に従事する者は慎重にやらなければなりません。本人に完全に送達すると云ふ事に付ては非常に重要な役割をして居るのであります。そこで送達不能の場合には、先程もお話し致しました通り書類の公示送達と云ふやうな問題が起るのであります。然し此の場合は何處までも現住所を確めて完全に送達されるやうにすることが先づ徵收成績の向上を計る第一要件であります。之等送達事務を誤ると飛んでもないことになる。大體何萬通か出して其の中の幾らか歸つて来る。それを餘り放つて置く譯に行かないのでありますから、さう云ふものは完全に送達されるやうに不斷の注意を怠らないことが最も必要なことぢやないかと思つて居ります。次に納稅告知書の記載事項であります。是は納稅人は固より納付金額、納付期日とか、納付場所、年度並稅種區分、告知書發布の年月日と云ふやうなものであります。私

から説明するまでもなく、是は現實に令書を御覽になれば御判りのこととございますから、詳しくは申上げませぬ。

三 徴收猶豫及市町村の徴收税金送付責任の免除申請（第七條及第八條）

次は第七條の徴收猶豫を省略致しまして第八條の説明であります。是は市町村長が徴收した税金の送付責任を事件の發生に依つて免除申請することの出來ると云ふ規定であります。要するに市町村長は勅令の定むる所に依りまして、國税の或る種目に付ては徴收して國庫に拂込む責任があります。其の場合に市町村長が其の納税者の個人々々から取上げた所の税金を未だ國庫に拂込まない中に不可抗力に依つて送付出來なくなつたと云ふやうな場合の責任免除申請の規定であります。此の點に付ては、不可抗力に關する事例があるので申し上げます。日本銀行へ納めに行かうと思つて拂込責任者は特に注意して二人の吏員に金を持たせて拂込にやつた所が、怪漢が途中から出て來て抗拒不能、抵抗不能ならしめて強奪した、と云ふが如き場合は普通人が人力を以つてしては如何ともなし難い場合なのであるからそれは不可抗力であるとの説明になります。先づさう云つた場合には仕方がないとしても、明日拂込むべき徴收税金數萬圓を金庫に入れて置いた所が、宿直員は居たのであるが眠つて居る間に窃盜が入つてそれを盗つて行つてしまつた、と云ふ様な場合は宿直員の

監視が十分でなかつたと云ふ譯で、是は不可抗力でも何でも無い、市町村長の責任であると云ふやうな問題になるのです。要するに是は滞納處分吏としては餘り必要のないこととありますが、一應さう云ふ規定であると云ふことを御承知置き願ひます。

四 督促手續（第九條）

次は第九條の督促手續であります。之に付ては後で東京市の滞納處分に關する條例と關聯して説明したいと思つて居りますので簡単に申し上げます。大體私は斯う云ふ風に説明して來ましたが、此の國税徴收法と云ふものはどんなことが書いてあるか、と云ふことだけを大體御話して居るので、之に關聯して實際問題をちよいとくお話しすることに致します。差當つて第九條の督促手續の問題ですが、之に付ては相當重要な問題が多くあるのではないかと思つて居ります。地方税に於ける時効中斷が結局督促手續の問題と關聯して來る譯ですが、督促狀と云ふものは時効中斷の效力を有するかどうかに付ては相當議論があります。此督促狀を發付せられる場合に、督促狀は時効中斷の效力を有するや。是に付ては積極説と消極説の二つがあります。積極説は、督促狀と云ふものは會計法三十四條でしたか、政府の爲す納入の告知云々とありますが、あの告知書と同様なものであつて、何等區別する必要はない。單に催告すると云ふ問題でなく、請求の意味だと解して居るのであります。

す。所が消極説に依りますと此の督促状は單なる催告に過ぎないのであるから民法の百四十七條、百五十三條に依つて、催告だと解し六箇月以内に差押をしなければ中斷の効力がなくなると云ふのであります。何れがよいかと云ふことになると、從來吾々が考へて居りますのは、先づ督促と云ふものは、是は催告に過ぎないのだから、六箇月以内に滞納處分をしなければならぬ、さうしなければ時効中斷の効力がないと云ふやうに考へて居るのですが、最近内務省某屬の見解で行きますと、督促状は政府の發する納額告知書と同様に取扱つても差支ないと云ふやうな回答をして居ります。(地方財務参照) 私近い中に内務省へ行きますから、此の點に付て伺つて見たいと思つて居りますが、大體從來の解釋とすると、督促状を發付しても六箇月以内に滞納處分をしなければ効力がないと云ふ解釋であります。最近はそのだけで時効中斷すると言つて居りますが、まあ六箇月以内に滞納處分をしなければ時効中斷しないと云ふ説の方が宜いのではないかと思ひます。(八五頁以下の説明参照)

五 交付 要求 (施行規則第二十九條)

次は第十條であります。其前に交付要求が滞納處分であるか、それとも滞納處分でないかと云ふ問題が其處に残つて居りますので此處でお話し致して置きます。是は便宜上徴收の問題として此處で御話致しますが、交付要求の性質に付ては、どうもはつきりしないのです。交付要求は滞納者

の意思に反して他の執行機關に強制徴收を求むるのであるから、一種の滞納處分だと云ふ説を唱へる人もあります。要するに交付要求は強制徴收を求むる所の一種の滞納處分と解するのが相當であると云ふのであります。然し必ずしも完全な滞納處分だとは言ひ切れないのです。それで中間説のやうですが、此説から言へば一種の滞納處分で、交付要求が滞納處分でなかつたらどうする。施行規則二十九條があつても、結局それは民事訴訟法に於ける配當要求と同様のものとなる。従つて特に明文を以つて規定する必要がないのであります。然るに此の明文を以て國稅徴收法の例に依る強制徴收を行ふことが出来るのでありますから處分説が宜いと云ふことにもなるのであります。然し地方稅に就いては交付要求に關する施行規則二十九條の規定は徴收法第四條ノ一の場合にして、第四條ノ一は地方稅に準用せられて居ないのであるから、國稅に比し地方稅は一層薄弱なことになつてしまふ譯です。此處に判例があります。是は前の協議會でも問題になつたかも知れませぬが、要するに國稅徴收法に基く交付要求は昭和六年三月二十日の行政裁判所の宣告に依りますと、滞納處分説を唱へて居ります。それを學者が解釋して曰く、先刻申したやうに、交付要求は滞納者の意思に反して他の機關に交付を強制的に求めるのであるから、一種の滞納處分だと言つて居ります。そこで、又問題が變つて來ますが、施行規則の二十九條に依る、交付要求をなす場合の延滞金の計算期間が問題になります。是もやゝこゝしい問題だと思ひます。結局交付要求をするものは、延

滞金の計算期間に付ては四通りあります。第一番目には交付要求をなす日の前日までとなすもの、それから第二は競賣開始決定の日の前日まで、第三は競賣決行の日の前日まで、第四は交付を受くる日の前日までとなすものであります。さうしますと、國税の方ではどれを探つて居るか云ふと、國税の方では交付要求をなす日の前日と云ふことになつて居ります。所が地方税はどうかと云ふと、競賣開始決定の日の前日とあります。地方税は何故さう云ふことをやつて居るか云ふと、是は地方局長の回答だと思ひますが「大正四年九月十八日に動産の競賣なるときは執達吏が競賣の委任を受けたる日、不動産及登記したる船舶の競賣なるときは區裁判所の競賣開始決定の日の前日迄の日に依り延滞金を徴収す」と云ふ様な回答があります。國税は交付要求をなす日の前日、是はどう云ふ喰違ひが出て来るかと申しますと、交付要求の性質を滞納處分と見るか見ないかに依つて變つて来る譯であります。それで先程の判例の如く、之を滞納處分とするならば、國税と同様に交付要求をなす前日としてやるのが正當ぢやないかと思ひます。所が是は實際問題として、各區の取扱は國税同様に取扱つて居るのではないかと思ひます。(市税延滞金不徴収ニ關スル件昭和七年東京市訓令甲第七十二號) 即ち交付要求をなす日の前日と云ふことで延滞金を計算して居るのぢやないかと思ひますが、それは誤りと言へば誤りで、地方局長の通牒は競賣開始決定の日の前日となつて居ります、此通牒が延滞金計算に付ては一番新しいものです。交付要求の關係に付ては其處が少しや、

こしくなつて居りますが、大體其程度にして置きます。唯交付要求をなす場合に國税徴收法施行規則二十九條に依ると云ふので、結局之を楯に取つて交付要求をして居る所があるやうですが、實際は根據がないのです。先程も申上げました通り、滞納處分の關係の規定は第三章の規定が準用されて居る、果して此國税徴收法の施行規則二十九條が地方税に適用されて居るかどうか、私の説に依ると適用されてないことになりす。それを二十九條に依つて交付要求に及候也と麗々しく書いてある。所が其條文は書いても書かぬでも宜いものだから、寧ろ書かない方が慳巧な位で、正確に詮じ詰めれば其規定に依つて交付要求をなすのでなく、理論から來た交付要求になる譯です。ですから此の二十九條と云ふものは地方税に對しては適用される様になつて居ないと考へます、以上が大體徴收に關する問題の説明であります。徴收に關しては國税徴收法の五條と、府縣制施行令の三十一條と、第三十三條の一項等の關係條文を参照して下さい。是は後で御研究を願ふこととして置きます。

第三章 滞納處分

一 滞納處分の概説

次は第三章の滞納處分の説明であります。滞納處分と云ふものは、要するに税金を納めない者に

對して國家財政權の作用に依つて強制徴收をすると云ふのでありまして、是は滞納處分をする人とされる人との二つに考へて見たらどうかと思ひます。滞納處分をする人云ふことは、先程も申し上げました通り非常に困難な事務であります。従ひまして滞納處分事務に従事することは、人物を造ることになると申し上げましても過言ではありませぬ。勤くとも滞納處分事務に數年間勤められるやうな人だつたらそれは立派な社會學の全般を知り得た人だと考へても差支ないと思ひます。一人前の滞納處分吏になるまでには租稅法規は勿論、徴收法規は一通り心得て居らなければならぬ。其他色々の枝葉の法律規則に付ても適用或は準用になつて居りますから、皆心得て居らなければならぬ。是は滞納處分吏だけでなく、庶務關係の人にしても、例へば行路病人のことなどでも國稅徴收法を知らなければならぬことがあります。或は保健土木の人にしても、道路占用料などの問題が起つて参ります。ですから、國稅徴收法の實際の運用を知つて居つたならば都合がよいのではないかと思ひます。要するに苟も滞納處分に従事して居る者であつたならば、それらの關係法規を心得て置かなければならぬのであります。私は儼然に堪へないことがありました。一昨年八月、丁度今頃でした。制限外課稅の件で内務省に出張し内務省より電話をかけて某區の稅務課の人に稅務課の吏員として當然知らなければならぬ事項を私が訊ねたのです。それは家屋稅の課率のことでしたが結局知らなかつたのです。それで「あなたは何の仕事をやつて居るんだ」と訊いたら、「家屋係だ」家屋係

でありながら本年度の課率を知らぬと云ふことは、私は餘りひどいぢやないかと思ひます。さう云ふ人も市には居るかと思ふと情なくなります。(笑聲)實際さう云ふやうなことでは滞納處分吏などはどうしても勤らぬと思ひます。大體法規と云ふものはむつかしくて、權利だとか義務だとか面倒だけれども、滞納處分吏だからと言つて滞納處分の法規ばかりを振り廻して取れば宜いと云ふものぢやない。賦課された稅金に付て相手の納得が行くまで説明して、圓滿協調して徴收するべきであります。萬一此方の要求に對してどうしても頑として應じないと云ふやうな場合に愈々國稅徴收法を持ち出せば宜い。又其持ち出した時に、少しばかり法律を齧つた納稅者から、そんな差押の方法をすると無効になるぞと言はれて凹垂れるやうなことだつたら、是はしない方が宜い。それには平素から充分に滞納處分に付ての關係法規を研究して置くことが、非常に必要なことになるのであります。併し滞納處分吏は中々他の職務より以上に激務であります。而も人の家へ行つて金を取ると云ふことは非常に困難なことでありまして、一日中滞納者の家を廻つて來れば相當疲れもしますので、研究の餘裕もないでせうが、處分上必要な事項に付て問題でも起つた様な場合には、必ずそれを何處何處までも追究して其原因を確める、或は法規の根據を確めると云ふ様なことが必要ぢやないかと思ひます。普段にさう云ふ習慣を着けることが宜いと思ひます。ですから滞納處分吏はカードとか、表とか云ふものを拵へて置いて、何處の納稅者はどう云ふ風だとか、或は斯う云ふ場合は違法

になると云ふやうなことを友達なんかと研究することが必要である。是等の事項を書付けて置いて監督者の課長なり、主任に話しをし、又其餘暇には研究会を開くと云ふやうにして法の根拠を確めるさうすれば確固たる信念に基いて斷乎として事務を遂行することが出来る。其の位の覺悟がなければ一人前の滞納處分吏ではない。所が差押は出来るけれども、後の公賣は一寸も知らぬと云ふことでは一人前ぢやないと思ひます。成程金だけ取つて來れば成績の好い人だと思ふ方があるかも知れませぬが、本當の滞納處分吏と云ふものは税金の徴收成績を擧げると同時に能く徴收法を會得し、或は徴收法以外の關係法規に付ても詳しく會得し、納税者が不審の點があれば、是は斯う云ふものですよと云ふ風に、納税者が納得して、喜んで納税するやうに話しをする。或は納税思想を善導すると云ふやうなことで、滞納處分吏の責任であると思ひます。隨て滞納處分吏の責任と云ふものは非常に重且大と言はなければならぬ。其の意味に於て私は尠くとも數年間滞納處分吏を勤め上げた人ならば、立派な人格者として社會に認めらるべきであらうと思ひます。併し滞納處分吏を十年も勤めた人がありますが、毎日同じことを繰返すだけに過ぎない。——朝來て金取りに出掛けて取つた金を又歸りに拂込むだけのことである。甲の家へ行つて頭を下げて金を貰つて來ると云ふことは中々むづかしい、そこで、今度の所はむづかしいから誰かに頼むとか、差押になるとむづかしいから内部事務の人に頼むと云ふやうなことで、要するに滞納處分吏は電燈料の集金とか、瓦斯屋

の集金員と同じやうに唯金を取つて來るだけであると考へて居る人もある。それでは十年やつた所で滞納處分吏として一人前とは云はれない。だから私は本當の滞納處分吏と云ふものを養成するのには、稅務課長あたりは之が指導に付て特に考へなければならぬと思ひます。

斯う云ふ話を此間聞いたのです。多分協議會の席上の話でしたか、或る華族さんの家へ滞納處分に行つた、所が華族の家令が恭々しく出て來て、絹布の座蒲團か何か知らぬが玄關に出して、冷たい御茶を出して「大變待たして濟まなかつた」との意味を述べ、更に「當家の財政は洵に不如意であつて、當分税金は拂へないから洵に恐縮であるが來月の半頃まで待つて呉れ」と言つた。所が其の税金は長い間の滞納金であるから、本日まで納めなければ滞納處分を執行すると云ふやうな状況にある。斯う云ふ様な場合に今度の條例が活用するならば、其儘歸ることは出来ない。所が先刻御話したやうに、其の人は一人前の滞納處分吏でないものですから、家令が頭を下げるのでみす／＼歸つて來たと云ふ話であります。さう云つた際に凹垂れないやうな態度も必要だし、又言葉なども必要であるし、實際滞納處分吏と云ふものは非常にむづかしいものであります。ですから課長あたりは機會がある毎に滞納處分吏と云ふものゝ優遇方法を能く考へて、相當の待遇をしてやらなければならぬと思ひます。私は機會ある毎に之を皆に諒解して貰ふやうに努めて居ります。更に困難な事務は稅務の賦課事務だと思ひます。是は非常に複雑して居ります。併し是も機械的

に課率を與へられて算盤を弾いて算出して令書を書く、それだけならば誰にでも出来ます。それをどう云ふ譯で斯う云ふ課率が決つたのか、もう十錢位上げても宜いのぢやないか、上げるのにはどう云ふ手續をしたら宜いか、又下げるのにはどう云ふ手續をしたら宜いか、之れは免除さるべきものであるか否か、さう云つたことを知らなければならぬ。是は滞納處分吏でも同じですが、自轉車税が高いぢやないかと云ふことは滞納者に能く言はれる、其根據は何處にあるかと訊かれる「いえ、毎年少しづつ下つて居ります」と答へる、そんな答では理論の説明にならない。それを現在の經濟情勢から言つて斯うだ、負擔能力の點から、物件税等の沿革から説いて、納税者に納得させる位になれば、是は一人前と言へると思ひます。さう云つたやうに稅務課の吏員は研究しなければならぬ様な機會を與へられて居ります。法律を澤山取扱ふ機會も與へられて居ります。ですから滞納處分に付ては、滞納處分吏の養成は非常に事務的にも、人格的にも凡ゆる方面の素質を備へることが必要であります。勿論健康も第一であります。さう云つたことは十分考慮しなければならぬことぢやないかと思ひます。ですから同じ滞納處分吏が行きましても、法規を知つて居る人が行きますと、法規を能く知つて居る爲に人を小馬鹿にします。向ふが詰らぬことを云ふと逆にこつちから嚇し付けてしまふ、一寸位法規を知つて居つても斯様なことがあつてはいけない。人格も高く、凡ゆることを能く知つて居つて、向ふの出様に依つてどうにでもなると云ふ人でなければならぬ。差押をす

ることばかりが能ぢやないのですから、其意味に於て滞納處分吏と云ふものは一人前になるまでには國稅徵收法其他總ての滞納處分に關する法規に付て一通り能く研究されるやうに努めることが宜いと思ひます。併し宜いには違ひないですが、外勤事務に従事されてゐることであるから餘裕も少く中々出来ないことでしょうかが努めて研究する様に心掛けて頂きたいのであります。

二 財產差押(第十條)

話は大變横道へ入りましたが、滞納處分の中の先づ第十條に付てお話し致します。是は財産を差押する場合にどうしたら宜いかと云ふことを規定したのであります。私は私法關係の財産差押は大分やりました。是れもやり方は同じです。要するに滞納處分と云ふものは公法關係から來て居るだけのことです。義務者の家へ行きまして、「お宅には是だけ滞納があるのであります、前々から何度も約束して今日で何回目です」然るにまだ滞納を拂はないで私共は非常に困つて居る——此場合に行懸上、「何でも貰つて行く」「拂へない」と云ふやうなことになつた場合には、斷然差押處分執行をした方が宜しいと思ひます。然し場合に依つては、充分説明を與へて、最後に差押の事を持出した方がよい。押へる時に能く問題になるのですが、滞納處分吏が押へると何だか權威がないやうな氣がする。裁判所の命令で執達吏が債權者の代理人として押へた場合には何か大變權威があるや

うに思ふ。「私は東京地方裁判所の命令に依つて差押に來ました」と言つて裁判所の名刺を出して、云ふが早いか呆氣に取られて居る人を尻目にどん／＼上つて部屋の中に目を配る、さうして大體此家にはどの位の物件があるかと云ふことを執達吏は直ぐ覺つてしまふ。是は滞納處分吏も一人前になれば、執達吏同様になるんぢやないかと思ひます。兎に角其家へ入つて二、三話をしてゐる中に、第六感に依つて此家にはどんな物があるかと云ふことをすつかり見てしまふ。さうして泣き叫んだりして居るやうな場面にも幾らもぶつ突かれますが、其場合には泣いたつて騒いだつて驚くこととはありませぬ。是は差押されるまでにやつた行爲が憎むべき事でありませぬから、決して差支はありませぬ。差押をされるやうな人はそれまでに何度も常習だとか、脱法行爲をして居るとか、兎に角其人の怠慢さと云ふことは一應誰にも認められるのぢやないかと思ひます。私が小石川へ行つて押へた人は、帝大を卒業された方で、會社の重役をして居る人で、それを私は知つて居りました。所が其家へ處分に行きまして差押をして、最後に調書に其人の署名捺印を求めた、すると其人の曰く、「私は尋常二年か三年しか行きませぬので、實は明き盲で自分の名前も碌に書けない爲めに色々と誤まかされた」と云ふ。「それぢや假名はどうだ」「まあ假名で自分の署名位は何とか出來ませう」「いや、假名で結構です。書いて下さい」と云つて書かした所が、わざ／＼手を顫はして假名で辛うじて名前を書いた。所が後で聞いて見ると、實際は立派な達筆家だつた。それを憐れつぽく見

せて差押を延ばして貰はふと云ふ考でやるのです。斯う云ふ憐れつぽいことを一々聽届けて居つたら限りがありませぬ。それは一應聽くのは宜しいが、それが果して本當の事を言つてるかどうかと云ふことを極めるには頭の働きの必要だと思ひます。ですから非常にむづかしい。實際ぼかんとして金を取つて來るだけの仕事ではないので、差押をすると云ふことになれば中々困難な問題であります。さう云ふ關係で、滞納處分吏が滞納者の家に乗込んで、最後に押へると言つた時には容赦なく押へるべきと思ひます。私は名譽職の人で誰もが押へ兼ねて居る人を押へたことがあります。其の差押物件中には特別法規に依つて取締られてゐる物もあつたので是は警視廳の方へ届けなければならぬ問題が起りました。多分銃砲火藥取締規則か何かで保管者が變ると届けねばならぬ問題です。斯様に差押へた物に付ては場合に依つたら法定の手續を執らなければならぬやうなものがあります。ピストル仕込杖等を押へた場合、保管者を變更するときは銃砲火藥取締に關する規定に基づき一々届けて許可を得なければならぬ、と云ふことになると思ひます。さう云つたことに色々の法規を知ることが必要になるわけでありませぬ。滞納處分吏は頭を働かすことが必要でありますけれども、毎日差押をして歩く譯ぢやありません。滞納處分吏は頭を働かすことが必要ではないやうに考へますが、一人前の處分吏として自信のある處分執行をするには充分研究することが必要だと思ひます。さう云ふ確固たる信念があればどんな問題にぶつ突かつて、さう凹垂れることはないと思ひます。

大變話は横道に入りましたが、元に戻りまして第十條の滞納處分に付てお話し致します。財産を差押へるには——財産の中には色々ありますが、先づ區役所あたりでやつて居りますのは動産及不動産並に債權、電話等の關係と思ひます。其の内でも尤も動産、不動産が多いのぢやないかと思はれますが、差押への方法としては、御承知の通り東京市の收納事務取扱手續所定の様式に依りまして、大體決つて居ります。一定の記載事項を書いて差押へをすることになるのでありますが、差押をする場合先づ第一番に差押への證票を示すこととなります。

三 財産差押證票の呈示（第十一條）

この證票を示さずに執行する人が大分あるやうですが、それは證票を示さないからと云つて無効にはなりませんけれども、喧しい人になりますと、無効だとか何とか理窟を並べて異議申立を出したりして面倒になりますから、差押着手前には必ず呈示する様にして頂きたい。斯う云ふものは行政裁判所では結局負ける辯に義務者はむづかしいことを言つて見るので、相手が有力者であると一層面倒になりますから、斯様な煩はしいことを起さないやうに、先づ差押の證票は一番先に見せるが宜いと思ひます。要するに納税者の側から言はせれば安心して差押を受けるやうに——悪いことを安心して受けると云ふのも訝しいですが、インチキな差押で財産を取られると云ふやうな不安を

無くする爲に、是は正當な權利で差押をされるのだと云ふ安心の爲に示すのでありますから、是だけは必ず携帯して行かれることが必要だと思ひます。所が私此の間聞いたことですが、滞納處分吏の證票を無くしてしまつた。能く調べて見ると一年も前から無くして居る、それで其の處分吏に今までどうやつて居たかと訊いて見ると、「差押をしませぬから何ともありません」と言つて居つた。そんなことでは困る。紛失したなれば直に始末書を以て届出をする、一應さう云ふ形式になつて居りますので、必ず此の證票は携帯されることが必要だと思ひます。

四 財産差押處分の立會人（第二十一條）

それから差押をする時に立會人が必要であります。此の規定が甚だ面白いのです。是は第二十一條にあります「收税官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滞納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上」とあります。此の成丁者と云ふのは是は男子の意味です。だから立會人には女はなれないと云ふこととなります。是が氣の付かぬ人が多いやうに思ひます。所謂満二十歳以上の者を二人以上立會はせると云ふ時に、此の成丁者と云ふものがあります。徴兵令等では丁年者となつて居りますが、國稅徵收法は變な文字を使つて居りまして、成丁者であります。是には普通先づ女子は入らぬと云ふことを

考へて行つたら宜しいと思ひます。それから家族雇人の立會者の問題ですが、此の場合は家族雇人である以上老若男女を問はないのであります。然し意思能力のあることが必要であります。是は要するに意思能力があれば宜いと云ふことになります。此の意思能力の問題が又非常にむづかしい問題で、御承知の通り法律關係の能力に付ては、權利能力なら出生と同時に始まる、私權の享有は出生から始まると云ふのですから、生れると同時に權利能力の主體になるけれども、意思能力と云ふと、是は物を辨へる力がなければならぬと云ふことで、其處に問題が起る。それで何歳以上の者を立會人にしたら宜いかと云ふ問題になります。是は刑法の刑事責任の十四歳位がまあ普通意思能力があると認めて宜いのぢやないかと思はれます。先づ高等小學校位に行つて居る者ならば立會人としても差支ない、是は多少問題もあるかも知れませぬが、此程度ならば私は差支ないと思つて居ります。場合に依れば三歳の童兒と雖も意思能力は持つて居ります。三つになる子供が隣の菓子屋へ行つて菓子を一錢買ふと云ふことは、是は意思能力があるからこそ法律行為が有効に行へる、ですから時と場合に依つて能力と云ふものは變る譯です。婚姻能力と云ふものは女十五歳とか、男十七歳とか云ふことで色々能力が違ひます。それで此場合も意思能力があれば宜いと云ふことを學者は言つて居りますが、どの程度の者とするかと云ふと、簡單には行きませぬ。十二歳だつて十七八歳位の能力を持つて居る者もないとは言へない。或は三十歳でも白痴だつたら意思能力があると云ふ譯には

行かない。ですから立會人は其の時々で十三乃至十四位から意思能力のある人を持つて來れば宜いのぢやないかと思ひます。

それから茲に大きな問題で、第十二條の滯納處分中止の問題であります。此中止處分は從來何處の區でもやつて居られるでせうが、是は差押處分に着手して然る後中止處分すべきが正當だと思ひます。それをいきなりあの納税者はもう財産はないんだ、隨て十二條を適用すれば宜いと言つて調書を作つて中止處分をしてしまふ。それではいけないのです。矢張り十二條の中止處分をする場合には、先づ差押の證票を示して「滯納處分に移ります」と言つてから着手しなければいけない。さうして著手して物件を捜査して、十二條の條件を具備した場合に初めて執行を止むべきで、今までに納税義務者の無財産なることを知つて居るからと云ふて漫然第十二條を適用し、差押着手の形式を採らないことは實際としていけないと思ひます。ですから十二條の處分をされることは充分注意されなければならぬと思ひます。

五 滯納處分の中止 (第十二條)

其の次は矢張り十二條の問題で、處分したものを缺損に落します。さうすると後日に至つて其人の財産が出來て來た、そこで復活調定と云ふことになつて來ます。是は恐らく何處の區でもやつて居

るのではないかと思ひますが、實際の理論から行きますと、主税局或は地方局の長官が復活調定罷りならぬと云ふのであります。何故かと申しますと要するに十二條で中止處分したものは國稅徵收法の三十一條に依つて納稅義務が消滅すると云ふ解釋をするから、さう云ふことになる。十二條で中止處分してしまへば、それに依つて三十一條の法規を適用して納稅義務が消滅したと云ふことになる譯です。それが後日になつて財産が出来たからと云つて、更に復活することは理論上あり得ない。併しそれを十二條で處分中止をして置きながら財産を発見するとそれを復活する、所が見方に依つては、十二條で中止處分を一度やつてしまつたが、後で其當時財産があつたと云ふことを発見したことになる。結局中止處分當時には捜査はしたが発見されなかつたのである。中止處分は單獨行爲、即ち一方行爲であるから斯様な場合には該處分を取消せば宜しい。結局それを取消して中止處分をせざりし場合と同様の状態に戻し、改めて税金を徵收して宜しいと思ひます。けれどもさう云ふことを度々すると云ふことは甚だ不見識な話ですから、十二條の中止處分をすることに付ても相當考慮を要すると思ひます。徒らに中止處分をして納稅義務を消滅して置きながら財産が出来て來ると又そこで復活調定をすると云ふ様では何時まで経つても納稅義務と云ふものは滞納金を拂はなければ最後まで處分をされることになる。一旦消滅した納稅義務が更に復活することになつては大變であります。行政處分の取消と雖も、一般行政行爲の取消要件を具備する場合に限るのであり

ます。所が此處に又一つ面白い問題があります。十二條で中止處分をされる時は財産は何處かへ隠匿して置いて分らない、執行者は捜査したけれども財産がないので、是では事務が片付かないから中止處分をやる、さうすると義務者から、「中止處分と云ふと結果はどうなりますか」と云つて念を押して來る。「それは納稅義務が消滅するのです」「本當ですか」「本當です」さうすると二三日経つてから財産が出て來る。勿論斯様な場合は十二條に依る處分の取消をすればよろしいがさう云ふ手に引つ掛らないやうにしなければなりません。要するに滞納金を納付せしめずして納稅義務を消滅せしむるには、大きく別ければ十二條に依つて中止處分をするか、所在不明に依つて缺損處分をするかの、二通りあります。先づ中止處分に付て申上げれば、御承知の如く財産の差押は其の差押へた財産を換價して租稅、督促手数料、延滞金其他に充當して徵收の目的を達せんとするものでありますから、其の目的を達し得る見込がない様なものは、何等實益がなく、初めから差押をしないのと同じことである。との理由に基きまして本規定があるわけでありす。而して本條に於きましては、差押財産から單に督促手数料、延滞金、滞納處分費を徵收することは出来るが税金に充つべき残金の見込がない場合は總て差押處分を中止することになつてゐるのであります、之は申すまでもなく、督促手数料、延滞金、滞納處分費の如きものは、比較的小額であるから、之を徵收する爲めに反つて經費を増す虞れが多いと豫想されるからであります。

尙本規定は差押ふべき場合のみを規定したものであつて、差押後差押財産に異動を生じ、若は價格の變動に依つて見積價格が減少し、其の結果之を處分する税金に充當する見込がない様になつたものは本條に包含されてゐないことは、文面に依つて明かである、従つて當初財産の價格に見込があつて差押を爲したものは、結局徴收の目的を達せず、又負債金額に達しない様な場合があつても差押を解除してはいかぬ様に見られるが、徴收の目的を達せず、勞して效なき結果となるのは差押の前であると、差押の後であると依つて差別のある筈なく、本條制定の精神から推考するときは、差押後に於ても滞納處分の執行を止め得るものと解すべきである。從來の行政判例も本條の規定は收税官吏に處分執行を中止すべき義務のあることを規定したものでなく、單に處分中止を爲し得べきことを規定したに過ぎないと判示しております。

更に本條適用の結果は勢ひ缺損に落すこととなるのでありますが、此の場合に市制の四十二條に依つて市會の議決を経なければならぬ。是は屢々問題になることではありますが結局從來の例に依りますと、缺損處分なるものは決算の時に提出されるのでありまして箇々には提出されませぬが、總括的のものが決算の承認を求める爲に市會に提出されます。市會はそれに承認を與へることに依つて缺損を認めたと云ふこととなります。併し私は理論上の問題としては、其必要がないと思ひます。それは如何云ふ理由かと申しますと、要するに徴收權を持つて居る市長なり、區長なりが十二條適

用の結果缺損をすると云ふことは法規の適用の結果でありまして、何も市會の承認を経る必要はないのであります。だから十二條の場合は權利拋棄ではない。十二條を適用し中止處分と云ふ單獨の行政處分に依り、第三十一條の規定適用の結果、納税義務が消滅したのであります。近頃監督官廳でもさう云ふ解釋をして居られるやうであります。併し一般の債務の免除（此の中には無資産に依る缺損處分を包含するか否に付ては議論があります）と云ふことは、是は別問題で、矢張り市會に出して議決を経なければならぬのであると思ひます。

六 質物の引渡（第十三條）

次に是は餘り事例は少ないかと思ひますが、十三條に規定されて居ります質物の引渡しの問題に付て申し上げます。是は要するに滞納處分をなすに當つて收税官吏或は滞納處分吏に對して強力なる權利を認めたと同時に一面斯う云ふ便利な規定を認めて居るのであります。

七 差押財産の取戻請求（第十四條）

それから差押財産の取戻請求權ですが、是は第十四條に規定されてあります。先程私が區長さんに會ひましたら、何か當區に於て第三者の自動車を押へたとか云ふ話でありました。私は其の顛末を

知りませぬが、第三者——他人の財産を押へてしまつた譯です。勿論此の場合と雖も、明確に納税者の財産であるか、第三者の財産であるかが分らぬ場合と存じます。併し斯様な場合に斯様な處置をしたと云ふことは私は實に良いことだと思ひます。滞納處分吏と云ふものはそれ位の元氣がなければいかぬと思ひます。滞納處分吏が甲なら甲と云ふ家に行きまして、今日差押を斷行することになつた、所が其家には偶々下宿人が二三人居つたとか、或は御客が来て居ると云ふ場合に、滞納者は自分の家の物でないトランク其の他の物であることを申出、差押處分を免れんとする場合があります。併し所有者の何れなるか明確でないのでありますからそんなものは容赦りませぬ。押へると決意した以上は尠くとも其處の家にある物は全部押へて宜しいのです。今來たばかりの御客さんの物だと申し立て、も區分明確でない限り差押しても構はない、其位の元氣がなければ完全に差押處分の遂行は出来ませぬ。それは餘り酷いぢやないかと云ふ人もありますが、さう云ふことをするのは酷いとか酷くないとか云ふことは別で、徵税者としては滞納者の物だか、誰の物だかはつきり區別がつかない。其處に居る人が「是は私の物であります」と言つた所で、それは通り一遍の申立てに過ぎない。實情を知つて居るならいざ知らず、實情を知らない處分吏には滞納者の物であるかどうか分りませぬ。一應總て押へて宜しいのであります。一應全部押へた場合に其の結果は如何なるかと申しますと。結局其効果が良い場合もありますし、悪い場合もあります。悪い場合と云つても、

それは取戻請求權に基いて一部解除をすればよいのであります。惡質の滞納者に對しては偶にはさう云ふ事をやつて取戻請求をさせることも宜しいと思ひます。是は研究的に態と押へて、此の取戻請求の條文を活用させて見たいなんとな云ふことではいけません、……先づ滞納金額と財産とを對照して重要な物があつた場合には全部押へてしまふ。文句を云つて來たら十四條が斯う云ふことになつて居るから、之に依つて請求して下さいと云ふことで、取戻請求者の請求を俟つて充分審査し滞納者以外の財産であることを確認した上で解除すれば宜しい。損害を加へる譯でも何でもありません。何れにしても滞納處分吏が處分執行するに當つては極めて迅速に執行出来る様にならなければなりません。押へる物件などと云ふものはちよつと見れば直ぐ分るので、兎に角てきばきとやらなければいけません。そこへ行くと裁判所の執達吏は鬼神のやうです。實際吾々なんかには戸棚の中とか押入の中に何が人つて居るか開けて見なければ分りませぬが、執達吏には大體の見當が付いて居る様であります。謂ば第六感と云ふ様なものです。部屋へ行つて見たゞけで、この中には金目の物が入つて居ると云ふやうなことが分る。或る待合へ執達吏と一緒に差押に行つたことがあります、其時に執達吏はどん／＼と二階へ上つて行つて、此部屋には幾ら位の物件があると云ふことを見て、それで戸棚の中に三味線の良いのが五つか六つありました、それを片ばしから押へてしまつた。押へられた方では三味線を押へられたことをちつとも知らなかつた。それで調書を讀上げた

所が三味線が書いてある。それで内儀が驚くの、其時内儀は執達吏に付いて居ただけだとしても三味線が押へられたのをちつとも知らなかつた。内儀は自分の三味線だけは助かつたと思つて居た處が、それが調書に皆書いてある。而も其の所要時間は僅か五分か六分です。是は滞納處分吏でも一人前になれば今言つたやうな調子に迅速に出来るのぢやないかと思ひます。兎に角迅速に處分出来る様に心掛けるべきだと思ひます。何でも仕事と云ふものは奥深く研究して興味を以てやれば、滞納處分其のものだつて非常に面白いのですから、不斷に研究されることが必要であると思ひます。

次は十四條の取戻請求權のことですが、是は民事訴訟法の五百四十九條と同様な趣旨で出来て居ります。此條文に依りますと、取戻請求手續はどうしたら宜いかと云ふことになるのでありますが、先づ所有者であると云ふことの證據を添付した書類を出して貰はなければならぬ。例へば滞納者の家に有つた「トランク」を押へてしまつたが、それは、お客さんの物であることが判明したと云ふ様な場合には、此の規定に依つて來客者である某が自分の所有であると云ふ證明書を提出させることになるのでありますが、提出する方でもそれは困る譯です。さうすると結局誰か證人でも立て、此の人の物に相違ないとか、或はその求め先の店へ行つて、是は私が買つたものに違ひないと云ふ證明を取つて來るとか、大變難かしい手續になります。さうかうして居る中に、そんな面倒臭い手續をして居るより五圓か十圓の滞納金を納めさへすれば問題は解消するぢやないかと云ふことで滞納

者の方で滞納金を納めると云ふ様うなことになるに解決出来ることになります。以上申し上げた事例の如く逆に他人の物を押へるのでありますから怪しからぬと言つて怒つて來る者がある。併しそんな時に上司に立つ者が斯様な處分をして來たからといつて、君は、滞納者以外の物を押へて來ては困るぢやないかと言ふ様なことがあつてはいけません。それははつきりしないからこそ押へたので、現にお客さんがトランクを持つて玄關へ入つて來たのを見たならば別だけれども、大體滞納者と云ふものは何時押へられても宜いやうな準備をして置くものです。だから、行くと、重要な物は「トランク」の中へ詰めて置いて、是はどこそこからの預かり物ですなどと言ひますけれども、さう云ふ甘言に乗らない用意と斯様な場合に全部を差押すると云ふ覺悟が必要だと思ひます。次に取戻請求を爲すには證據書類を出さなければならぬのであるが、其の提出期限に付ては公賣決行前五日までに出ると云ふことになつて居ります。然し是は公賣が終了前であるならば右期間を過ぎても請求を認めて處理しなければならぬと思ひます。此の點は十分注意して頂きたいと思ひます。要するに五日までに出せと言つたからと云つて、その後でも、出したならば、實際其人のものならば矢張り正當なる權利者に返すべきが法の建前でありますから、其點は矛盾のないやうに、押へる時は馬鹿に強腰に押へたんだから、返す時も矢張り強腰にやつたら宜いぢやないかと云ふかも知れませぬが、併し返す時は正當なる權利者に返すべきが法の建前でありますから、それは餘り規則に拘束

されずにやつたら宜いと思ひます。随て公賣決行後にさう云ふことが起つた時もそれは覆へります。でありますから、押へた時に取戻請求権が十四條に依つて提出されて來た時は公賣處分も見合せて置いた方が實際問題の處理としては宜しいのぢやないかと考へます。併し先づ滞納處分をやる場合には何んでも押へてしまふと云ふ位の勇氣があつて欲しいと云ふ事を私はどこまでも強調します。

八 詐害行爲の取消請求（第十五條）

次に詐害行爲の取消請求と云ふことに付てお話し致します。是は民法第四百二十四條の問題と同様でありまして、要するに債権者を害することを知つて爲した行爲は取消さなければならぬと云ふのであります。是は債権者保護の規定であります。斯う云ふ條文がなかつたら完全に徵收の目的は達せられないのであります。此の取消權行使の要件と致しましては、先づ滞納者が財産讓渡の行爲を爲したことが必要であり、之に基き徵收權に損害を與ふることの事實の存することが必要であります。次は讓受人が情を知つて居つたことが必要であります。法律が此の要件を必要と致しました理由は取消權を與へて徵稅權を確保するために善意の第三者に不側の損害を及ぼすことを防ぐ目的を以つて規定せられたのであります。次は轉得者に對する取消權の問題であります。民法の詐害行爲の問題に付ては善意と惡意とを區別して居ると私は記憶して居ります。民法の四百二十四條に

は「債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知リテ爲シタル法律行爲ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其ノ行爲ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ轉得者カ其ノ行爲又ハ轉得當時債権者ヲ害スヘキ事實ヲ知ラサリントキハ此限ニ在ス」と規定してあるが其の但書の部分は國稅徵收法の中には規定がない。そこで民法に於ては惡意の轉得者に對し取消權を行使することを得る旨を規定してあるが、國稅徵收法に於ては何等規定する所がないから、徵稅上の取消權は此の轉得者に及ばないと論ずるものがあるけれども、轉得者が惡意の場合には即ち詐害行爲があつたことを知つてゐながら之を譲り受けた場合に於ては民法第四百二十四條の如き明文はなくても、其の立法の精神並民法との權衡上本條の讓受人には轉得者をも含むものと解するのを相當と考へるものであります。前回にも申上げました通り詐害行爲の取消は如何な場合にするかと申しますと、是は條文を見ても御判りです。滞納者が財産の讓渡行爲を爲したと云ふことが前提になります。それから徵收權に損害を與へたと云ふことが第二の要件です。第三番目には其の讓受人たる者が其の情を知つて居つた、詰り惡意と云ふことになります。此三つの要件が備はつた場合には取消權の行使が出来る譯です。此の問題も民法の問題と關聯しますと面白い問題があるのであります。是は明日でも詳しく御話致します。

九 差押禁止物（第十六條及第十七條）

次は差押の禁止物件のことでありますが、第十六條に規定がありまして、本條は絶対的禁止物件を列挙してあります。次の十七條には所謂條件付即ち相對的差押禁止物件が列挙されてあります。是は大體皆知つて居られることでせうが、實際のことを言ふと、差押の現場に臨んだ時に色々なことを訊かれ、分らないで躊躇するやうな例を見受けることが澤山あります。會て私は滞納處分吏が差押をする現場に行つて見たことがあります。滞納者が、「それは君差押禁止物件だ、それを押へれば直ぐに行政訴訟を起す」と云ふやうなことを言はれて、其滞納處分吏はへこたれて詰らないものばかり押へて來ると云ふ様なわけでそれでは何にもならない。是では結局先程申し上げた十二條で中止處分でもするより仕方ないと云ふ様なことになつてしまふ。肝心の物は押へて來ないから差押をもう一遍し直せと申しましたら、處分吏が二回目の差押が出來ますかと言ふ、出來るからやつて來いと言つて處分執行に着手した所が今度は逆に滞納者が税金を支拂つた。と云ふ様な事例もありますから、よく法規を見て、差押の禁止物件を頭に入れて置くことが必要であります。大體その家に有る物は全部押へても宜いと云ふ位の氣持で執行すればよいと思ひます。でありますから押へられない物は殆どないのであります。例外として第十六條及第十七條の禁止物件位のことには頭に置いて貰ふと云ふ程度です。以上申し上げました外に特別法令に依る禁止物件が澤山あります。大體を申し上げますと、郵便法の七條に、郵便専用の物件、是は差押禁止物件です。次は電信法の十

一條に依つて電信専用の物件も押へられないことになります。それから神社財産である境内地、社殿其他境内地に在る工作物及寶物(神社財産に關する法律第四條)神社又は寺院の所有に屬する國寶(國寶保存法第十三條)等は押へられない。更に健康保險法第六十八條の保險給付を受ける権利工場抵當法第十三條の工場財團に屬するもの、鐵道抵當法第四條の鐵道財團及鐵道財團に屬するもの、漁業財團抵當法第六條の漁業財團に屬するもの、自動車交通事業法第四十四條の自動車交通事業財團又は自動車交通事業財團に屬するもの等は押へることは出來ないのであります。尙此の他に國稅徵收法以外に依つて差押を禁止した物件が多數あるのです。そこまで知る必要はないかも知れませぬが、併し知つて居て悪いことではないのですから、やはりさう云ふことも知つて置く様に心掛けて置いたら宜いのぢやないかと思ひます。

一〇 果實と差押の效力(第十八條)

其の次は果實と差押の效力に付ての問題であります。是れは、十八條に規定されて居りまして、差押の效力は、差押物より生ずる天然及法定の果實に及ぶものであると云ふことになつて居ります。これは民事訴訟法の規定も同じです。本條に書いてある通り「當然效力ヲ及ボス」と云ふことは土地とか家屋とかを差押へた場合に、家賃とか或は地代とか云ふものは何等の行爲なくして其効果が

及ぼされると云ふことであります。所が當然及ぶと云ふことは法律上何等の行爲なくしてと云ふことでありまして、是は當然とも何とも書いてありませぬが、差押の効力は差押の行爲に因つて差押物から生ずる天然及法定の果實に効力が及ぶのであります。果實には天然果實と法定果實とありまして、天然果實に付ては大した問題はありませぬ。例へば牛、馬を押へた場合に、それは民事訴訟法の規定と同じやうに、其の牛馬に子供が入つて居つたとすれば、それは當然天然果實として取扱ふのであります。従ひまして、効果が及んで参るのでありますから其の牛馬の子供迄も處分するこゝとが出来ることになります。法定果實の方はちよつと面倒くさい、どう云ふ譯かと云ふと、地代とか家賃と云ふものは結局押へたことに依つて唯其儘にして置いては困る、押へたことに依つて現在使用して居る借地人なり借家人なりに對して、是はこれ／＼の理由に依つて何月何日に差押をしたのであつて、爾後家主或は地主に支拂ふことは無効になる自今は地代又は家賃は本職に支拂へと云ふことになる。其の差押をした家屋なら家屋の、法定果實に當然効力が及ぶとして今言つたやうな通知を出しても若し本人が拂はなかつたらどうするかと云ふ問題があります。是は困つた問題です。斯う云ふ點になると、拂はなかつた借地人、借家人に對して國稅徵收法が適用にならないのでそれは遺憾ながら公法關係を離れて私法關係に引移るのぢやないかと思ひます。それは現在の法制としては如何とも爲し難い問題であります。それで多くの場合は、家屋や土地を押へた時に借地料

とか賃貸料は當然取れることになつて居るが、取つて居る例は少いやうに記憶して居ります。大體に於てそれは其土地なり家屋なりの處分をした公賣代金から徵收すると云ふやうなことに取扱つて居るからであります。どうしてさう云ふ取扱になつて居るか云ふと、第十八條に斯う云ふ宜い條文があるのに拘らず其實行が困難なやうな關係にある爲にやらないのぢやないかと思ひます。此の點に付ても徵收法改正の必要があると思ひます。

一一 滞納處分と假差押又は假處分 (第十九條)

次は第十九條であります。滞納處分と假差押假處分の問題ですが、是は民事訴訟法の規定に基づく假差押假處分があつても滞納處分をやることは差支ないと云ふ規定であります。滞納處分は假差押假處分があつても滞納處分が出来るのであります。當區の御質問の問題がありますが、是とは少し違つて假登記の問題でありますので、あれは別個に明日御話申上げたいと思つて居ります。

一二 動産の差押 (第二十二條)

それから動産の差押ですが、中々動産の名稱が判らない。滞納處分と云ふものは頭の働かせやうに依つては社會の全般を知るやうになる。私は三越や伊勢丹の商品目錄に値段の書いたのがあります、

正月とか盆とかにはパンフレットになつて出ますが、あゝ云ふものを整理して處分吏に教へます。處分に出掛けて行つても品物の名前が判らなくて、三方桐でないものを三方桐と書いてたりする。第一名稱が區々だ。名稱がはつきりの確に來ない。だからよく調べる必要がある。裁判所の公賣でもある場合には、執達吏に付いて行つて、物件の見方とか値段などを研究して置かなければならぬと思ひます。是だけの滞納税金に對するものならば是くらゐの物を差押へれば税金は徴收し得る、或は督促手数料、延滞金、是だけは取れると云ふやうな見分けが付かなければならぬ。それを滞納處分吏が、百圓位しかしない物を千圓だと云ふやうな見積り價格を附して押へることが非常に多い。併しさう云ふやうな押へ方が效を奏することもありますから一がいにも申されません。何れにしても、滞納處分吏は頭を働かさなければならぬ。例へば此物品に付ては實際價格が無いにも拘らず有るが如くして差押をする、有るが如くしなければ法規の關係上押へられない場合があります。さう云ふ場合は安い物でも高く見積つて處理する必要がある。今度は逆に是だけの金を取る時に、澤山ある品物の一部分を押へるとすれば之で十分だと云ふ時に、さう云ふ一部分のもの、見方が間違つて居たならばとんでもないことになる。結局さう云ふ場合には全部差押へれば宜いのでありますが、さう云ふ譯で價格の見方或は名稱と云ふことに付ても一段の注意を拂はなければならぬ。それで私は大體斯う云ふものに付ては一體どの位時價がするもので、何年経過すれば銷却を見て此くら

かの値段ぢやないかと云ふやうなことで研究致しますが、滞納處分吏と云ふものは不斷にさう云ふ點に付て心得て置く必要があるのぢやないかと思ひます。

一三 債權の差押(第二十三條ノ一)

それから債權の差押ですが、是は御承知の通り國稅徵收法施行細則の第十條に依つて、債權を差押へる場合一定の様式がありますので、是は要するに通知をすれば宜いことになつて居りますから別に問題はないと思ひますので詳しく申上げることがを詳略致します。

一四 差押財産の公賣處分(第二十四條—第二十七條)

最後に公賣の問題を少し御話致します。公賣は見積價格を見積ることが一つの重要な役目であります。見積價格の見積り方に付ては相當根據ある見積りをしなければならぬと思ふのですが、實際公賣の期日が到着して入札人が來て居るにも拘らず見積價格の決定が出來て居ない。所が見積價格の決定が出來て居ないだけならばまだ宜いが、見積價格を決定するに付て外部に知れるやうな方法でやつて居るのが非常に多い。さうすると公賣に付て談合と云ふやうな問題が起きて、甲に落すとか乙に落すとか云ふやうなことになつて結局不正行爲の伴つた公賣と云ふことになります。です

から見積価格に付ては絶対秘密主義をとらなければなりません。所が其の見積価格を決めるに付ても、實地調査をしないで机上だけで決めて置くとは後でとんだ失敗を來すことがあります。でありますから見積価格に付ては殊に嚴重にやつて行かなければならぬと思ひます。もう一つは、見積価格を假りに一千圓と見積つたことが正當だと致します。さうして第一回の公賣に於ては落札人がなかつた。二回三回と繰返したがどうしても落札人がない。それで其度毎に見積価格を下げて來ます。其の下げる時に下げる標準はどの程度にするかと云ふ問題でありますが、是は大體一割見當位、一千圓でしたら一割下げて九百圓、其次は八百圓か八百十圓、と云ふやうに數回に亘つて段々下げて來ても落札する人がない。どうしたら宜いかと云ふことになる。斯様な場合には滞納處分費とか、督促手数料、延滞金にも足りなくなる。其の場合はどう取扱つたら宜いかと云ふことを或る區より質問を受けたことがあります。それは結局十二條の中止處分に依つて宜しいと云ふ回答をしたのであります。

一五 滞納處分金の配當（第二十八條）

次は滞納處分金即ち換價處分に依つて得た金の配當の問題でありますが、是は國稅徵收法の二十八條に規定されてありまして、通貨は、督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金に充て尙殘餘金あ

る場合の配當の問題であります。其の殘餘金は規定上滞納者に交付することになつて居ります。でありますから、公賣して、其公賣代金を税金其他に充當し、尙且つ殘餘があつた場合には本人所謂滞納者に交付するのであります。次に府縣市町村稅の滞納金であつても、收稅官吏に對しては之を要求して居ないと云ふ問題があります。是は四條の一の問題でありますが、四條の一に依りますと、國稅の滞納に對して滞納處分を受けたる場合には交付要求が出来ないことになつて居ると私は考へて居ります。ですから市町村稅の滞納があつても收稅官吏に對しては交付要求を爲し得ないのであります。要するに國稅の滞納處分をした場合に府稅なり市稅なりは國に對して交付要求が出来ないのであります。此の場合に於ては他に財産を索めて差押へるか、又は執行中の滞納處分の剩餘金に就て債權差押の手續を爲すか二者の中の一を選ぶ外はないのであります。所が逆に地方稅に付て滞納處分をやつた場合にはあべこべに交付要求が出来ると、それは先程も申上げた通り、其場合には共益費用として處分費だけは優先的に徵收出來ると云ふことを申上げて置きました。

一六 賣却財産の權利移轉（施行規制第二十四條）

それから賣却財産の權利移轉の問題でありますが、是は施行規則の二十四條に規定されてあります。先づ公共團體が滞納處分をして公賣を執行する、其結果として其の差押財産は滞納者より買受

人に移轉するものと解せられるのであります。動産及無記名有價證券の如きものは、其の物の引渡によつて買受人は完全に其の權利を取得することが出来るのであります。特に權利移轉の手續を要する財産に付ては其の手續を滞納者に於て履行しなければ買受人は完全に權利者として第三者に對抗することが出来ないか、又は權利者と爲すことを得ない場合があるのであります。之が權利移轉の手續を爲さしむる必要がある場合は、收税官吏は期限を指定し其の手續を履行させなければなりません。そして、其の期間内に滞納者が履行しないときは買受人は買受けた財産に對しまして完全な權利を取得することが出来ないのであります。斯様な場合には收税官吏が滞納者に代りまして之を爲す權限を與へられたのであります。不動産や船舶等の如き公賣處分に依つて權利移轉の登記を官廳より積極的に囑託すべきものは本條の範圍外でありまして、本條に規定する所のものは滞納者が之れを爲さざれば權利移轉をなすことの出来ないものに限るのであります。元來權利移轉の手續は落札人がしなければならぬ手續でありますから、公賣決行の結果滞納者が所有權を買受人に移轉したのでありますから所有權の移轉の手續は滞納者がやるべきであります。其の手續中には、前回申上げました如く滞納者でなければ手續の出来ないものと然らざるものとがあります。前者の場合は、記名の有價證券の如きものであつて本條の規定に依つて滞納者に對し期限を指定して權利移轉の手續を爲さしめ、若し滞納者其の期限迄に移轉の手續を爲さないときは結局施行規則第

二十四條第二項に依つて公賣執行者たる收税官吏に於て其の手續をしてやらねばならない。だから其の手續に關する費用は本人から納付させるのは當然のことでありまして、それは先に徴收して置かなければならぬものだと思つて居ります。是は不動産などを公賣執行して、家屋なら家屋の名義を書換へて置かないと云ふやうな場合には此の條文が適用になりませぬ。元來本人が權利移轉の手續をするものです。二十四條は滞納者でなければ出来ない様なものに付て收税官吏が手續をすると云ふことが本條の精神であつて、不動産の場合には、落札した結果競落決定書を貰つて、それに基づいて本人が權利移轉の登記が出来る譯であります。さう云ふ關係で不動産の場合は適用ありませぬ。所が實際問題としますと、不動産は公賣したが、本人が中々權利移轉の手續を執らないと云ふことになりますので、是は登録税を取つて置いて權利移轉の囑託登記を執行官廳に於て積極的にやつて居るのであります。さう云ふ取扱をしてゐる所が多いのぢやないかと思ひます。私も曾てはさう云ふことをやりました。どうしてもさう云ふことをやつてやらぬと整理出来ないものであります。本人に渡してしまふと、公賣の結果自分が取得したと云ふ風な信念を持つて居りますので、如何なる處分があつても自分の所有權は動かない、俺は役所で權利移轉と云ふことを立派にやつたのだから自分分は登記なんかしようがしまいが公賣の決定書さへ持つて居れば宜しい、そんな手數をするとかつて登録税がかかるから放つて置けと云ふことになります。それを防ぐ爲には結局執行官廳に於て登

録税を預かつて置いて積極的にこつちから権利移轉の囑託登記をしてやるのが宜いのぢやないかと思ひます。さう云ふことをしなかつた場合に於て色々な問題が起る。是は今の例の反對の場合であるが登記所の方に於ては権利移轉があつたが、役所の方は手續を執つてないので、兩者間に於て権利主體が全然違ふ事があります。然るに賦課期日が來て令書を發付する時に、名前がまだ變らぬから、依然として實際の所有者でない前所有者に對して税金を課けることになりますと、其結果は滞納と云ふことになつて、處分執行と云ふやうなことを繰返すことになりますと。是は甚だ杜撰と言ひますか愚なやりかただと思ひます。さう云ふ場合に於ては成るべく積極的に勞を惜まずに後の爲めを思つて整理した方が宜いのぢやないかと考へます。尙ほ本件に關しましては區の方から質問が出て居りますので明日御話することに致したいと思つて居ります。大體以上で滞納處分の關係は一通り説明した積りですが、あと罰則と附則がありますが、恰度四時間になりましたので本日は是で終ることに致します。明日は大體四時間若くは五時間になるかも知れませぬが、詳しく色々な點に付て御話したいと思ひます。本日は此程度で説明を終ることに致します。(拍手)

第二 地方税滞納處分の有効性の限界

是から、地方税の滞納處分に就て御話することに致します。前回は大體に於きまして、國稅徵收法の大要を逐條的に説明し、尙ほ實際の運用問題に付ての色々な實情をお話したのでありますが、本日はそれに引續いて、先づ地方税滞納處分の有効性の限界と云ふことに付て少し述べて、それから後は昨日御話しました色々な問題に付て逐次説明して見たいと思つて居ります。

地方税滞納處分の有効性の限界と申しますと、何だか非常にむづかしさうであります。是は要するに地方税の滞納處分をしますに當つてどんな手續を要するか、其の手續が滞納處分自體の效力にどんな消長を來すかと云ふことの限界なのであります。

一 滞納處分の性質

先づ第一に滞納處分の性質と云ふ問題であります。是は昨日も御話してありますから、詳しくは申上げませぬ。要するに滞納處分と云ふことは國稅又は地方税の納付を命ぜられた者が其納付期限内に納めなかつた、其の場合に其の滞納税金を徵收する爲に行政權の作用に依りまして、強制的に

徴收しなければならぬ。随つて滞納者の財産を差押へてそれを公賣し、其の公賣代金を税金に充當する。さうして税金を本人が納付したと同様な結果を現出する方法が要するに滞納處分と云ふことになるのであります。滞納處分と云ふことは單に國稅の強制徴收方法としてのみ適用されるもの許りでなくして、廣く一般の公法上の金錢給付義務、又は公共團體の公法的收入金の強制徴收に對しても適用又は準用せられてゐるのであります。言葉を換へて申し上げますれば一般の公法的金錢納付義務の強制徴收の手段として觀念せられてゐるのであります。斯様に心得て居られたら宜しいのではないかと思ひます。従ひまして地方稅に付きましたは前回にも申上げた如く、國稅徴收法第三章の規定が準用されることになつて居ります。要するに市制百三十一條に依りまして、滞納處分の例に依ると云ふことになつて居るのであります。

二 滞納處分の有効性の遡及的限界

滞納處分の性質に付ては此の程度にして置きまして、次に滞納處分の有効性の遡及的限界に就いて申し上げます。——遡及的限界と申しますと、滞納處分と賦課との關係が先づ第一番に問題になつて來るのではなからうかと思ひます。滞納處分の有効性が其前提となつて居る所の賦課にどんな關係を持つて居るかと思ふことが一つの問題であります。言ふまでもなく賦課が有効に確定せられたか

どうかと思ふことが滞納處分を有效ならしむるものであるかどうかと思ふことに結着するのであります。結局賦課が適法であつたならば滞納處分も亦適法なりや、賦課が違法であつたならば滞納處分も亦違法ではないかと思ふそこに一つの限界の區別の問題が生ずるのであります。言葉を換へて申しますならば、賦課が有効に確定することが財産差押處分を有效ならしむる要件なりや否や、と云ふ問題になるのであります。一般的な常識から申しますと、賦課徴收としての下命行爲も、滞納處分としての財産差押も、市町村稅徴收と云ふ單一の目的を達する爲めにする行政行爲であるから、前者の有効なることが、後者を有効ならしむるものとしての要件の如く考へられるのであります。例へて申しますと、賦課が間違つて居つたに拘らず依然として滞納處分を執行してしまつたと云ふやうな場合に於きまして、果して其滞納處分なるものが有効であるかどうかと思ふ問題になりますと、私はそれは有効だと云はなければならぬと思ふのであります。此意味に於きまして、滞納處分吏員と云ふものは賦課の適法、或は不適法を問はず、尠くとも賦課と云ふ行政行爲が存在し、而も滞納なる事實がある以上は直に斷乎として差押處分執行差支なしと明言する者であります。それは從來の判例に依りまして、屢々繰返されて居ることでありまして、賦課が違法なるが爲に滞納處分亦違法なりと思ふ判例は未だ曾てありません。併ながら、是は多少賦課の方の問題に言及することになります。滞納處分なるものは賦課が間違つて居つても有効であるからと思つて、賦課はどん

なことをやつても宜いと云ふ意味では絶対にないのでありますから、其の點は充分御注意を願ひたいと思ふのであります。寧ろ滞納處分の成績を向上させると云ふことから云ふならば、先づ第一番に賦課の適正を期すると云ふことが最も重要ではないかと私は考へて居ります。例へば茲に間違つて居る賦課行爲に對して滞納處分が實行された、としますと前の賦課が間違つて居るのでありますから、納税者としては堪えられないことでもあります。随つて法規の命する所に依つて其賦課行爲に對して異議申立をする。是は御承知の通り市制第三百三十條に依りまして徵稅令書の交付を受けたる日より三箇月以内に異議申立をすることになるのであります。賦課が有効のものとして確定するに非ざれば、財産差押は適法に之をなすことを得ざるものと考へ、賦課に對する行政上の救済としての争訟を提起すれば、假令其の争訟中の賦課を前提として滞納處分を受けたる場合に於ても、之に對しては争訟を提起することなく、放任することが屢々ある。然し之に對しては行政裁判所は「市町村税ノ賦課處分が違法ナルモ、該處分ニシテ取消サレザル限り、之ニ基キテ滞納處分ヲナスハ當然ナリ」と謂ふが如き趣旨の判決を屢々繰返して居るのであります。納税者は租稅法規に通じて居るやうな風であるが、それは一面を知つて一面を知らぬ。能く知つて居ないと云ふ結論になるのであります。即ち滞納處分である財産差押處分は苟も滞納處分の前提となれる滞納稅金の賦課が存在する以上、違法なる賦課として、行政上の異議申立を提起中と雖も、滞納處分は適法に爲すことが出来るので

あります。私は、滞納處分と云ふものは、滞納と云ふ事實の存在を前提とするも、直接其の賦課の適否如何は問はないものであると考へるものであります。滞納なる事實が存在し、賦課が違法として取消されない限り差押處分は適法になし得るものと信するのであります。即ち賦課が有効に確定せりや否やは滞納處分の有効性に對する限界外であります。徵稅吏としては其位のこととは知つて置く必要があらうと思つて此處に付加へて申上げた次第であります。

次に賦課が有効に確定するにあらざれば、滞納處分としての財産差押も亦確定しないのではないかと云ふ問題が一つ残るのであります。此問題も前の問題と同様に、私は賦課が有効、無効を問はない。滞納處分なるものが適法に正當な手續を踏んで居るならば、其の滞納處分は何處までも有効としなければならぬ。併ながら賦課が間違つて居る、或は法律に抵觸して居ると云ふ場合、一定の異議申立期限を遵守し相手方が正當な権利の主張をするならば、結局それは取消處分さるべき性質のものであるから、斯様な問題を起さないやうにするのが賦課係の責務ではないか、と私は考へるのであります。一方滞納處分係は與へられたる滞納金額に付て滞納處分を執行する重大なる責務を有して居りますから、賦課係に於ては後日斯様な紛争を醸すやうな原因を招かぬやうに法規に従つて、充分なる調査の下に負擔能力に應じた所の公平妥當にして而も適法なる賦課をしなければならぬと私は思ふのであります。

三 滞納處分と督促状

それからもう一つ、滞納處分と督促状の關係に就いてお話し致したいと思ふのでありますが此點に付ては當區事務研究會から質問もありますので、後で詳しく申し上げます。此處で申上げて置きたい事は、租税の賦課を受けた者が期限内に納めなかつた。斯様な場合には、市制第百三十一條に依つて督促状を發することになつて居ります。其の督促状は税金の滞納處分をなすに當つて必要な前提要件であつて、是がなかつたならば滞納處分を有效ならしむることが出來ないのであるかどうかと云ふことが一つの問題です。昨日私は、國税に付ては滞納處分をする前に督促状を發することが前提要件であるが、繰上徴收の場合に於ては例外として督促状を發しなくても滞納處分可なり、併し地方税に付てはそれが準用になつて居らぬ關係上、如何なる場合に於ても督促状は滞納處分の前提要件であるから、必ず發付しなければならぬと、斯様に申上げて置きました。随つて督促状が送達不能になると云ふやうな場合に於きましては矢張り國稅徵收法第四條ノ八或は市制町村制施行令五十二條と心得て居りますが、さう云つたやうな法規の命ずる所に依つて正式な公示送達の手續を完全に執らなければならぬ、と云ふ結論になるのであります。所が偶々督促状を發しないで滞納處分をしたらどうなるかと云ふ問題が一つ残る——斯様な事實はないと思ひます

が、萬一あつたら法律關係はどうなるかと云ふことを一言申上げて見たいと思ひます。其の點に付ては二つの學説がございます。其の一つは、督促状を發付せず滞納處分をした場合であつても有効だと云ふ説であります。其の有効だと云ふ説の論據とする所は、督促状の發付は滞納處分を適法ならしむるに缺くべからざる要件である。然るに之が督促状を發付しなかつたと云ふ事は、手續に違法があるのである斯る場合に於ても、處分を受けた納税者は一定の期間内に異議の申立をすれば宜いではないか、訴願法又は行政訴訟法に依つて争訟を起せば宜いではないか、随つて既に處分執行した其行政處分なるものに對しては權利の救済方法があるのである。行政行為は或る程度まで行政官廳に都合好く出來て居る——と申上げては語弊があるかも知れませぬが、大體に於て行政官廳のやる行為と云ふものは法律も或る程度まで正當なる事を豫期してゐるのである。本件の如き場合に於ても、權利の救済方法は別途にあるんだ——斯う云ふのであります。それでは萬一其の權利の救済方法たる異議申立の期間を経過してしまつたならば、權利の救済方法はないではないかと云ふ問題が起る。が、又曰く、斯様な場合に於ては私法上の問題としては民法、民事訴訟法の規定に依つて不法行為に依る所の損害賠償請求權が認め得られるのであると解するのが妥當であらう、と解してゐる。斯様な理由に依りまして、此の場合に於ても尙且つ其の滞納處分は確定力を生ずると云ふことになるのであります。次に督促状を發付しなかつた所の滞納處分は無効なりと云ふ説であります。此

の説の論據に依りますと、要するに滞納に対する督促と云ふものは滞納處分を有效ならしむる所の要件で、而も必要條件である。滞納處分に對する能力的規定を定めたものであるから、之を欠缺した場合には如何なる場合に於ても其の行政行為は其の手續を経なければ無効なり、即ち行政機關は其の手續に依らずして其の行為をなす能力を有しないとの見解であります。此の見解に依りますれば、若し督促なくして滞納處分を受けたものが、其の行政上の救済を認められたる期間内に争訟の提起を爲すことなく、経過した場合に於ても、全然無効なる行政行為に依る處分として其の期間経過後は、不法行為に依る私法上の救済を受け得るものとしなければなりません。然らばどちらが宜いかと云ふ問題になります。勿論私としては斯様な問題を起さないやうにするのが一番適當だとは思ひますけれども、それでは此兩説を裁いたことにはならない、どちらかと申しますならば、私は、是は必要條件で能力規定であると云ふ風に見たのが宜いのではないかと思ひます。萬一不幸にして督促狀を發しないで處分したやうな場合に於ては、行政官廳の立場とすれば先程申上げました有効説の方をもう少し理由を付けて、行政訴訟でも起して勝つたらそれでも宜いのではないか、併し私としては成べく斯う云ふ問題は起さないやうに注意をして貰ひたいと思ひます。どちらの説が宜いかと言へば無効説を探ることが宜いのではないかと、考へて居ります。大體滞納處分の有効性の溯及的限界と云ふ點に付ては其の程度に致して置きます。

四 滞納處分自體の限界

次に滞納處分自體の限界と云ふことを申上げて見たいと思ひます。滞納處分自體の限界と申しますと、地方税の滞納處分自體の限界としては特別の問題が二三あるのであります。大體地方税の滞納處分を行ふ所の執行機關即ち地方税滞納處分行政廳の限界とでも申しますか、要するに地方税に於ては滞納處分行政廳は原則として地方税を賦課する所の賦課權を有して居る行政廳が所謂滞納處分行政廳であると云ふことを一應言ひ得るのであります。例へば東京市にして見ますれば東京市長が滞納處分行政廳でなければならぬ、所が御承知の如く本市に於きましては、市制に基きまして、區長區収入役市事務分掌規程と云ふものに依つて賦課徵收權と云ふものが區長に委任されて居ります。爲に、市長が實際の滞納處分權を有つて居るのですが、其の規定に依つて區長に委任され、現實の賦課徵收事務は區長が取扱つて居ると云ふやうな關係になるのであります。更に府縣の例を申しますと、滞納處分行政廳と、賦課を爲す所の賦課行政廳と云ふものが同一である場合もあります。異なる場合もあるのであります。東京府の如きは明かに異つて居ります。賦課行政廳と云ふものと滞納處分行政廳と云ふものは劃然と區別されて居ります。是は府縣制施行令の命ずる所に依つて特別な委任がなければ斯様な取扱は出來ないのであります。東京府の如きは府税に付ての賦課行政

廳と云ふものは何處であるかと云へばそれは區長であります。併し滯納處分行政廳と云ふものは何處であるかと云へば、それは東京府知事と言はなければならぬこととなります。それでありませうから、御承知の通り、あなた方が徴稅事務を取扱つて居る上に就ては、府稅に付ても賦課事務をやつて居るが、其の滯納整理事務になると、滯納報告をして稅務出張所で現實に取扱つて居る。所謂滯納處分行政廳の限界が斯様に分れて居ると云ふことを申上げて置きます。

それから限界の中に對人的限界と申しますか、同一區内、例へば蒲田區なら蒲田區内に住んで居る納稅者に對しましては蒲田區長は何處までも處分執行權を持つて居るが、區外に在る者はどうだと云ふ問題であります。地方稅の滯納處分は其の本質が租稅である公法上の收入に對する公權的行政上の強制徵收であるから、其の權力は素より地方自治權に基いて居る、隨つてさう云ふやうな滯納處分權の行使に付ては當然地方自治權の區域的限界の制限を受けることになるのであります。それで此區内と區外とを問はず、滯納處分に着手するまでの關係に於ては是は効力が及ぶと解釋されて差支ないと思ひます。併ながら一方納期を過ぎ、而も收めなかつた。而して滯納處分をするやうな場合に於きましては、是は皆様御承知の如く、明治四十年法律第三十四號、租稅其他徵收處分囑託に關する法律と云ふものがありまして、其第二條前段の規定に依りまして、國稅關係に於ける斯様な規律を地方公共團體にも準用されて居る關係上、斯様な地方稅の問題に對しましても其法律が適用さ

れると云ふことになるのであります。そこで今度は問題が所謂對物的限界に移るのであります。例へば雜種稅の納稅者或は所得稅の納稅者でも宜しい、蒲田區内に納稅者がある、併ながら滯納處分に移るまでの間はこちらの吏員がどんく區外まで行つて催促して取ることは妥當ではないが、今日の徵稅上の技術からして宜しいでせう。兎に角區内の關係の者は問題はない、併ながら區外居住の滯納者にして愈々どうしても納めない、而も其の滯納者は區外である川崎市に家屋を所有して居る事實が判明した、其の場合川崎市に出張して其家屋を差押する、と云ふ様な問題になりますと、所謂其物件所在地の自治權に服さなければならぬ關係上、先程申上げた明治四十年法律第三十四號と云ふ法律がそこに働きかけて、結局徵收囑託をしなければならぬ。受託廳は其受託を受けたことに依つて其の法律に基き徵收權がそこに發生する。隨つて川崎市では蒲田區の囑託に基いた所の徵收權に依つて其の家屋を差押へ公賣して稅金を囑託廳に送金しなければならぬ、と云ふ事になるのであります。こゝに一つ斯う云ふ問題があります。御參考迄に御話し致します。私は曾て舊中野區の滯納者が舊品川區に居住して居る關係上住居地である品川區に就て所有財産の調査を致しました處――品川區に相當財産を持つて居りましたので、其の財産を滯納處分しようと思ひましたが、どうも囑託をしたのでは埒があかない、中々進行しないので、結局、明治四十年の法律第三十四號を無視したと申しますと語弊がありますが結局此の規定あるにも不拘差押してしまつたことがあるのでありま

す。所がそれは不動産でありますから登記をしなければならぬ關係上、先づ管轄登記所に囑託登記を致しました。所が登記所は明治四十年の法律三十四號を知つて居るか知らないのかは判りませんが、一隨斯う云ふやうな他市町村にある不動産を管轄區域外の市町村長が差押出来るかどうかと云ふことを窓口で言はれた、私は、出来るからやつたんだ、出来ないものはやらない、だから受付けて貰ひたいと言ふと、向ふの登記所官吏の方も受付けてくれたのであります。其の後是は公賣處分になる所で滞納者が納めましたので結局解決致しましたが、後で其の法律關係を調べて見まするに、是はやはり學説があつて、大體に於て是は任意規定ぢやないかと云ふやうな説を稱へる者もないではないのであります。斯様に任意規定であると云ふやうな説を爲す者が有力なる學者にあるならば、こちらの方も強腰に出て、行政訴訟の新判例を一つや二つ作ることも財務行政に貢献する一つだ、滞納處分も其の程度まで法規を無視すると云ふか、——私の考へでは無視したのではない、私は斯う解すると云ふ見解の下に進行したのですが、私は少くとも其の程度までやり得るならばやつて宜いのではないか、寧ろ此の法律は撤廢するか又は任意規定と解する方が宜いのではないかと思ひます。然し廢止すると致しますとは又不便な問題も起ります。東京に於て課税し爾後北海道に移轉し而も財産を所有してゐると云ふ様な場合に問題になりますと此の法律があつた方が宜いと云ふことになる。要するに、本件は任意規定と解するか、強行規定と解するならば囑託廳の處分吏が區域外に出張して處

分しても宜いと云ふやうな但書、所謂除外例の規定を設けて然るべきだと思ひます。大體現在の囑託制度、受託囑託關係は、何れも自分の所の整理に忙殺されて居る爲に、之が整理も勢ひ、第二次的になり、又それを整理しても餘り褒められる譯でもないし、偶々取つてやれば、あそこはどうも熱心に取つて呉れると蔭で言はれる位の程度で、實際其區にとつては餘り有難い仕事ではないのであります。さう云ふやうな關係上段々後廻しになると云ふわけであります。大體以上申し上げましたやうに此の囑託に關する法律と云ふものは必ずしも強行規定だと見なくても宜いのではないか。併し一方行政法の關係から見まして、公共團體の自治權の作用と云ふやうな理論で説かれると必ずしも私が申上げたやうな任意規定の説を吐くのは宜くないやうに考へて居ります。併し私は唯自ら行つて取りたいと云ふ一心の爲に斯様な解釋の下に斷行した、それが偶々效を奏した、それは一萬圓ばかりの滞納金でありましたが、斯様な好成绩を得ることもあるのでありますから、其點も滞納處分の執行に當つては十分考慮されました、法規が明かにかぬと判つて居るやうな問題に付ては是は自ら進むべきではないと思ひますが、少くとも其點に付てまだ判例もない、多少異説を爲す人もあると云ふやうな場合に於ては、或る意味に於て新判例を開いてそれが宜いこともある。大體法律など、云ふものは、時代が先に進んで法律が後から出て来るやうなもので、法律は常に遅れて居ります。大體明治四十年あたりに制定した法律を今頃改正もしないで現在の社會情勢に適用しようと云

ふのですから無理な話であります。寧ろさう云ふ判例をどん／＼開いて行つて法律を後から改正させる云ふやうなことにしなければいけないと私は考へて居ります。

話は大分横道へ行きましたが、次に地方税の滞納處分執行に關する限界と云ふものがあるのです。地方税の滞納處分執行上に關する限界と云ふものは大體共有物とか共同事業に依つて生じた物件を差押をする場合には其の共有、共同事業に依つて生じた其の物件以外の財産まで差押へて差支ないと云ふことを御記憶されて居つたら宜いのではないか、例へば共有物がある、さうしますると是は施行令の四十八條かに依つて、民法の連帶債務と同様な趣旨に於ける公法上の連帶債務で、納税義務者は連帶して其の義務を果さなければならぬ。斯様な場合に家屋なら家屋を二人の納税者が持つて居つて、家屋税を滞納して居る爲に差押をされたと云ふ場合には、其の家屋だけを差押へなくとも甲乙兩方が動産なり或は有價證券なりを持つて居る場合には、其の共有物ばかりでなく外の財産まで差押すること可能なりと云ふことを申上げて置きます。大體此の地方税の滞納處分上の有効性に關する限界と云ふ話は此の程度に止めて置きたいと思ひます。

以上で滞納處分の法規の解説は一通り終つたと思ひますので、次に當區事務研究会から提出されました質疑問題の御答を一應致して置きまして、それから滞納處分吏の實際上の注意に移りたいと思ひます。

第三 蒲田區事務研究会提出質疑事項の解説

- 一 市税滞納處分に依り家屋公賣を爲したり、然るに買得者が所有權移轉登記を爲さざるため前所有者の名義に依り家屋税賦課されたり此の場合の處理方法如何

當區事務研究会から私の所に質問が來て居るのでありますが、質疑事項の第一「市税滞納處分に依り家屋公賣處分を爲したる際に、買得者が所有權移轉を爲さざる爲め前所有者の名義に依つて家屋税を賦課されたり、此場合の處理方法如何」斯う云ふ問題であります。大體本問題を要約して見ますと、租税の滞納處分に依つて家屋を公賣した、所が買得者が所有權の移轉届けの手續をしない、隨つて前所有者の名義で依然として家屋税を賦課されて居る、此の場合にどうしたら宜いのか、と云ふ問題です。成程是は困つた問題であります。此儘放任して置くことも極めて困る、斯様な問題は速かに解決しなければならぬ問題でありますが、是は私に言はせれば——理由は後から申上げるとして先づ結論として申し上げますと、此儘にして家屋税係が賦課されて居ることは適當でないと私は斷言致します。それは公賣處分決定に依つて、所謂公賣完了に依つて所有權が甲から乙に移轉して居るのであるから、其の競落決定に依つて直ちに名義を書換へ新所有者に對して家屋税を賦課

することが適法であることは何等法律上疑義がない、斯様に私は考へる者であります。

さうしますると第二義的に法律關係の問題が起ることになります。是は言はずと知れた問題で、要するに登記所と區役所の臺帳とが異つて居る、其の關係で所有者の名義を書換へることが困難であらうと云ふので其儘中止されてゐるのではないかと思ひますけれども、其點何等心配なしと私は考へる者であります。併し唯心配なしでは困るから其の理由を申し上げます。大體斯様な場合に國稅徵收法施行規則の二十四條の規定がありますが、之を見ますと、先づ公賣處分をして權利が移轉した場合には、收稅官吏或は滯納處分執行者なる者が、權利移轉の手續を期限を附して落札人にさせる、若ししなかつた場合に於ては其の執行官吏は所謂其の落札人に代つて權利移轉の手續をしる、と云ふ規定があります。是は昨日も申し上げた通り、本問題には關係あるが如く見えて關係はありません。何となれば本條は本人でなければ權利移轉の手續が出来ないやうなものに就てのみ適用あるのであります。例へば手形の裏書に依つて讓渡する、要するに公賣に依つて例へば手形の如き有價證券を取得した場合に於ては、其の手形の取得者に權利移轉しなければならぬ、斯様な場合には原則として法律は裏書——或は落札人の關係に於て裏書の手續をしなければならぬ、要するに行政官廳が介入すべき性質のものではない、斯様な場合には期限を指定して手續をさせる、併ながら其の手續をしなかつた場合には此の施行規則二十四條二項の法律の規定に依つて、所謂權利取得者に代つて權利

移轉の手續が出来、斯様に規定してあるのであるから、此の家屋を賣買したと云ふやうな場合に於ては、本人自ら公賣決定通知書を添付して權利移轉の登記を管轄登記所に申請出来るのであります。是は行政官廳が何等介入する必要はない、斯様な意味合から二十四條は本問題には關係がないと云ふことを申上げて置きたいと思ひます。所で此の關係がないとすればどういふことになるかと申しますと、前所有者に對する賦課は、實際上所有權を有せざる者に對する賦課行爲であるから無効なる行政行爲であると私は言ひたいのです。ですから御質問のやうに權利が移轉して居るに拘らず依然として前所有者に家屋税を賦課したと云ふこと自體は、先づ第一番に家屋税の賦課自體が無効と言はなければならぬと思ふのであります。然らばどうすれば宜いかと云ふことになると、それは直ちに名義を書換へれば宜いのではないかと云ふことになるのであります。それで登記法の問題は、民法の第七十七條に依りますと「不動産ニ關スル物件ノ得喪及ヒ變更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」と規定してありますが、此の條文は單に對抗要件の問題でありまして、實質的に公賣に依つて權利移轉して居るものならば、對抗要件が備はつて居なくとも何等そこに問題が生じない、何となればあの對抗要件なるものは第三者に對抗することを得ずと云ふのであるから。區役所が自ら公賣をしてそれを認めてやるので別にそれを對抗する法律關係は生じないのであります。要するに甲から乙に移つたことは區役所も認めて居る、

随つて甲から乙に移つて乙のものであると云ふことを區役所自體が認めるのでありますから、それを前所有者が登記は俺の方の名義になつて居るから俺のものだと云ふ主張は法律上何等理由のない事と思ふのであります。何となれば我が登記法の二大主義と申しますか、登記法に於ては公信主義と云ふものと公示主義と云ふものがありまして、公信主義は、登記は絶対眞實なりと云ふ主義であります。所が我が登記法に於きましては公示主義を採つて居ります。従ひまして公示主義と云ふことは唯公に示して置くに過ぎない。要するに是はお前のものであると云ふことを公に示すに過ぎないので、實質的に眞實の相違がある場合に於ては登記は何時でもそれを覆すことが出来る法制の建前になつて居りますので、現實に所有權が移轉して居るならば登記は第二義的に考へて差支ない、斯う私は思ふのであります。例へば區役所あたりへ家屋の賣買届が出て参ります、其の場合に區役所の方に先に賣買の手續をして、登記の方は依然として賣買手續をしないものが大分あるやうであります。斯様な場合には後日になつて紛争を生ずるやうな場合があるのであります。が家屋係の取扱としては未登記の家屋であるか、登記済みの家屋であるかと云ふことを確めた上で受理しないと、登記所と區役所の臺帳と齟齬を來すことが非常に多いと思ひます。實際問題から行きますと、登記済の不動産殊に建物に就いては區役所の臺帳は權利の消長に大した問題でないから、登記所だけ賣買登記をして區役所へは届出をしないと云ふ例が私は非常に多いと思ひます。本區あたりではさう云ふ

ものがあるかどうか知りませぬが、斯様な事例のあることは屢々耳にして居ります。結局登記所に行つて先月分の移動關係を調べて、本人に催告して、お前は登記所の方は權利移轉の手續が済んで居るのに何故區役所に届けぬか、取締規則に依つて五日以内に届け出ることになつて居るがどうして届けないかと言つても、馬の耳に念佛でそんなことを苦痛には感じない、それで登記所の方の臺帳は變つて居るが區の方の臺帳が變らないで又復前所有者に課かると云ふやうな複雑した事務が行はれるので、斯様な場合に於ては登記所との連絡を密接にすると云ふことが非常に肝要なる問題であります。何れに致しましても結局眞實に所有權が移轉して居るものならば登記の方はそれ程苦にする必要はない、殊に本問題の如く公賣と云ふ公の機關を通じて賣買したのであるから、是程確實なことはない、それにも拘らず甲から乙に移轉したと云ふことを區役所自體が認めて置きながら、同じ區役所が前の所有者に家屋税を課けると云ふのは、何と云ふか餘り喪めた整理の仕方でないと思ひます。それは直ちに其の名義を書換へて新所有者に對して家屋税を賦課すべきものと斯様に私は考へて居ります。ですから此の問題に付ては登記法の第三者に對抗することを得ずと云ふ其の對抗の問題が全然當嵌つて來ない。滯納者がこつちに對抗するならばいゝのですが、是は對抗も何も問題なく、區役所自體が甲から乙に移轉したと云ふことを認めてしまふのであるから、其の問題に付ては對抗要件の問題は考慮せず、實際に於て移轉したものに課かると云ふことに御諒解願つた方

が宜いのではないかと思ひます。第一問に付ては斯様に考へて居ります。

二 所有權移轉の假登記を爲したる不動産の差押を爲し公賣に附するも差支なきや、又公賣後の利害關係如何

次に第二問でありますが、「所有權移轉の假登記を爲したる不動産の差押を爲し公賣に付するも差支なきや、又公賣後の利害關係如何」要するに所有權移轉の假登記がある不動産を差押へて公賣することは差支ないか、若し差支ないとすれば公賣後の利害關係はどんな風になるか、斯う云ふ御質問であります。是も結論として申し上げますれば、所有權移轉の假登記を爲したる不動産を差押して公賣すること可能なりと私は先づ断定致します。大體假登記と云ふものゝ効力は登記の順位を定めたものであつて、後日本登記を爲すべき要件が具備した場合、本登記をすれば假登記をした時の順位に溯つて對抗出來ると云ふことが要するに假登記の効力であります。でありますから假登記なるものゝ効力としては登記順位の問題に關するものであつて、何等公賣處分を禁止した規定でもなければ、差押處分を禁止した規定でもないのであります。随つて假登記があるからと云つて差押處分並に公賣處分をすることは何等差支ない、と云ふ見解を持つて居るものであります。唯次に法律關係の問題が非常に面倒になるのであります。然らば、假登記をしてあるものを公賣してしまつた。而して其後に於て假登記權利者が登記の要件を具備し後日本登記をして來たならばどう云ふことに

なるか。先程申上げました通り、假登記は登記の順位に關するものであつて、後日本登記をするならば假登記をした當時に溯つて對抗出來るものであります。さうしますと、權利移轉した後に於て、逆に假登記權利者が是は俺のものであると云ふことになると、公賣處分に依つて取得した所の人はどうしたら宜いかと云ふ問題が所謂やかましい問題になるのであります。此點に付きましたは先づ第一に滞納處分吏としてはどうしたら宜いかと云ふことになりますと、假登記がある不動産に付て差押をするやうな場合には、其の所有權移轉の假登記なるものが假想的であるかどうかと云ふことを一應調査されて置く必要があるのではないか、勿論是は中々困難な調査ではありませうが、先づ第一義的には所有權移轉の假登記なるものが假想的の假登記であるかどうかと云ふことが若し看破出來るならば看破することが必要ではないか、若し斯様な場合ならば斷乎として公賣處分を執行することが却つて滞納處分の効を奏する所以ではないかと思ふのであります。併ながら所有權移轉の假登記が假想的でない、是は本當の私權保護の請求權に基いての立派なる假登記であると云ふやうな場合に於てはどうするか、其の場合に於ても、納稅者の性質、或は納稅者の態度、或は納稅者の境遇など色々觀測して、斯様な公賣處分或は差押處分をすれば本人が納めさうであると云ふやうな場合には滞納處分をす。是は卑近な例かも知れませぬが、其の意味に於て差押へしたことが却つて効を奏するのではなからうかと思ひます。所が其差押をすること自體が何も法規に反してやつて居

るのではない、唯後日本登記をした場合に複雑した権利関係が起ると手数が煩雑であるから成べくさう云ふことは見合せた方が宜いだらうと云ふやうな實際の取扱としての問題になるのでありますが、併し今申上げた通り、二通りの方法に依つて、先づ差押をするに依つて効果を奏する、其の差押は必ずしも法律に違反した所の差押でなく、唯其の差押することに依つて後日色々な手續上面倒なことが起る、其の面倒なことも法規上當然なことであつて、法規に反したことでないから正々堂々とやつて宜いと思ふのであります。

そこで、法律關係のことが又後になりましたが、大體假登記ある不動産を公賣して後日本登記に直つたと云ふやうな場合には本登記権利者が假登記の當時に溯つて其の所有権を取得すると言ふこととなります。従つて公賣處分に依り假登記権利者の建物（假に建物とすれば）を賣買したと言ふ事になります。が然し是は法律行為の要素の錯誤と言ふ問題でなく、即ち當然公賣が無効と言ふのではなく一應賣買は有効に成立してゐるのであります。唯物件の所有権が假登記権利者に屬するに到つたので、賣得者に對し現實の履行が出来なくなつた譯であります。そこで賣得者はどう云ふ方法に依つて先に納入した代金を自分の手に戻すかと云ふことになり、民法の五百六十八條の規定と民法の七百三條の不當利得返還請求權と二つの問題があるのであります。此の二つの問題が何れが宜いかと云ふことに付ては實際問題として學者の間に論争があるのであります。先づ前

者に依れば、假登記権利者なる者が本登記をしたことに依つて滞納者に對して、賣買契約を解除することになるのであります。所謂強制競賣（公賣處分）と云ふものを一つの賣買と見て、其の賣買契約を解除することになる。隨つて賣得者は先に履行した代金の返還を要求出来る様になります。唯こゝに問題となるのは民法の五百六十八條の規定は私法上に於ける強制競賣に關する規定である、所が此の滞納處分に依つた所のものは公法上の關係から生じて居るので、公法上の強制競賣と云ふか——勿論是は強制競賣であります。公法上の關係に付ても斯様な規定が適用になるかどうかと云ふことに付ては何等規定はないのであります。是は權利保護、公平なる原則から言つても私法上の理論を公法上に於ても準用しなければならぬと考へるのであります。隨て公賣を執行した後には必ず其五百六十八條の趣旨に依つて契約解除し、假りに所有権が假登記権利者のものとなつて滞納者には財産がない、其の財産のない滞納者から滞納者の所有なりと稱する財産を處分して取つた行政廳所謂滞納處分廳なるものは、其の處分に依つて取つた所の税金なるものは返還しなければならぬと云ふことになるのであります。唯それを返す方法に付てはもう一つ七百三條の不當利得返還請求權の行使に依つても目的を達し得ると云ふ説はありますけれども、何れが宜いかと云ふことは私今こゝでは申上げませぬが、私は寧ろそれは何れの方法からでも出来るのではないか、斯様に考へて居ります。實際問題としては餘り事例はないやうに記憶して居ります。本件の如き問題に付

ては、處分執行を斷行する事に依つて效を奏する事もあるが、斯る場合には之が執行に當り相當考
慮を要すべき事が多々あると存じまするので場合に依つて、成るべく執行を見合せるか、又は、處
分する事に依つて公賣執行前に納付の見込あるものに就いては直に處分する等の方法をお勧めする
次第であります。第二の問題は此の程度にして置きます。

三 時效の中断に付各區其の解釋を異にし其の取扱同一ならず最も簡易に又確實に中断の效力を完成 せしむる方法如何

第三番目は「時效中断に付各區其の解釋を異にし其の取扱同一ならず最も簡易に又確實に中断の
效力を完成せしむる方法如何」是は要するに時效中断の取扱が各區とも區々である、最も確實にして
簡易なる時效中断の方法はどうしたら宜いかと云ふ御質問であります。此の御質問に對する回答を
申上げる前に一寸申上げて置きたいことは、御承知の如く本年四月一日に發布されました東京市の
滞納處分に關する條例と云ふものが適用されて居ります。大體あの條例は昨年七月十五日の勅令
の改正に基いて當然實施しなければならぬ筈の條例であつたのであります。それで其の條例が兎に
角遅延しながらも本年四月一日から實施されることになつたのであります。其の結果として結局納
期を經過後十日以内に督促狀を發布することになつて居り、是は絶對的規定であります。尙ほ此の
點に付ては又後で詳しく申上げますが、兎に角三十日以内に十五日以内の期間を定めて督促狀を發

布することになつて居ります。そこで先づ法定期限の經過後三十日、指定納期が十五日、それから
督促狀の指定納期限後百日以内に滞納處分に着手することになつて居りますので、通計致します
と百四十五日と云ふことになります。それで尠くとも百四十五日経つまでには必ず強制處分の手續
に移らなければならぬと云ふ事になるのであります。さう致しますと、御承知の如く時效中断と云
ふものは會計法の關係から行きましたも、租稅法規に付ては五年と云ふことになつて居るので、將
來の問題とすると理論上ない譯です。兎に角時效に付ては五年間と云ふものは中断の手續を執らな
くても宜しい、百四十五日までに必ず處分に着手すると云ふのでありますから、尠くとも百四十五
日以内には結局滞納處分に移らなければならぬ。さうすると先づ滞納處分に依つて第一番目に時效
は中断される。斯う云ふことを御注意までに申上げて置きます。併ながら過年度に付てはどうかと
いふ問題が起るが、過年度の分に付きましても、本市の滞納處分の條例から行くと、是も大體督促
狀の發布期限が三十日、督促狀の指定期限が十五日、滞納處分着手の期限は百八十日と云ふこと
になつて居ります。それで結局此三十日と十五日と百八十日で、通計二百二十五日の中には何れにし
ても時效中断と云ふものは差押に依つて一應は生ずると云ふことを先づ申上げて置きます。

そこで、是は當區事務研究會からの御質問の點とは別な話になりますが、大體時效中断の方法に
は先づ第一に請求があります。次に督促狀の關係でありますが、督促狀は單なる催告と解し發付後

ます。大體時効中斷の簡易手續を知りたい——斯様に質問の趣旨を考へまして御答を申し上げますが、時効中斷の方法の中、法規的關係で申しますと、大體以上申上げたやうな關係になるのであります。次に權利の承認を受けるに付ては結局滞納者に何か一札入れて貰はなければならぬ、所が滞納者はそれを入れることが非常に厭だといふやうな關係にありますので、中々困難な場合もあるでせう。それで従來は納税猶豫願といふやうなものを取つて、權利承認の變態と申しますか、要するに權利承認に代へて居るのであります。其の納税猶豫願と云ふものを出させるには、結局こちらから一々文書で照會して其の回答を取つて權利承認の手續に代へて居ると云ふやうな事例が澤山あるのであります。大體どんな風にやつて居るかと申しますと、滞納者に次のやうな文書を出すのが宜しいのではないかと思ひます。

左記滞納金納付方ニ關シ屢々督促ニ及候モ未ダ納付無之爲メ整理上支障有之候條至急御完納相成度重テ督促ニ及候也追而萬一即時納付困難ノ事情有之候場合ハ別紙延納願書ニ御事情並最小限度ノ延納期日ヲ記入捺印ノ上至急御提出相成度候。

此の様な文句を書いた背面を先づ納税者に送つたと致します。さうして其中には、今讀上げた別紙の滞納金延納願と云ふものを入れて置きまして、それを折返し返送して貰ふのです。其の滞納金延納願書にはどう書いたらよいかと申しますと、大體次の様に書いたらよいのではないかと存じます。

す。

別紙滞納ニ係ル左記滞納金督促ヲ蒙リ直ニ納付可仕等ノ處目下「何何」ノ爲ニ即時納付ハ困難ニ付特別 詮議ヲ以テ左記延納御承認被下度此段御願ニ及候也。

と云つたやうな調子で一札取つて置かならば、權利承認として完全に時効中斷が出来るのではないかと思ひます。それを是だけ滞納があるぞと云ふやうな權利承認書を取ることになると、納税者は中々印を押さない。そこで只今申上げた様な方法を探りますならば、大體滞納者は今まで滞納して居ること、それは悪いことだと云ふ事が分つて居るのであるから、其の處へ逆に延納願を出せといつて來た場合には是は早速出して置かうと喜んで出すのではないかと思ひます。さう云ふものを出した場合、是は明に自分が税金に付ては承認したと云ふ形になりました、法規上立派に權利承認をしたことになると思ふのであります。此點に付ては既に本區あたりでも實行されて居る所を私が重ねて申上げた観があるかも知れませぬが、先づ斯様な方法も簡便な方法だと思ひまして、一例として申上げたまでとあります。

更にもう一つ申上げたいことは、一部分納させる方法に依つて時効中斷の方法とすることです。若し一部分納に依つて時効中斷になるならば、それは何に基くかと云へば——それが權利承認の中に入るか入らぬかと云ふ問題に歸着するのでありますが、此の一部分納に付て或る區役所か

ら私に伺ひが来たことがある。それは實に面白い話で、皆様のやうな税務の吏員を前に置いて話すやうな問題でなく、馬鹿氣た話であります。此の機會にお話致して置きます。それはどう云ふことかと申しますと、本市は御承知の通り府税と市税の賦課事務に付ては併記して賦課して居る、それで府税の滞納になつたものは東京府の税務出張所に報告されて、税務出張所に於て東京府の吏員に依つて府税は徴收された、所が市税の方が未だ滞納してゐる、それで最初賦課をした時には併記して賦課されたのだから、府税の納入されたことを以て一部分納の取扱に依つて時効中斷の效力を認めて宜いのではないかと云ふ伺ひなのであります。是はどなたが考へても徴税事務に従事してゐるものとしては一寸常識を外れて居る様な伺ひであります。幾ら賦課される時に併記してあつても、府税と市税と併記してからと云ふ理由を以て、府税が納まつただけで、一部分納として市税の時効中斷なりと解することは到底出来ない話であります。元來府税の併記と云ふことは徴收の便宜から來て居るのであります。二通の令狀を發すべき建前のものを府知事の許可を得て市税と府税とを併記したに過ぎない、測定は市税と府税とは自ら別個に測定してある、一部分納と云ふことは一箇の測定の中の或る部分を指すものでありますから、斯様な問題に付ては、時効中斷の問題ばかりでなく、一部分納の問題にも入らぬと思つて居ります。それでは東京市税に付て分納された場合に權利承認になるかと云ふ問題になりますと、私は此點に付ては一部分納では時効中斷の效力を生じな

いと解したのであります。何んとなれば現行法制上に於ては一部分納は之を認めて居りません。更に此の一部分納の場合の内容を検討して見ると、百圓の測定に對して五十圓を分納したと云ふ場合、百圓の滞納があるのであるが、其中全部は納められないから五十圓だけを納めて置くと云ふことがはつきりと思表示されて居る場合は、實質的には權利承認、或は言葉を換へて云ふならば、後の半分に付ては納税者の猶豫願のやうに見えるのではないか、それは如何にも其の通りであります。併ながら形式上單に分納の處理をして置いたのでは、後日紛争の場合時効中斷の效力を主張する上に於ては薄弱で、實際の問題としては困るのではないか、そこで寧ろ納税者が其位に認識して「自分は百圓の滞納があります。併ながら現在財政不如意で百圓同時に拂へないから、五十圓だけ御願します」と云ふ位なら、殘額の五十圓に對するか、又は百圓全額に對して先程申上げました延納願と云ふものを容易に出す筈と私は思ふのであります。でありますから斯様な場合に於ては一部分納の方法に依らず、何等か一つの書面に依つて權利承認の形を取つて置くことが、時効中斷の簡易な方法として最も確實性を有するものではないかと考へて居ります。

四 差押に際し三者執行せるものに對抗すべき方法如何。

次に第四の御質問の「差押に際し三者執行せる者に對抗すべき方法如何」是は實に困つた問題であります。恐らく事務研究會當局に於ても、三者執行に對抗すべき方法に付ては善い對策がない

のではなからうかと思ふのでありますが、私としても三者執行に對抗する方法としては現行法制上如何とも已むを得ないのではないかと思ふのであります。唯三者執行と云ふことに付ては、既に御出題になつてゐらつしやる以上十分會得されて居ることゝは思ひますけれども、私も三者執行に付ては多少経験もありますので、此點に付て一應申上げ、尙ほ私の意見を少し申上げて置きたいと思ひます。御承知の如く三者執行と云ふものは、甲、乙、丙の三人があつたと假定して、甲の所有財産を乙に假装讓渡することが先づ第一であります。随つて甲の財産は一應乙の財産に移轉した、所が乙は丙と云ふ者から債務を負つて居る、それで丙は乙に對して借金を返せと云ふ請求をすることになります。さうすると乙は「俺は甲から最近買受けた財産があるから、あれを押へて呉れ」と云ふので、丙は喜んで先づ乙が甲から假りに買受けた財産を押へることになります。之を要約致しますると滞納者甲が持つて居つた其の財産を乙に賣つて、乙は乙の債權者に依つて其財産を丙に依つて差押へられると云ふことになる。さうして愈々差押物件の競賣をやると云ふことになると、競賣は僅かの手數料を納付して、延期々々で以て數十回となく繰返され、何時まで経つても解決されべき法律關係がさつぱり進行しない。斯様なものが所謂三者執行と云ふことになるのであります。斯様な場合に此の延期を數十回に亘つて繰返したと云ふやうな事例を聞いて居ります。御承知でもありませんが、今日に於ては改正民事訴訟法實施以來斯様な弊害は幾分掣肘されたとは思つて居ります

が、何れに對しましても、今申したやうな方法で参りますならば、甲の財産が既に乙の物に變り、乙はその債權者の丙に依つてそれを差押へられて居るから、滞納者甲を處分しようとしてゐる執行官廳としては如何とも手の出しやうがないことになるのであります。所で、それは一應の理論として措いて、斯様な場合に滞納處分はどうしたら宜いか、唯其儘放つて置くと云ふのでは困ると存じます。三者執行してあるかどうかと云ふことが事前に判れば是は別問題ですが、若しこれが判らなかつた場合——さう云ふ例は偶々あるのであります。——其の場合はいきなり滞納處分を執行すれば宜しい。滞納處分を執行すると、今度は甲乙丙三人で以て假装的に作り上げた複雑したところの法律關係を、謄本を取るなり、或は判決の正本を添付して「實はあなたの方で押へた財産に付ては斯様な複雑した法律關係になつて居るので、どうでも勝手にしろ」と申し出て来る。そこで初めて滞納處分を中止しても宜しいから、一應は知らぬ振りをして押へる事が宜しいと思ふのであります。右の様な場合でも相當處分の効果を奏した例があります。所が實際の問題としては先づ押へると、今云つた調子で、それは三者執行になつて居る、——滞納者は三者執行と云ふ言葉は用ひませぬが、要するに法律の内容がさう云ふことになつて居る、複雑した關係書類を出して「あなたの方でどうにでも處分して呉れて差支ない」と云ふ。差押をした所がさう云ふ書類を出して來たので、それは困つたことだ——執行官廳で差押をした所が、既に他の執行機關に依つて差押をされて居るので

ありますから、第二次的にやつた所謂國稅徵收法に基いた差押なるものが效力がないことになるので、それは自然解除しなければならぬことになりす。それで已むを得ず差押を解除致した實例があります。所がもう一つは、先づいきなり差押へた、所が今の調子で複雑した法律關係書類を一應出して來たにも不拘現實に差押して居るのを更に役所の方から差押をした。所が相手も相手で三者執行をする位であるから、假裝的な法律關係が複雑して居るので、滞納者側では多少恐怖心を持つたのかも知れませぬが、或る滞納處分吏が、徵收法の詐害行爲取消權に關する次の様な法律の説明をやつたさうです——一體法律と云ふものは悪い者は保護してゐない。要するに正當なる權利者を保護するのであつて、少しでも其間に不正行爲のある法律關係に付ては、相當複雑した脱法行爲をやつて居つても、或る程度まで遡及的に取消されて無効になるべきものであると云ふ説明を加へ、其の事例として詐害行爲取消請求權、即ち債權者を害することを知りてなしたる法律行爲は後日に至つて取消し得るものであると云ふやうな説明を致しました所が、——其の説明は本問題とは懸離れて居りますが、要するに悪いことをした法律行爲ならば、結局取消す方法があるぞと云ふことが逆に納稅者の頭にびんと來て、吾々は三人共謀して滞納處分を免れようとしたが、これが後で暴露したら大變だと考へたものか、それは相當多額な税金でしたが、納めてしまつて、結局徵稅當局の處分が成功した譯です。後で聞きますと、三者執行の法律關係をやる爲に大分經費を使つたが、悪

いことはするものでない、結局悪いことをすれば、費用を使つただけで何にもならぬと云ふ結論に到達したやうです。斯様な場合に於ても滞納處分吏と云ふものは餘程頭を働かして、さう云ふ複雑した法律關係に付ても一應は會得して置いて、或る時は法律の威嚴を保ち、或る時は言葉を柔らげて親しくなつて見たり、その緩急宜しきを得なければ結局目的は達し得られないと思ふのであります。又話が横道へ行きましたが、大體三者執行の問題に付ては、法律論としては已むを得ない、併ながら今申し上げたやうな事例もあるのでありますから、其の時々の問題に付て考慮し、研究し、或は納稅者の性質、實情を能く調査しまして、場合に依つては多少無理押しても法の威嚴を示すことが宜いのではないか、平たく言へば、押しの手で三者執行も對抗出來ると云ふやうな結論に到達するのであります。

五 東京府が先取權を有する住宅組合の家屋を差押しつゝあるも、時效中斷の便法に過ぎず、任意納付を待つの外なし。東京府に對し此の差押通知を發するも府は、國稅徵收法第十二條に基く昭和八年一月二十三日官報登載行政裁判所判例参照の上處分中止方を申請すを例とす之れに對する最善の方法如何。

次に第五の質問であります。「東京府が先取權を有する住宅組合の家屋を差押しつゝあるも、是は時效中斷の便法に過ぎず。右納付を待つの外なし、東京府に對し此差押通知を發するも、府は國

税徴収法第十二條に基く昭和八年一月二十三日官報登載行政裁判所判例参照の上處分中止方を申越すを例とす。之に對する最善の方策如何」

實際斯う云ふ問題になると、私も回答に苦しむのでありますが、これは矢張り第四の問題と同様如何ともし難い問題ぢやないかと思ふのであります。昨日も申上げました通り、要するに國稅徵收法の改正でもしない限り斯様な地方稅の滯納處分に付ては不合理、缺點がある。本問題に於きましても、十二條に依つて中止處分するの已むを得ざるに至るのであります。斯様なことは地方稅の滯納處分執行吏としては洵に忍び難い問題であります。唯この問題に付ては相當滯納金があるやうな問題だと思ひますが、これは不動産に關する處分の關係を主として聞いて居られるやうに考へられるのであります。勿論不動産以外のものに就ては、法人である住宅組合の所有でないものであるから従つて納稅者の財産ではなく差押處分をする事は法規上出来ませんが、前回申上げた様に、之等の法律關係を利用し故意に滯納してゐる様な惡質な納稅者に付てはよく實情を調査して若し斯う云ふものに動産が多少でもありますならば、後日取消は覺悟の上で宜しいから屢々動産を押へることも一方法ではなからうかと私は考へるのであります。それで動産を屢々押へると云ふことになりますと滯納小票がいく細かに分割された方が宜いと思ひます。家屋稅にすれば一つでも相當な金額になるのですが、大體が住宅組合のことでありまから、恐らく一つの調定額が附加稅だけにすれば

二十圓から三十圓見當になるのではなからうかと推測致して居ります。斯様な場合には算符でも、茶算符でも、鏡臺でも、子供の嗜着でも宜しい納稅者の前では申し上げられませぬが、義務者の困る様なものを時々押へることが納稅者としても困ることとなり結局解決される場合もあるのではなからうかと思ひます。單に滯納金額が多いからと云つて家屋だけに目を著け、いきなりやると、住宅組合の低利資金の關係で東京府は一番抵當を設定して居る關係上、東京府に優先權があることとなり、滯納金どころか、延滞金、處分費にも充つることが出来ないから結局十二條の中止處分をする事になると云ふ譯です。さう云ふ場合は、時々其の都度何か財産がある時に押へて少しづつでも取上げる、それで愈々最後にどうにも仕方がなくなつたら、矢張り法規の命する所に依つて處斷するより外ないのではなからうかと考へるのであります。

六 親權者又は後見人なき未成年者に對する滯納處分は違法且つ無効なりや。

次に第六の問題であります。「親權者又は後見人なき未成年者に對する滯納處分は違法且つ無効なりや」此の問題に付ては、私實は能く調べた上で御回答申上げようと思つて居りましたが、役所の方が忙しくて唯質問書を見ただけで其儘にしてあるのですが、本問題は私は、違法にもあらず、無効にもあらずと、御回答申上げて置きたいのであります。何故ならば一親權者又は後見人なき未成年者に對する……とありますが、御承知の如く親權者と云ふものは未成年者に對する法定代理人で

あります。未成年者の法定代理人としては父が第一の親権者であつて、父がない場合に母がなる、父母共にならざる所謂親権者がいないと云ふやうな場合に於て初めて後見人が出来る譯なのであります。是は結局其後見人なる者がいないと云ふやうな場合を想像されたのであります。是は要するに法定代理人と云ふものは必ず出来るのである、先づ未成年者の法定代理人としては親権者、親権者がなかつたら後見人、所が親権者も後見人もないと云ふ場合に於ける未成年者の處分はどうなるかと云ふことが問題であります。御承知の通り後見人なるものは親族會が選定する場合もあり、又親権者が死亡の際に遺言を以て指定する場合もあります。ですから、後見人がないと云ふのは唯其選定されるまでにあり得ると思ふのであります。それで其場合にどうなるかと言へば、親権者も後見人もないやうな未成年者に對する滯納處分は違法且つ無効なりやと云ふ問ひの答へであります。私は前回申上げた如く違法にも非ず、無効にも非ずと申上げたいのであります。何となれば、一體納稅義務と云ふものは人格に付ては關係致しますが能力は關係しません。それは要するに家屋稅の納稅義務者にしても生れたばかりの子供を家屋所有者の名義人にして、其子供に家屋稅を賦課されると云ふ様な場合が澤山ありますが、稅法の規定に依りますと能力のことは別に何とも規定してないのであります。唯多少稅法に關係のある問題で未成年者、準禁治産者と云ふやうな者に付てやかましく言つて居るのは、家屋稅調査委員の選舉資格に付てであります。他の問題に付ては未成年者であら

うが白痴であらうが、或は瘋癲であらうが、そんなことは構つたことではないのです。要するに其のみに擔稅能力があればそれに對して租稅は賦課され得るものであります。ですから、馬鹿が百萬圓の財産を持つて居れば百萬圓の財産に對してそれに相當する稅法所定の稅金はかゝるのであります。其の場合に馬鹿であるからと云つて其の財産に稅を課することが出来ないことと云ふことは、常識上から見てもありませぬ。併し法律論としてどうであるかと云ふならば、滯納處分は行政處分であつて、行政處分なるものは單獨行爲である、一方行爲である、原則として相手方の意思を必要としない。隨つて相手方が未成年者であらうと、或は其の未成年者に後見人とか親権者がなくとも、此の問題に付ては無効に非ず、違法に非ずと、斯様に考へるものであります。

七 滯納稅金の内金を郵送し來たれる時の最も適當なる取扱方法如何

それから其次に第七番目であります。是は「滯納稅金の内金を郵送し來たれる時の最も適當なる取扱方法如何」と云ふ問題であります。此の問題に付ては是は大體分納をすると云ふことと自體が宜しくないであります。併し此方の方で宜しくないと言ひましても、納稅者と云ふものは勝手なもので、どうも斯う云ふ大きい稅金は一遍には納められない、まあ、半分だけ取つて置いて呉れと云ふやうなことを言はれる。其の時にそれを取らなかつたならば後になつて、あれは皆な使つちやつたと云ふやうになつて、結局少しも取れないやうなことになる。それで滯納處分吏も上司からは「分

納はいかんぞ」と屢々注意されて居るのでせうが、愈々實際事務に従事して見ると、處分吏としては「課長さん、どうも分納はいかんと云ふ方針ではありませんが、あゝいつたやうなものは取らなければ駄目ですよ」と云ふやうなことになる。是は何人もよく聞く話だらうと思ふのであります。現實には斯う云ふ問題が澤山あります。それが納税者が遠隔な地に居るやうな場合に於ては、先づ徵稅令書を送りますと、それに對して全額を拂込まないで分納、内金とか云つて郵送して来る。是は困つた問題ではあるが、是だけは解決しなければならぬと思ひます。然らばどうしたら宜いかと云ふと、結局分納の取扱をしたら宜しいのです。分納を區役所が絶対にやつて居ないと云ふことであれば是亦困るのでありますが、恐らく全區の中でも多少は取扱つて居る所があるんぢやなからうかと思ひます。八十二箇町村が東京市に編入された當時に於きましては東京市と雖も分納の例が澤山ありましたが、最近さう云ふものが極めて尠く、殆んど少しもないと思はれるやうになつたことは洵に宜いことだと思ひます。併しそれにしても斯う云ふやうに内金とか云つて郵送して來たり、爲替を送つたり、或は現金で納めたり、子供に持つて來させたりする。さう云ふ時によく督促手数料とか延滞金を忘れて税金だけを持つて來る。それを其儘歸す譯に行かないから何とか處理しなければならぬやうなことは、實際問題として随分起つて來ると思ひます。斯様な場合に於ける處理方法としては、要するに一つの調定した税金に對する督促手数料、延滞金、滯納金全部を通じて其金額に充

たない半端な金を持つて來た場合には雜部金に入れて置いて、あとの不足分を催促して取つた後に正當科目に組變へるといふやうな取扱をした區もあつたやうでありますが、さう云ふ取扱はいかんと云ふことに改められた筈であります。其の結果は、分納と雖も正當科目に直ちに收入することが宜しい、領收書の如きも正當領收書を發行すべきである。併しながら正當領收書の場合には調定額幾らの中の内金幾らと云ふことを明瞭に記載すると同時に、徵收簿に於ても其點極めて明瞭に記載して置かなければあとで決算事務になつてこれが禍をなして出納閉鎖になつてから屢々間誤つて、たつた一つの問題で一日を費やすやうなことが實際には屢々あるのでありますからして、充分注意して整理することが宜からうと考へます。唯其の分納の場合に先づそれを督促手数料に充當するか、或は税金の或る部分に充當するかと云ふ問題があります。是は本來ならば督促手数料に充當して其の残りの金を税金に充當すべきではなからうかと私は考へて居ります。例へば十圓の税金に對して二十錢の手数料が附いて居つたりする所へ五圓を送つて來たやうな場合には、税金に五圓を充當して税金の残りの五圓と手数料の二十錢が残つたりするやうな場合もありますから、さう云ふ事のないやうに先に手数料に充當して残りの四圓八十錢を税金に充當するのが正當ではなからうかと考へて居ります。それから序でに申上げて置きますが、税金は納つたが督促手数料、或は延滞金だけが残つたと云ふやうな場合にも、やはり國稅徵收法の例に依つて處分して差支ないものでありますか

ら、其の點は御承知置きを願ひます。

大體今まで申上げましたことが事務研究会からの御質問に對する回答であります。尙ほ講義が終りましてから滞納處分吏關係者だけで何か座談會があると云ふことでありますから、若し疑問がありましたら其席上で御質問を願ひます。

第四 滞納處分吏員の執務上の注意事項

其の次に滞納處分吏員の執務心得に付て實際的にお話して見たいと思つて居ります。其の前にちよつとお断りして置きますが、滞納處分吏の資格の問題です。是は私、現金取扱事務検査打合に關して神田區役所で會議があつた際、監査局長の前田さんと議論をしたことがあります。各區はどう云ふ風な取扱になつて居りますか知りませぬが、大體滞納處分吏と云ふ資格を與へるのに、滞納處分吏の指定をすると同時に會計規程二十八條の指定がなければならぬと、私は主張したのであります。所が區役所では滞納處分吏の指定だけを以て會計規程二十八條の指定はして居らぬ、さう云ふ取扱になつて居ると云ふやうなことを監査局の係の方が申されて居りました。併し私はそれはいかんと申上げたのであります。何故ならば、滞納處分吏と云ふものゝ指定に依つてどう云ふ資格が生れるかと云ふと、大體滞納處分と云ふことは收税官吏即ち歳入徴收官吏が其の權利を持つて居るのでありますから、それに委任を受けた滞納處分吏と云ふものは財産を差押したり公賣をすると云ふ所謂滞納處分事務關係だけの資格しか與へられて居らないのであります。現金の徴收は會計規程二十八條の指定に依つて資格が生ずるのであります。随つて滞納處分吏だけの資格を持つて居つたの

では、差押は完全に出るでせうけれども、通貨を出された時に其の現金を取扱ふ資格がない。だから其方の資格も指定を受けなければならぬと云ふことを強調して置いたのであります。所が従来區役所の方ではさう云ふ解釋がなかつた様であります。私はそれは改めた方が宜いんぢやないかと思つて居ります。此の點は唯御参考までに申上げて置きます。

今度は本論に入りまして滞納處分吏の執務心得に付て申上げます。

一 一般的注意事項

(1) 先づ第一は關係法規の要點を會得し滞納者の法令上の質問誤解等に對しては説明納得せしむる事であります。要するに前回にも申上げた如く、滞納處分吏として指定されるやうな人はやはり關係法規の要點を知つて居て貰はなければ困る。滞納者の方から法令上の質問がありました時には誤解のないやうに納得させることが必要であります。一例を申上げますと家屋税で賦課期日以後に家屋が新築されます。さう致しますと、御承知の如く家屋税係の手に依つて賃賃價格を調査するなり、或は調査委員の手を経て家屋税が課かるまでには早くとも數箇月遅れるかも知れませぬ。さうなりますと、先づ家屋を届出た場合に不動産取得税といふものが一つ課かつて来る。それからその次に課かるものが家屋税であります。其の家屋税は前期相當分といふものが先づ課かる。次に二、三ヶ

月遅れた頃にはもう後期分を課けられる。其の爲に始めて家屋を持つたやうな人は、一體幾ら税金が課かるのかどうも心配でたまらない、借金して家を建てた様な人は非常に心配する。そこで徴收に行つた處分吏や區役所の滞納係の所へよく尋ねに来る、此の税金は何回も来るがどういふ内容のものであるか教へて貰ひたいといつて来る。さういふ時に納税者の納得行くまでの説明の出来る餘裕を持つて貰ひたい、簡単な税法全般に付ての要點ぐらゐは滞納處分吏として知つて置く必要がある。斯様な意味で、關係法規を會得して貰ひたいと思ひます。

(2) それから第二番目には、係員は平素言語、動作を慎んで納税者に對しては親切丁寧にしなければなりません。假にも疑念を抱かされるやうなことがあつてはいかぬ。色々これは實例もありますが要するに平素言語動作を慎しめといつたところで何も滞納處分吏が偉さうな言葉を使へといふことではない。併し又平易な言葉を使つちやいかぬといふ譯でもない。場合に依つたら寧ろ碎けた言葉を使はなければいけない。滞納處分吏が裏長屋に行つて妻君連中を相手にして取る様な場合には、「おつかあ今日はどうだ」、「懐工合は好いか」といふやうな調子でやる。さうすると實言葉に實言葉で「あゝ今日は幾らかあるよ」といふやうな調子で案外うまく行くものであります。實際滞納處分吏といふものは仲々むづかしいものです。吾々が机上で色々説明して居るところぢやなく、より以上に現實に金を取りに行く人は苦勞して居ります。随つて言語動作を慎しめといつた所で型通り

には参りません。場合に依つては法の力を借りて、嚴然として話さなければならぬ必要も生じますし、又くだけで話しをすることも必要であります。餘り親しみ過ぎてもしいけません。又親しみ易くない態度であり過ぎてはいけません。餘り親しみ過ると自由裁量の餘地を遺憾なく發揮して、例へば滞納者の家へ行つて、本月末日までに實は收めれば宜いんだといふやうな話をしてしまふ。さうするとそれは末日が來ても放つて置いて來月まで延してしまふと云ふ様な事になるのであります。でありますから最大限度まで君の所は許してやるといふやうなことを言つてはいけません。さういふやうなことの無いやうに、事務の緩急或は納税者の性質財政實情等に依つて充分考慮する必要があるんぢやないかと思ひます。

(3)それから第三番目には、出張徴收の場合には、滞納處分吏としての證票は昨日も申上げた如く必ず携帯すること、それから滞納票及領收書、其他納税督勵、滞納處分上必要なものは苟も忘れるやうなことがあつてはならない。これは私が注意するまでもない。併ながら住々にして滞納處分吏の證票などを持つて居ない者がありますから、其點は充分注意されることが必要であります。

(4)それから第四番目に、事務の圓滑進行を圖るために、區域を定めて納税督勵に努め、成べく現金を徴收することに努める。是も徴税事務に當る者としては誰も御存じのことであると思ひます。唯斯う云ふ場合に主任なり課長さんなりに御願して置きたいことは、勿論御判りのこと、は思ひます

けれども、大體滞納處分吏が現金を澤山取るからと云つてそれが成績が良い。或は一錢も取らぬからと云つてそれが少しも働かない。と云ふことには直に即斷できないのであります。大體に於て滞納處分吏が徴收できなかった時ほど苦しいことではないのであります。是が取れなければ取れないほど焦るものであります。焦るから、普通ならば二十軒廻る所を三十軒廻つたが、どうしても成績が宜しくないと云ふ様な場合があります。それで私は寧ろ金の取れないやうな時に同情してやつて、其の金高のみを標準に置いて怠けて居るとか、能く働くとか云ふやうな觀察はしない方が宜いと思ひます。併ながら毎日一錢も取れぬと云ふやうな状況では、是亦困るのであります。要するに斯様な問題は程度問題であります。併ながら一般的に申上げますならば、金の取れる時よりも取れない時の方が滞納處分吏としては骨が折れる。是は事實だらうと私は考へて居ります。ところで茲に一つ問題があるのであります。今日は現金を非常に取り過ぎた、調子が好くて莫迦に取つた、此の順序で行けば二日間位の分を取ることが出来る。斯う云ふ時に、今日取つた分又は取り得べき分を翌日に廻して、明日は一寸出勤するだけで、一日中休暇のやうに休んでしまふ。さう云ふ事例がないでもないのであります。斯様な事は絶対ないやうに、取れる時は取れるだけ取る、幾ら取れても宜しいから取つて報告するが宜しい。何も明日取れなかつた場合のために、明日の分を取つて置くと云ふやうなことはしない方が宜しい。詰り滞納處分吏なる者は清淨潔白でありたい。私は出

張しましたが、途中でお腹を壊してしまいましたので、「一時帰りました」と云ふやうに上司に電話を掛けるなりして諒解を求めた。さう云ふ正直さがあつて欲しいと思ふのであります。私の知つてゐる人でさう云ふ人がありましたが、實に信仰心に富んだ人で、洵に適任でありました。それで其の人の言ふことならば如何なることでも間違ないと云ふ位に、絶対の信任を置かれるやうな處分吏でありました。滞納處分吏としては右の様な人でありたいと思ひます。

(5) 第五番目には、督勵の際に納税者に對して、規定改正の結果、一定の期間内に必ず滞納處分を爲すべき旨を懇切に説明して、納得せしめて置くこととあります。是は先程も申し上げましたやうに本年から滞納處分條例と云ふものが出来まして、或る期間内に必ず滞納處分に着手しなければならぬことになつて居りますから、將來是から徴収に御出でになる滞納處分吏、或は他の稅務課の方で一時督勵の應援をされる方などに於かれましたは、充分此點を御含み置き下さいまして、納稅稅勵をする場合に於ては、或る期間が來れば必ず滞納處分をされるのだから、其の場合には處分費も掛るし、延滞金も附くし、手数料も拂はなければならないのだから、必ず納めるやうにと云ふやうなことを言つて、納得させるやうに努力して戴きたいと思ひます。

(6) 第六番目には、滞納者にして徴収の猶豫を申し出せるものがあります。斯様な場合に於きましては、本人の財政の實狀を能く調査して、漫然と猶豫することがあつてはいけません。要するに萬一

已むを得ずそれを猶豫する場合に於ては、極めて短い期間を與へて承認をすると云ふやうなことに努めて貰ふやうに御願ひしたいと思ひます。此の徴収猶豫に付ても、或る處分吏が相當回を重ねて督促に行つたのでありますが、最後に又行つた所が、拜み倒しで、結局明日まで待つて呉れとの事で、待つことにし、其の翌日行つて見ると、到頭其の晩の中に夜逃げをしてしまつた。と云ふ事例もあるのですから、滞納處分吏としては、此の人は眞實に明日まで待つて呉れと言ふのか、それとも一時の口實で明日迄には夜逃げをして其の處の者ぢやないやうにしてしまふと云ふやうな事をする人か否かと云ふことを觀察する必要があります。此の點充分注意が必要です。

(7) 第七番目ではありますが、特別の事情ある者を除くの外、督勵なり出張なりは大體に於て二回乃至三回程度に止めるのが宜いんぢやないかと思ひます。徴収課の方針では、大體二回乃至三回督促に行きましたら、後は滞納處分を斷行すると云ふ様に決めて居ります。併し是は納稅者の滞納金額、或は滞納者個々に付て問題がありますので、一樣には行きませぬが、要するに二、三回程度の督勵を加へたならば、四回五回目には必ず滞納處分を斷行したら宜いんぢやないかと思ひます。

(8) 第八番目には、差押執行に際しては、成べく前以て催告をする。是も納稅者の性質にも依りますが、大體に於て差押強制處分に依つて納稅義務を強制的に果させるよりも、納稅者の任意納付を希望する建前であるから、差押ばかりして強制徴収するのが能ぢやない。強制處分は已むを得ざる場

合のことで、傳家の寶刀は最後の手段でありますから、先づ穩便に徴收すべきであります。それで差押をする場合に於ては親切丁寧に最後まで疑ある所は説明してやる必要がある。それで此の場合に於ては催告状と私は申上げましたが、口頭催告でも結構であります。併ながら是は滞納小票の所で申上げますが、滞納處分吏が各納税者の家へ行きました時に、各経過を滞納小票の摘要欄に書いて置くことになつてゐるが是には出鱈目を書いてはいけない。其の點に付ては要するに何日の何時に何處で催告したと云ふことが書いてあつて、場合に依れば家族の誰と會つて話をしたと云ふ位まで書いてあれば、後日事務處理上都合のよい事がある。一回の催告もないとか、たつた一回の催促だなど、先方が言つても、それは幾日と幾日に行つて、誰に會つてどう云ふ話をしたと云ふ様に説明が出来るので、非常に便利かと思ひます。勿論此の催告は法定の要件でないことを申添へて置きます。

(9)次は第九番目であります。財産差押の處分を爲す時は、必ず滞納處分吏の證票を納税者に呈示すること。是は前回にも申上げましたから重ねて申上げませぬ。

(10)第十番目と致しまして、是は申上げて宜いかどうか分りませぬが、唯私の考だけを申上げます。名譽職に對する滞納處分は、特に慎重を期し實施すること。併し私は名譽職なるが故に特別に取扱へと云ふことではないのであります。曾て私は決算委員會の席上で、名譽職の滞納者の名前を連記

して發表したことがあります。一大センセーションを起しました。ところがそれは委員會でありましたので、是が明日本會議に上程されると云ふ時になりましたら、決算委員會の席上に於きまして、名譽職の一滞納者が、何か重要な協議でもする如く、委員會を閉鎖しまして、私を呼び付けて「明日の本會議を事務の都合で延して呉れ」何か事情があるのかと思ひましたところが「それ迄に名譽職は完全に全部税金を収めてしまつて、本會議には名譽職の滞納は一つもないと云ふ報告をして、有終の美を納めた」斯う云ふ譯で効を奏したことがあります。私は名譽職に對して決して同情するものではないのであります。唯茲に特に申上げたと云ふことは、御承知でありませうが、市制改正に伴ひまして、名譽職に付ては所謂公民権が停止されることになりましたので、斯様な問題は又別個の方面から見ても、相當考慮しなければならぬものぢやなからうか。一應其のことも滞納處分吏が知つて居るならば、名譽職の關係に付ては「若し處分をするならば斯様な結果になりますので、御承知置き願ひます」と云ふやうに念を押した上でやる分には、斷乎として處分することに何等差支ないとは考へて居ります。其の意味で特に慎重を期する上から申上げたのでありまして、別に特別の取扱をしると云ふのではなく、唯名譽職の公民権が停止する關係上、名譽職に就任してゐることが出来なくなりますから、其の關係を考慮して貰ひたい。斯様な意味で申上げたのであります。

(11)それから第十一番目であります。納税督勵中に相續、或は氏名變更、或は轉居等に依つて

住所が変更したと云ふ場合には速に關係書類を訂正する必要があるから、さう云ふことは迅速に報告して貰つて、處理されるやうに努めて貰ひたいのであります。

(12) 次は第十二番目であります。納税者であつて其の性格、思想が特に注意を要するやうな者に付ては、住所氏名並に其事由を詳記して、後日の参考に供したい。或は主任なり課長なりに一冊報告して置く必要があるのではないか。或は其の方面の擔當者の滞納處分吏にも、斯様な事を知らして置く必要があるんじゃないか。中には兇狀持ちのやうな者が無いではないのであります。私も一度斯様な納税者を處分した事がありますが、職業は大工で、出刃庖丁を首の所に突き付けられて、一時當惑いたしました。然し、あまり法規許り柄に探つて話を進めましたから私の態度も今考へて見ると悪かつたかとも思ふのであります。其の納税者は滞納常習者の親玉でありました。此の處分の状況をお話し致しますと或る處分吏が曰く「どうしてもあの部落の中のある人を處分しなければ、其の部落では誰もあの人が納めたら自分達も納めると云つて、滞納してゐるのであるから、其の納税者を如何しても處分しなければ外の徴收成績に影響を及ぼすことが大である」と申しますので「それぢや僕が出て行つて、何とかやつて見よう」と出たものゝ、内心實は是は容易なことではないと考へて居つたのであります。其時丁度警察の方に手を廻して置きましたので、先づ御承知の通り立會人を必要としますが、勿論其の場合に立會人など、云ふものは、本人は勿論立會ふどころの騒ぎではな

い。却つて危険性があると思つて、警察官を連れて行きました所が、正面から警察官に同行を願ひましたならば、又逆に滞納者がこちらに抵抗するんじゃないかと思ひましたので、警察官は隣の乾物屋の所に隠れて待つてゐて貰つて、聲が大きくなるに連れてこちらを警戒して貰ひたいと云ふやうに頼んで置きました。さうしてもう一人處分吏を連れて行つて連絡を取つて置いたのであります。私が這入つて行つた所が「貴様は何だ」と云ふやうに初めからえらい權幕でありました。私は「自分は斯様な者でありますと處分吏の證憑を呈し更に實は斯う云ふ命令を受けて本日参りました。現在あなたの所には、相當澤山の税金が滞つて居りますので、本日は私が頂きに参りました。本日は是非御納め下さい。滞納のあるのは獨りあなたの所ばかりぢやないのであります。非常に財政窮迫の折柄でもありまして、本廳としても洵に困つて居ります。過年度分だけでも宜いから、あなたに今日は是非納めて貰ひたい。それで度々私の所の吏員を御伺はせ致し前回に於て吏員の申上げたことも、私の今申上げることと同じことで、要するに税金を納めて貰へば宜い。併しどうしても納められないと云ふなら、私は最後の命令を受けて來たんだから差押を致しますが、私は差押をして税金を取るのが目的ぢやないので、圓滿にあなたが納めると云ふならば、私は何も差押なんかしたくありません。是非何とかして私の顔に免じて納めて貰ひたい」と云ふて懇願したのであります。ところが其の話をして居る間に滞納者の身體が慄へて來た。どうも是は可訝しいと思つて居りました。

た所が、後ろの方にた滞納處分吏が私の後ろを盛んに引張つて居る。ちよつと見たら「歸れ」と云ふやうな合圖をして居つた。私は下を向いておとなしく話をして居つたんですから分りませぬでしたが、後に聞きましたら、出刃庖丁を持つて居つたのです。それは私は全然知らない。唯普通の人だと思つて一應の話をして居つたのでありますが、私が其の時もう少し強く話したならば「カット」なつて、飛かゝつて來たんぢやないかと考へて居ります。而し此の儘歸る譯にも行きませんので「兎に角何れにしても處分執行するに當つては、刑法の九十五條に依つて執行を妨害するならば、公務執行妨害罪と云ふ重い罪に服さなければならぬ。お互に斯様なことは慎しまなければならぬから豫め御断りして置きます。それでは是から滞納處分に移ります」と云ふ宣言をして始めやうとして掛つた時に、私の右手をいきなり押へて「何をします」と言つた。其の儘逃げ出した譯ぢやない。併しちよつと驚きました。其の時に警官が時を移さず後から來て呉れましたので、まあ其場の急は何の事故もなかつたのであります。結局本人立會の上で全部差押を完全に遂行致しました。併ながら後で私の机の前に行きました。七月の下旬だったので、カン／＼帽を持つて來まして、私の机の前に坐つて、カン／＼帽をグシャツ／＼に潰してしまつた。さうして滅茶苦茶に叩いて机なんかも瑕だらけにして大層怒つて「貴様は落着いて餘裕綽々としてゐるが、人を馬鹿にしてゐるんだらう」と斯う云ふことを言つた。「いや、決して私は馬鹿にも何にもしてゐませぬ、あなたは立派な納

税者として取扱つて居ります。差押をしたことに付ては、それは私個人としては洵に同情に堪えないが、公人としては法規の命する所に依つて當然の事をやつたに過ぎませぬ。其點に付きまして私は何等疚しいことはないのですから」と云ふやうなことを言つた所が、段々麥藁帽子を潰して行つて、何とも言はずに家へ歸つて行きました。それから三十分位経つて又來まして、今度は羽織袴でやつて來ました。前に來た時には印袴纏ですが、今度は紋付羽織袴で嚴然としてやつて來た。課長に面會をしたいと云ふので、「どう云ふ御用ですか」と尋ねたところが、「いや、どう云ふ御用も何もない」と言つて、いきなりズカ／＼と又私の前に來て「君は服装を見て人を取扱ふ、左様なことは怪しからぬ」斯う言ふのであります。私は決して服装に依つて人を上げたり下げたりして居る譯ぢやないのであります。暑いことでもありませんし、頭が少し變だと云ふ噂を聞いて居りましたが、併しあれ程とは私は知らなかつた。それで先程の問題ぢやないが、滞納者の性質とか、或は思想上の問題とか、さう云ふことを豫め頭に入れて置かなければなりません。其の大工は結局滞納金額の全部を納めてしまひまして、今度は私の方で、暑いので私は自腹を切つて水を取つて御馳走して上げました。ところが終ひには「いや、俺も興奮したけれども、相手の出様に依つては如何な事をするか分らない。危ないから將來氣を付ける」と云ふやうなことを言つて居りました。其後私は其家の前を通ることは、少々鬼門の前を通るやうな氣がして居ります。斯様な事例がありました。

要するに滞納處分吏と云ふのは、有ゆる経験を積んで初めて一人前の處分吏になるのであります。

第十二としてお話致しました滞納者の性質、性行等には、充分注意を要することが必要でありますから、さう云ふ點に付ては御互處分吏同志で、或る滞納者は斯うく云ふ性格を持つて居るから注意しろ、或る者に對しては法規を難しく説明した方が收め易い、あれは法規を持ち出すと逆にこつちがやられるから何とか便法を以て行かなければならないと云ふやうなことで、相當處分吏の間で常に意見の交換をすることが緊要ではないかと考へて居ります。

(13)それから第十三番目でありますが、係員は處分上参考となるやうな事情を聞いた場合には、其都度それを回覽にしても、全般に知らしめるやうにして戴きたい。それから賦課事務關係に付ても滞納處分吏は知らなくても宜いと云ふことはないでありますから、課賦事務に付ても知るやうに、又賦課關係の人であつても、滞納處分のこと分らぬと云ふやうなことでは是も困る。必ず稅務課の人は一體となつて、全部がそれ位のことを知つて居らなければならぬと云ふことに注意したいと思ふのであります。人間と云ふものはどう云ふ事を能く知つて居つても、知つて居つて悪いと云ふことはないのであります。唯運用方法如何にある。如何なる事を澤山知つて居つても、如何に悪い事を知つて居つてもそれは宜しい。唯それを運用するに當つては、悪く運用しないで善く運用するならば、結局それが社會に貢獻する一助ではないかと云ふやうに考へて居ります。

以上で滞納處分吏の執務心得の一般的注意事項と云ふことに付ては終つたのであります。

二 滞納票並に徴收に関する事項

其の次は滞納票並に徴收に関する事項と云ふことに付て説明を續けます。

(1)先づ其の第一番目には、滞納票の取扱に付ては汚損、紛失等のないやうに嚴重に注意することが必要であらうと思ひます。汚損と云ふことは汚損した事に依つて後日記載文字を判讀出来ない様にする事は、いかぬと云ふことであります。紛失することに付ては絶対に罷りならぬ。それで滞納小票を取扱ふに當つては、現金を取扱ふと同様に取扱つて戴きたい。常にさう云ふ心持でゐて戴きたいのであります。

(2)第二番目には滞納小票を受けた時は、速に同一人に對する滞納小票は、元のものと一括して置く。出張に當つては其納稅者のものを全部漏れなく徴收できるやうにやつて戴きたいのであります。是は屢々ある問題であります。滞納者から「俺の滞納金はどれだけあるんだ」と言はれた場合に、なか／＼即答できないで「明日調べて参ります」さう言つて調べた所が「いや、まだあるんぢやないか、まだ斯う云ふものもあつた」それで漸く蒐めて「是だけであります」と言つた所が、それが後日になつて一票まだ残つて居つた。そんなやり方では困る。さう云ふやうなことでは滞納處分吏

の信用を害しますから、さう云ふことのない様に、滞納票は要するに何年度何期分迄のものなれば是だけ、或は何月一日現在以前のものならば是だけと云ふ様に一目して分るやうに整理して載きたいと思ひます。時々納税者の依頼を受けた人が「一體滞納處分前に唯々の分を清算しやうと思ふが滞納金はどれ位あるか、調べて貰ひたい」と言つて來ました時に、不斷よく整理して置かないとなか／＼分らない。是もあつた、あれもあつた、一枚づゝ持つて來て、結局何枚あつた。それで「此外はないか」と言ふと「ありませんね」と云ふことで、「それぢや清算しやう」と總て納めてしまつた後になつて「まだ一票、過年度分が残つて居つた」と云ふやうなことでは後に残つた分を取るのに非常に納税者の感じを悪くしますから、注意することが肝要であると思ひます。

(3) 第三番目には、滞納票には訪問する事項、及び取扱ひました事務の要點を、詳細記入して置くと云ふことであります。前回は一寸申上げたのであります。唯此の點に付て御注意を願ひたい事は、不在の場合であります。今日大體滞納處分吏が三十軒廻れば宜いのだと云ふ豫定で廻つて來たと致します。所が金の取れたのが七、八軒ありますれば、大體滞納處分吏一日當りの分は働いた。それで後はもう不在と云ふやうなことにして置けば宜いと云ふやうなことでは困る。所が不在々々と書いてあつても實際は分らない。不在だから先方に問合せる譯にもいかないし、こつちも果して行つたかどうか分らない。所が納税者の家を訪問する件数が尠いと、皆不在にして今日は三

十件廻つたと云ふやうな、インキなやり方は絶対にしては困る。寧ろそれならば、是だけ取れて身體の工合が悪るかつたから、私はお先に歸りましたと、正直に言つた方が清潔潔白であつて、斯様な處分吏の方が實に頼母しいと思つて居ります。行きもしない所へ行つた事にして不在と云ふやうな書き方をするものよりは、正直の方が宜しいと思ひます。

(4) それから第四番目に、轉居したと云ふ様な場合には、小票の住所を變更しなければならぬやうなものがある。斯様な場合は速に轉居先を書いて、整理係と云ひますか、内勤の者に廻して、適當に處理することを迅速にやる。さう云ふことをよく心掛けて居て貰ひたい。

それから住所其の他轉居先等、何れも記載は鉛筆で書いて居るやうであります。成べく萬年筆を用ひて書いて貰ひたい。後日に色々な問題が起きますから。小票は御承知の通り何十回となく取扱つて、始終持つて歩いて、それも汗の手で持つて歩いたり、或は内勤の方でも調査上使ふこともありますから、結局鉛筆で書いて置きますと、殊に住所の記載が不明瞭になりますので、成べく鉛筆でなく、インキ等で書いて置くやうに注意して貰ひたい。

(5) それから第五番目に、滞納票の紛失を爲した場合には、始末書をして報告させて貰ふやうな取扱をする。それは滞納處分吏に取つては洵にお氣の毒な要求だと思ひますが、それ位に取扱ふことに依つて、小票を現金同様に取扱ふ習慣にもなるんぢやないかと思ひます。大體紛失するなんと

云ふことは、非常に善くないことであります。それで滞納小票を紛失したならば直に報小されると云ふことが、一つの必要事項と考へて居ります。

(6)それから第六番目には、滞納票の未だ引繼ないものを領收する例があるやうであります。それは區役所になりましてから、斯様な問題は極めて尠いと思ひますが、田舎の町村に行きますと、顔見知りと云ふ関係もありませうが、直ぐに頼まれて其の儘預つて来る。極めて自分に都合の好いと云ふか、悪い事をするのに都合の好い機会を與へられることになりまして、斯様なことは小票のない限り領收しないと云ふ方針でやられることが宜しいと思ひます。

(7)それから第七番目には、再製の滞納小票の徴收に付ては特に注意をして戴きたい。即ち再製の滞納小票と云ふものが果して適當に再製されたものであるかどうかと云ふことを先づ確めて貰ひたい。さうして之には主任と課長が判を押さなければいけない。主任だけで小票は作れない。又逆に課長一人でも小票は作れない。勿論、主任と課長がグルになれば別問題ですが、要するに斯う云ふ金錢取扱事務は少くとも形式的であつても宜しいから、さう云ふ複雑なる階段を置くことに依つて間違ひを防ぐことが必要であります。此處で發見出来なければ此處で發見出来る。斯う云ふやうな仕組みにすることが理想的だと考へるのであります。

(8)それから第八番目には、徴收可能のものは速かに徴收をする。是は當り前のことでありますが

所在不明とか缺損處分に屬するやうなものも、是も成べく迅速に整理して欲しいのであります。併し缺損處分等に付ては迅速にすることが却つて不利益な場合があります。即ち處分した當時に於ては納税者の情況が國稅徵收法第十二條に該當して居つたが、それから一月ばかり経つたら勤め先も出来て馬鹿に景氣が好くなつた、それで十二條の適用に該當しないと云ふ場合がありますから、斯う云ふことにも處分吏が十分頭を働かして貰ひたいと云ふことを希望するものであります。

(9)それから第九番目には内金の徴收であります。是は先程も申上げました通り内金は絶對徴收しないと云ふ原則を先づ確立して置いて、已むを得ざる場合に於きましても領收書は正當領收書に依るの外、絶對に内金を領收しないと云ふことに心得て戴きたいのであります。

(10)第十番目と致しまして、滞納金を小切手で徴收する場合にどう云ふ注意が必要であるかと云ふ事を申上げたいのでありますが、大體次のやうなことを心掛けて戴いたら宜いんぢやなからうかと考へます。第一番目に領收證書には銀行名とか振出し年月日を記載して置くことが必要であります。それから第二番目には次に述べるやうな小切手は取らない方が宜いんぢやなからうかと私は考へます。其の第一は納税者が自己の振出さない小切手を持つて来た場合には吟味する必要がありま

す。併し自己振出しでも一流資産家の振出しならばいざ知らず、名前の知れないやうな人の振出したものではどうかと思ひますから、其點は充分考慮されて取扱はれることが宜しいと考へます。次には

支拂人が交換加盟銀行以外の小切手を持つて来た場合にも、是もどうかと思ふのであります。それから東京市を支拂地と定めて居ない小切手も、是は小切手の交換と云ふことがありますから宜いやうなものであります。成べく斯う云ふ小切手は取らない方が宜いんぢやなからうかと思ひます。次に納付金額に對して其の手形金額が過不足して居ると云ふやうなものはどうかと思ひます。是は超過して居る場合には此方の方から現金で以て返さなければなりません。不足をする場合にはそれに更に外のもので取らなければならぬ、非常に面倒な手數なことになるのであります。斯やうなことは成べく避けるやうにしたら宜いんぢやないかと思ひます。それから振出しの日附より起算して餘り期日の経過して居るやうなもの、例へば三日も四日も経過したやうなものは見合したら宜しい。成べくならば當日振出しの小切手を金額通り記載して貰つて其日に取るやうにしたら、處理上最も適當ではないか、斯様に考へます。其次は先附小切手は、是も困つたものであります。併し時と場合に依つたら先附小切手でも取らなければならぬやうな場合も生ずるでありませうが、成べく見合すやうにしたら宜いんぢやなからうかと思ひます。云ふやうに考へて居ります。(東京市納付金小切手使用規程参照)

(11)それから第十一番目に滞納金を小爲替證書にて取つたやうな場合は、記載事項に十分注意して其證書の裏面に取扱者の認印を押捺して置いて、後で何か問題が出来た場合に便利なやうに取扱者を明確にして置く必要がありますので、斯やうな取扱方法にしたならば宜いんぢやないかと考へ

るものであります。

(12)其次は第十二番目として、延滞金及び手数料は必ず検査して誤りのないやうに充分注意をして載くと云ふことが大切であります。是は殊に滞納處分吏などは立つた儘で延滞金などを計算したりするやうな場合もあるのであります。大體に於て金を取りに行く者は邪魔者扱ひにされる傾向が多い、折角金を出して呉れるなら氣持よく出して呉れ、ば宜しいのであります。抛り出すやうな呉れ方をすることが多い。それでも「有難うございます」と御禮を言つて、狭い所に立つた儘で計算したり領收書を書いたりする場合があります。實際納税人が持つて来た金を此の窓口で取るやうな場合は全然正反對の現象が生ずるのであります。滞納處分吏としては實に斯やうな苦境の場合を通り過して来るのでありますから、私としては同情に堪へないのであります。何れに致しましても私が前回申上げた如く、滞納處分吏を數年間完全にやつた人ならば、如何なる所へ行つても立派に勤められる、立派な人格者としての修養が出来るものであると考へて居るのであります。して、滞納處分と云ふものは非常にむづかしいものだと思ふことを私は茲に強調する者であります。

三 其の他注意事項

更に申上げたいことは、先づ徴收した金額は直ちに拂込むこと。若し事情已むを得ない場合には

會計課なり或は稅務課なりに備付けの金庫があるでせうから、それに保管させて置く。是が原則であります。兎に角取つた金は一度役所に持つて歸ることが建前であります。それ以外に自宅に公金を持ち歸ると云ふやうなことは、例外で已むを得ない場合に屬するのでありますが、斯様な事は絶対にしないやうにして載きたいのであります。御承知の通り滯納處分吏が現金を取れば、それに依つて納稅義務は消滅するのでありますから、其金錢なるものが滯納處分吏の手にあるものと雖も既に公金と云ふことになるので、公金を自宅に持ち歸ると云ふことは、如何なる見地よりも好いとは言へないと思ひます。随つて其の取扱ひに付ては慎重なる注意をして載くと云ふことが大切だと思ひます。

第五 滯納處分吏監督者の注意

次は矢張り滯納處分の心得を裏面より觀察して御話し致します。詰り今度は監督する方の立場で處分吏と云ふ者は一體どう云ふ方法に依つて上司に監督されて居るか、斯う云ふ風に監督されるならば其監督に満足するやうに努力しなければならぬ、斯う言ひたいのであります。それはどう云ふことかと申しますと、受持滯納票の數量或は記載事項等は常に誤りのないやうに調査をして置くことが必要であります。それはいつ何時上の方からさう云つたやうな問題に付て、君の受持滯納の票數は幾らある筈だが出して見ると言はれたらば直ぐ出せるやうに常に揃へて置く、さうして所在を明瞭にして置くこと、それから滯納票の殘高、或は持高と云ふやうなものは常に符合させて置くことが必要である、是は前の話と關聯しますが、結局さう云つたやうなことは上司に依つて監督をされることになります。併し上司は表に現れたものに依つて、之だけ渡して之だけを處分して之だけが残つて居る、だから之だけ持つて居る筈だと思つて居たのに、出させて見たらば五票足りないとか云ふやうなことがないやうにすることが大切で、是は現金同様に取扱ふと云ふことの一事に依つて盡るのではないか、例へば滯納小票を一枚十圓と假定するならば、誰も一枚足りない二枚足りないとい

云ふやうな扱はしないだらうと思ひます。随つて取扱に付ても充分慎重を期する必要があると云ふ事になりますから左様心得て居て戴きたいのであります。

其次には毎日の領收書の内容は自ら進んで調査をして貰ふ方が宜しいし、又監督者もそれは嚴重に調査をしなければならぬ。領收證書が破損したとか汚損したとか、其領收書を使用する時に複寫紙を用ひて居なかつたとか、或は複寫紙を用ひても二回に書いて居る、例へば途中に白紙を置いて薄い紙だけを一枚書いて、更に下の方の紙を別な複寫紙に依つて書いて居る、それで上の金額と下の金額が違ふ、と云ふ様なことがあるかどうかと云ふことをよく監視され又監督者は之を看破する必要があると云ふ事は絶対にやうに心懸けて戴きたい。

其次は滞納處分吏が納税者の家を廻つて金を取つて参ります、さうすると結局取つて來たものに付ては拂込があつた、それで滞納がないことになつて居りますが、年に一回乃至二回位納税者に向つて區役所の稅務課から、貴殿の滞納は是れ／＼であるが至急納めてくれと催告すると、此の點に付ては既に納めてあると云ふやうな問題が偶々起るのでありますが、それは要するに取つた金を拂込まなかつたことになるのであります。斯様なことのないやうに御注意を願ひたい。それから又年に二回以上或は三回位滞納の原簿と小票を突き合せると云ふやうなことは至極結構なことであらうと思ひます。併しこれとても御承知の通り稅務課は非常に複雑煩鎖な事務を取扱つて居るのであります。

して斯様な大きな仕事をする爲めには相當時間と努力とを要することであるし、又居残りなどもして働かなければ出來ないことでもありますので困難な事ではありませうが、斯様なことは是非やつて頂きたい。突合せをする事に依つて所謂金錢取扱事務の正確を期することが出来るのであります。是れも自治體に對する貢獻の一助となるのでありますから、此點も充分考へて戴きたいのであります。

それから係員、即ち滞納處分吏の服裝とか、行動、家庭の狀況或は交友等に付ても充分注意をする必要があります。是は滞納處分吏であると云ふことになりますと、勢ひ金の使ひ途、使ふ方面なども多少色目を以て見られるやうな關係もなきにしもあらずでありますから、斯やうなことに付ては監督者、被監督者共に充分注意することが必要だと思ひます。斯う云ふことは多言を要せずとも充分お判りのことと思ひますから、餘り申上げませぬ。

其他色々注意すべきことはありますが、上司としては滞納處分吏が是は處理件數が多いから成績が良い、少いから怠けて居ると云ふやうなことばかりを考へずに、もう一步突つ込んで、大體此の人は滞納處分に適任であるかどうかと云ふことを考へる。人物の性質、言行、長所、短所、或は健康状態などから考慮して時々異動を行ふことも必要ぢやないかと思ひます。

大體以上を以て滞納處分吏の心得、或は裏から見た處分吏の心得、即ち監督者の監督上の注意と

云ふやうな方面に付ては之れを以て終りたいと思ひます。

第六 東京市の滞納處分に関する條例

まだ時間が十分ばかりありますので、東京市の滞納處分條例に付て一言申上げることになつて居りますから、其點を急いで申上げます。東京市市税其の他收入金の督促及び滞納處分に関する條例と云ふものが本年四月一日に公布され施行されることになりました。之に依りますと、先づ第一條に於きまして市税、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其の他市の收入金に就いては、其の收入金を納期限内に完納しないものがある時は、納期限後三十日以内に督促狀を發布すべしと云ふやうなことになつて居りました、是は先程私の申上げた三十日のことでもあります。是は何處から來て居るかと云ふと、市制町村制施行令の四十四條の第一項であります。是は從來の法制では直ちに督促狀を發布すべしと云ふことでありましたが、それを遅くとも納期限後二十日目までに督促狀を發布しろと云ふことになつたのであります。所が東京市は勅令に二十日目までと云ふことがあるにも拘らず納期限後三十日目までにと云ふ條例を定めたことになるのであります。何故斯ふ云ふやうに定めたかと申しますと、勅令四十四條の第三項に於きまして、特別の事情がある市町村に於ては市町村條例を以て第一項に規定する期限と異つた期限を定めることが出來ると云ふことになつて居るの

であります。それで現に東京府では此の點が六十五日となつて居ります。ですから、東京市の三十日に較べますと東京府では三十五日も後に督促狀を發布することになつて居ります。東京府は何故さうしたかと申しますと、御承知の通り賦課事務は區長がやつて居りますが、滯納整理事務は府知事がやることになつて居ります。關係上區役所より滯納報告があつた後でなければ督促狀が發布出来ないもので、其の爲に六十五日になつて居ります。本市の場合は勅令は二十日であるが、例外として三十日と云ふことになつて居るのであります。之を六大都市に較べて見ますと、大阪市がやはり三十日で督促狀を發布することになつて居ります。神戸も同様であります。横濱市も同様であります。京都も同様であります。名古屋が勅令と同様に二十日目となつて居ります。大體六大都市は共通で三十日目が多いことになつて居ります。それから其の次に問題になりますのは、督促狀の指定期限は幾日かと云ふことであります。是は先刻も申上げた通り十五日以内になつて居ります。大阪が七日、神戸、横濱も同じく七日になつて居りまして、名古屋と京都が十日になつて居ります。詰り東京市だけが督促狀指定期限が發布の日より十五日以内と云ふことで一番長く認められて居るのであります。併し實際の運用問題としますと、督促狀指定期限を十五日も存して發布すると云ふことは少いだらうと思ひます。大體の見當は一週間が通常ぢなやからうかと私は考へて居ります。併し此の十五日と云ふことも、場合に依れば北海道に出すこともありしますので、斯やうな場合は納税者

に取つて利益なことがあると思ひます。

それから其次に滯納處分の着手の期間であります。是は本市の場合は百日以内と云ふことになつて居ります。それから大阪が六十日以内、神戸が五十日以内、横濱が六十日以内、名古屋が五十日以内、京都が六十日以内、斯やうなことになつて居りますので、本市の百日と云ふのが他の都市に比較して一番長い期間を設けてあるのであります。斯う云ふことから申しますならば、六大都市は大體六十日以内で以て着手する。さうして東京市だけは百日以内だと云ふことから考へて見ますと、東京市を除いた六大都市の方が滯納處分が割合に短期間の中に處分が出来る。即ち徴收成績が良いのぢやないかと思ひます。實際の徴收成績表などに依りまして、六大都市の中では關西の方が成績が良いやうであります。それらの關係から此の條例を定める場合に於て斯やうな規定を決めたんではなからうかと考へられるのであります。東京市としては兎に角百八十日位欲しかつたのであります。併し結局百日と云ふことに決つたのであります。

それから今度は経過規定であります。是は各都市の中でやはり東京市が最大の期限を認めて居りまして百八十日、あとの都市は五十日乃至百日位と云ふ程度になつて居ります。

此點に付ても詳しく申上げたいのであります。時間がありませんから此の程度に致して置きます。以上申上げました事を要約して見ますと督促狀を東京府は六十五日目、東京市はそれより早く

三十日目迄に出すこと、結局東京府よりも東京市の方が滞納處分に着手する時期が非常に早くなるのでありまして、東京市で市税を滞納處分することに依つて東京府税の収入成績までが良くなる。要するに東京市税の滞納があつて東京市で滞納處分をした時に、東京府税が配當加入を申込んで来る。それで其都度東京府は唯一片の交付要求に依つて取られることにもなるのであるから、東京市もそれでは東京府同様六十五日として置かなければ權衡上より見ても、いけないのではないか。大體東京府は、督促狀發付が六十五日、督促狀指定期限が十五日、滞納處分着手期間が百日以内であるから結局百八十日と云ふことになる、然るに東京市の場合には通算しまして百四十五日目までに處分に着手しなければならぬことになつて居りますので、勢ひ市税の方が先きに處分されると云ふやうな結果になつて居ると云ふことを御承知置き願ひます。それで市税の滞納處分をした場合に於て東京府から交付要求をされれば、それは法の建前から云つて拒絶することは出来ませぬ、やはりそれは出来ることになつて居りますが、東京府としても交付要求はさう一々やりはしないと云ひます。何れにしても市の方が先きに處分をすれば、或る意味に於ては市が先きに處分をして取つてしまつて其の残りを東京府がゆつくり處分することになるのかも知れませぬが、まあ、斯やうな問題があると云ふことを御承知置き願ひたいのであります。

第七 滞納整理の具體的方策

それから次に此の機會に於て滞納整理の具體的方策と云ふことに付て、少し許り申上げて置きます。併し時間が丁度豫定の時間四時半になつて居りますので、大體のヒントだけを申上げて置きますから御研究を願ひたいと思ふのであります。滞納整理の具體的方策としては先づ滞納の原因が奈邊にあるかと云ふことを探究することが必要ではなからうかと思ひます。常習的滞納者に付てはどんな原因があつて常習的滞納者になるのかと云ふことを考へる。それから經濟界の不況と云ふものが如何やうに原因となつて居るのかと云ふことも考へなければならぬ。又賦課事務の方に於ては納税者の住所異動の整理が完全に行はれて居ない爲に徵稅令書が不着になつて居ることが原因して居るのぢやなからうかと云ふことも考慮すべき一つであります。それから課税上に何か疑問があつて、納税者として其の疑問が解けないで居ると云ふやうな場合にも滞納になりますから、さう云ふ原因に付て研究しなければならぬ。要するに私は是等の原因を除くことに付ては、第一に不斷の注意が必要であると考へるのであります。

次に今度は滞納税金を納付せしめる方策としては一體どう云ふ方法が良いかと云ふことを申上げ

ますれば、先づ納税道德の涵養に努める。所謂納税教育をする。納税義務とはどう云ふものであるかと云ふことに付ての教育に努めるのであります。之には色々な方法がありませう。納税組合を設けると云ふことも結構であります。其の他納税督勵をする場合に於ても、滞納の常習者に付ては其の督勵方法を何とか有効なやうに考究して行く。或は納税をする場所が非常に遠いからではないかと云ふことも考へて、納付先きのことを少し考慮してやる必要があるのではないか、或は納付の方法が複雑して居るのぢやないか、少し簡便にしなければいけないのぢやないかと云ふやうなことを考へて見ることも必要だと思ひます。併し何れにしましても、常に親切に圓滿協調の中に納税事務を進ませしめるやうにして、納税者に不快の念を懐かしめないやうに努めることが肝要であります。よく理事者に對する不満が爆發して滞納税金の徴收成績に影響すると云ふやうなこともありますので、上に立つ人も相當考慮する必要があるんぢやなからうかと考へます。

それから納税施設に付ては色々ありますが、其方は丁度私の方で擔當して居りますので、私も從來より一層充分研究して、何か新味のある少し變つた納税施設をやるべく目下研究中であります。此の點は他日改めて又發表する機會があるだらうと思ひますから省略して置きます。

次に滞納整理の具體的方策と云ふことに付て申し上げますならば、先づ滞納處分吏員の信念が最も必要である。又係員の精神的鍛鍊、或は精勵努力と云ふことが必要なことになつて参ります。そ

れから係員の事務の分配或は部署の決定と云ふことに付ても相當考へなければならぬと思ふのであります。

それから滞納處分執行の時期に付ても、或は名譽職と區役所の高級吏員との關係などに付て考へなければなりません。滞納處分執行に當つて途中から名譽職とか高級吏員なんか介在されて色々むつかしくなつても、滞納處分吏と云ふものはさう云ふことを斷乎として排斥する。其の排斥することに依つて好結果があれば結構ですけれども、逆になる場合もあるのであります。斯やうなことは理論から行きますれば斷乎として拒むべきであります。そこには又そこがありますので、私から一々申上げる譯にも行きませぬが、何れに致しましても滞納處分吏と云ふものは詰らぬことでも氣を使つて人の相手をしなければならぬことがあるのでありますから、さう云ふことに充分注意をして戴きたいと思ふのであります。

それから差押と公賣であります。差押をする場合に於ては大體動産の差押は外勤の人が擔當して居りますし、不動産の場合は内勤の人が擔當することになつて居る様であります。原則としては斯様になつて居りますが、滞納處分吏としては内勤外勤を問はず如何なる差押事務も公賣事務も出來得るやうに不斷の努力が必要ではないか。如何なる難關に打ち當つても完全に滞納處分が出來ると云ふ處分吏を養成して置くことが何と言つても滞納整理の最も有効な方法であると云ふことを

私は考へるものであります。

最後に一つ申し上げたいと思ひますのは、市町村の區域外に互つて居る滞納に付ては先刻申し上げました通り明治四十年法律第三十四號と云ふものがあります。是は少し現行法の解釋としては面白くないが、是等も任意規定説もあるのでありますから、場合に依つては他区市町村居住者に付ても處分を斷行すると云ふ方針を執られることが滞納整理としては又一方法ではなからうかと思ふのであります。

以上大體のアウトラインだけを申し上げたのであります。以上で、二日間に亘りまして私のお話しようと思つた事項は大體終りました。本日は此の程度に止めて置きまして、他日又機會がありましたらお話することに致します。

大變長い間御靜聽下さいましたことを厚く御禮申し上げます。

參考法例

國稅徵收法

(明治三十年三月二十九日法律第二十一號)

改正(明治三十五年三月法律第三十六號、三十八年三月同第四十六號、四十四年三月同三十七號、大正三年三月同第十二號、昭和六年三月同第十六號、十年三月同第十五號、十二年五月第 號)

第一章 總 則

第一條 國稅ノ徵收ハ國稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條 國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條 納稅人ノ財産上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前

ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セサルモノトス

第四條ノ一 納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ未ダ納期ノ到ラサルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

一 國稅ノ滞納ニ因リ滞納處分ヲ受クルトキ

二 府縣稅其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納處分ヲ受クルトキ

三 強制執行ヲ受クルトキ

四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 競賣ノ開始アリタルトキ

六 法人カ解散ヲ爲シタルトキ

七 納税人脱税又ハ逃税ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四條ノ二 前條第二號乃至第五號ノ場合ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手數料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先テ之ヲ徵收セス(明治三十五年三月法律第三十六號新設、四十四年三月同三十七號改正)

督促手數料、延滞金及滞納處分費ハ國稅其ノ他總テノ公課及債權ニ先テ之ヲ徵收ス但シ第四條ノ一第二號乃至第五號ノ場合ニ於ケル府縣稅其ノ他ノ公課ノ督促手數料、延滞金及滞納處分費、強制執行費用、破産手續上ノ費用又ハ競賣費用ニ先テ之ヲ徵收セス

第四條ノ三 相續開始ノ場合ニ於テハ國稅、督促手數料、延滞金及滞納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徵收ス但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徵收スルコトヲ得(同上)

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ國稅、督促手數料、延滞金及滞納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ四 共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル國稅、督促手數料、延滞金及滞納處分費ハ納税者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス(同上)

第四條ノ五 同年ノ所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅及同酒造年度ノ酒造稅ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スヘキ同一稅目ノ税金ニ充ツルコトヲ得(明治三十五年三月法律第三十六號新設、昭和六年三月同第十六號改正)

第四條ノ六 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ニ依ル(同上)

第四條ノ七 納稅ノ告知、督促及滞納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス(同上)

納稅管理人アル時ハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス(同上)

第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國內ニ住所、居所アラサルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス(明治三十五年法律第三十六號新設、三十八年三月同第四十六號改正)

第二章 徵 收

第五條 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ税金ヲ國庫ニ送付スルノ責任アルモノトス

政府ハ前項徵收ノ費用トシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ニ交付金ヲ交付ス(明治四十四年三月法律三十七號、大正三年同第十二號、昭昭十一年第二號改正)

第六條 國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七條 納稅人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ爲時日ヲ要スルトキハ其ノ間税金ノ徵收ヲ爲ササ

ルコトアルヘシ

第八條 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ税金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ大蔵大臣ニ税金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ大蔵大臣ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ税金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ

第四條ノ一ニ依リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

前項ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手数料、延滞金ヲ徵收ス(同上及四十四年三月同第三十七號改正)

第三章 滞納處分

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

一 納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手数料、延滞金及税金ヲ完納セサルトキ(明治三十五年三月法律第三十六號、四十四年三月同第三十七號改正)

二 第四條ノ一第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ到ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ(明治三十五年三月法律第三十六號追加)

第十一條 收稅官吏滞納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證據ヲ示スヘシ

第十二條 差押フヘキ財産ノ價格ニシテ督促手数料、延滞金、滞納處分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滞納處分ノ執行ヲ止ム(明治三十五年三月法律第三十六號、四十四年三月同第三十七號改正)

第十三條 收稅官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ質權、設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收稅官吏ニ引渡スヘシ

第十四條 收稅官吏財産ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財産ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却執行ノ五日前マテニ所有者タルノ證據ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出ヘシ

第十五條 滞納處分ヲ執行スルニ當リ滞納者財産ノ差押ヲ免ルル爲故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知リ讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
- 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪炭(昭和十年法律第十五號改正)
- 三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
- 四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地
- 五 系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
- 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
- 七 勳章其ノ他名譽ノ章票
- 八 滞納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書籍器具
- 九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未ダ公ニセサルモノ

第十七條 左ニ掲クル物件ハ他ニ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滞納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲ササルモノトス(明治三十五年三月法律第三十六號、四十四年三月同三十

七號改正)

- 一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並其ノ飼料
- 二 職業ニ必要ナル器具及材料

第十八條 差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

第十九條 滯納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケララルコトナシ(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

第二十條 收稅官吏財産ノ差押ヲ爲ストキハ滯納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得滯納者ノ財産ヲ占有スル第三者其ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ
第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滯納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收稅官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得

前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

第二十一條 收稅官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滯納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ區戸長及其ノ附屬吏員)若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ

第二十二條 動産及有價證券ノ差押ハ收稅官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滯納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス(明治三十八年三月法律第四十六號追加)

第二十三條ノ一 債權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手数料、延滯金、滯納處分費及稅金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス(明治三十五年三月法律第三十六號、四十四年三月同第三十七號改正)

第二十三條ノ二 債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ(明治三十五年三月法律第三十六號新設、三十八年三月同第四十六號改正)

前項ノ財産權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登録ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登録ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更又ハ變更ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ(明治三十五年三月法律第三十六號新設)

差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ區分シタルトハ收稅官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ關シテハ登録稅ヲ納ムルコトヲ要セス(同上)

第二十四條 差押ヘタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收稅官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除ク外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十五年三月法律第三十六號改正)

公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上タルコトヲ得(同上)

債權及所有權以外ノ財産權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス(明治三十八年三月法律第四十六號追加)

第二十五條 見積價格僅少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得
第二十六條 滞納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、職員ハ直接ト間接ト問ハス其ノ賣却物件
ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七條 滞納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス（明治三十五年法律第三
十六號改正）

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ
督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス（明治三十五年三月法
律第三十六號、四十四年三月同三十七號改正）

賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ
控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテ質權者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲
ケタル質權、抵當權ノ目的物タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費ヲ徴シ次
ニ其ノ債務額ニ充ツルマテ質權者ニ交付シ次ニ税金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス（同上）
賣却シタル物件抵當證券ヲ發行シタル抵當權ノ目的物ニシテ第三條ノ證明ヲ爲スヘキ抵當證券所持人分明ナ
ラサル場合ニ於テ其ノ代金ヨリ督促手数料、延滞金及滞納處分費ヲ徴シタル殘額力債權者ニ交付スヘキ債務
額及徴收スヘキ税金ニ充タサルトキハ其ノ抵當證券所持人ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ保管ス此ノ場合ニ於テ債
權ノ辨濟期限後四月ヲ過クルモ尙其ノ證明ヲ爲ササルトキハ其ノ保管シタル金額ヲ税金ニ充テ尙殘餘アルト
キハ之ヲ抵當證券所持人ニ交付ス物件ノ賣却後二年內ニ其ノ證明ヲ爲ササルトキ亦同シ（昭和六年三月法律
第十六號追加）

第二十九條 會社ニ對シ滞納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會計財産ヲ以テ督促手数料、延滞金、滞納處分費及稅
金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得（明治四十四年三月法律第三十七號改
正）

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ供託スルコトヲ得（明治三十五年三月法
律第三十六號改正）

第三十一條 滞納處分ヲ終了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手数料、延滞金、滞納處分費納付ノ
義務ハ消滅ス（明治三十五年三月法律第三十六號、四十四年三月第三十七號改正）

第四章 罰 則

第三十二條 滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虛偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一
月以上二年以下ノ「重禁錮」ニ處ス
差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ
情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虛偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス
前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰條アルモノハ本條ヲ適用セス

第五章 附 則

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス
【沖繩縣及】東京府管内小笠原島、伊豆七島ニハ當分ニテ施行セス
市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用スヘキ公共團體ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定
ス【北海道水産物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス】

第三十四條 明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國稅滯納處分法及同二十三年法律第四號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

附 則 (明治四十四年三月法律第三十七號)

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (大正三年三月法律第十二號)

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭昭六年三月法律第十六號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和六年勅令第八十七號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

國稅徵收法施行規則

(明治三十五年四月十一日勅令第三百三十五號)

改正 (明治三十八年三月勅令第六十七號、四十四年十二月勅令第二百八十二號、大正九年十二月勅令第五百八十八號、十一年三月勅令第七十號、昭和六年七月勅令第三百八十八號、昭和十一年三月勅令第三十五號、第三百三十三號改正)

第一條 收稅官吏國稅ヲ徵收セムトスルトキハ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ但シ日本銀行ニ納付セシムル場合ノ外口頭ヲ以テ告知スルコトヲ得 (大正十一年三月勅令第七十號改正)

第一條ノ二 地租ノ他左ノ國稅ハ市町村ニ於テ之ヲ徵收スヘシ

一 第三種ノ所得ニ係ル所得稅

二 個人ノ營業收益稅

三 乙種ノ資本利子稅

四 個人ノ臨時利得稅

第二條 市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ハ收稅官吏書面ヲ以テ其ノ金額ヲ市町村ニ通知スヘシ

市町村ハ前項ノ通知ニ依リ納稅人ニ對シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ發スヘシ

第三條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期ノ到ラサル稅金ヲ徵收セムトスルトキハ納期日ヲ定メ第一條ノ告知

又ハ第二條ノ通知ヲ爲スト同時ニ其ノ旨告知又ハ通知スヘシ

納稅告知ヲ爲シタル後國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ納期日前之ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏ハ納期日ノ變更ヲ納稅人ニ告知スヘシ

前項ノ國稅ニシテ市町村ノ徵收スルモノナルトキハ納稅人ニ告知スルト同時ニ其ノ旨市町村ニ通知スヘシ

第四條 市町村ニ於テ稅金ヲ徵收シタルトキハ領收證ヲ納稅人ニ交付スヘシ

第五條 市町村ニ於テ徵收シタル稅金ハ送付書ヲ添ヘ漸次之ヲ日本銀行ニ送付スヘシ但シ納期後七日ヲ過タル

コトヲ得ス (大正十一年三月勅令第七十號改正、昭和十一年三月勅令第三十五號改正)

第六條 市町村ニ於テ國稅徵收法第八條ニ依リ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ

テ大藏大臣ニ申請書ヲ提出スヘシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ意見ヲ具シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ二 國稅徵收法第九條第二項ニ依ル交付金ハ徵收金額及納稅告知書數ニ應シ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ市町

村ニ交付ス

一 徵收金額ニ對シテハ人口二百萬以上ノ市ニ在リテハ千分ノ十、人口二百萬未滿百萬以上ノ市ニ在リテハ千分ノ十五、人口百萬未滿五十萬以上ノ市ニ在リテハ千分ノ二十、人口五十萬未滿二十萬以上ノ市ニ在リテハ千分ノ二十五、人口二十萬未滿ノ市及町村ニ在リテハ千分ノ三十二ニ相當スル金額

二 納稅告知書ニ對シテハ一通ニ付市ニ在リテハ二錢、町村ニ在リテハ六錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額

第六條ノ三 前條ノ人口ハ國勢調査ニ依ル總人口ヨリ部隊、艦船及刑務所内ニ在ル人員ヲ除外シタルモノトシ國勢調査ノ施行毎ニ其ノ翌年四月一日ヨリ新調査人口ニ依ル(昭和十一年第三百三十三號追加)

第七條 市町村ハ納稅内ニ税金ノ納付ヲ了ラサル者アルトキハ直ニ其ノ氏名、住所若ハ居所及納金額滯納ノ事由ヲ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第八條 國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ徵收スルコトヲ得ル國稅ハ左ニ掲タルモノニシテ納期ニ到リ税金ノ徵收ヲ完ウスルコト能ハスト認ムルモノニ限ル

一 納稅ノ告知ヲ爲シタル諸稅

二 造石數査定濟ノ酒類、酒精並酒精含有飲料ノ造石稅及造石數査定濟ノ麥酒稅(昭和六年七月勅令第百八十八號改正)

三 製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ニ對スル清涼飲料稅(同上)

第九條 納稅義務者納稅管理人ヲ定メ若ハ變更シタルトキハ其ノ氏名及住所若ハ居所ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

納稅管理人其ノ氏名、住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ之ヲ所轄稅務署ニ申告スヘシ

市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ニ係ルトキハ前二項ノ申告ハ其ノ市町村ヲ經由スヘシ

第十條 國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ハ使丁又ハ郵便ニ依ルヘシ

第十一條 國稅徵收法第九條ニ依リ納稅ノ督促ヲ爲サムトスルトキハ收稅官吏ハ納稅者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ

督促狀ヲ發シタルトキハ手数料トシテ二十錢ヲ徵收ス(昭和十一年三月勅令第百七十號改正)

第十一條ノ二 前條ニ依リ督促ヲ受ケタル場合ニ於テハ税金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スヘキ情狀アリト望ムルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治四十四年十二月勅令第百八十二號新設)

一 納稅告知書一通ノ税金額二十圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三 納稅者ノ住所若ハ居所カ帝國内ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ納金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ニ依リ計算シタル金額カ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セス

第十二條 質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手数料、延滞金、滯納處分費及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ(同上改正)

前項ノ場合ニ於テ抵當證券ヲ發行シタル抵當權ニ付其ノ證券所持人分明ナラサルトキハ債務者又ハ證券ノ讓渡人等ニ付調査シ向分明ナラサルトキハ前項ニ依リ通知スヘキ事項ヲ公告スヘシ(昭和六年七月勅令第百八

十八號追加)

前二項ノ場合ニ於テ國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明スヘシ(同上改正)

第十三條 民事訴訟法ニ依リ假押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ假處分ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四條 差押フヘキ財産管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在地ノ收稅官吏ニ滯納處分ノ引繼ヲ爲スヘシ

第十五條 差押フヘキ財産數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均キモノトシテ處分スヘシ

第十六條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スヘシ(明治四十四年十二月勅令第二百八十二號改正)

- 一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所
- 二 差押財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項
- 三 差押ノ事由
- 四 調書ヲ作りタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

收稅官吏差押調書ヲ作りタルトキハ其ノ原本ヲ滯納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財産權

ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、延滯金、滯納處分費及税金ヲ完納シタルトキハ其ノ財産ノ差押ヲ解クヘシ(同上)

第十八條 公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十九條 國稅徵收法第二十四條ニ依リ公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ(明治四十四年十二月勅令第二百八十二號改正)

- 一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所
- 二 公賣財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項
- 三 入札又ハ競賣ノ場所、日時
- 四 開札ノ場所、日時
- 五 保證金ヲ徵スルトキハ其ノ金額
- 六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ

加入保證金又ハ契約保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得(大正九年十二月勅令第五百八十八號追加)
落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保證金又ハ之ニ代用シタル國債ハ之ヲ政府ノ所得トス(同上改正)

第二十一條 公賣ハ財産所在ノ市區町村内ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ收稅官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 公賣ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ノ保存費ヲ要スルモノ若ハ著シク其ノ價格ヲ減損スルノ虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 財産ヲ公賣セムトスルトキハ收税官吏ハ其ノ財産ノ價格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十四條 賣却シタル財産ニ付滞納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ收税官吏ハ期限ヲ指定シ其ノ手續ヲ爲サシムヘシ(明治三十八年勅令第六十七號改正)

前項ノ期間内ニ滞納者其ノ手續ヲ爲ササルトキハ收税官吏ハ滞納者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六條 財産ヲ公賣ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 公賣財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收税官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第二十八條 前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九條 國稅徵收法第四條ノ一第二號乃至第六號ニ該當スル場合ニ於テハ收税官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破産管財人又ハ清算人ニ書面手数料、延滞金、滞納處分費及滞納税金ノ交付ヲ求ムヘシ但シ他ニ差押フヘキ財産アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス(明治四十四年十二月勅令第

二百八十二號、昭和六年七月勅令百八十八號改正)

第三十條 滞納處分ヲ結了シタルトキハ收税官吏ハ其ノ處分ニ關スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ賣却シタル財産ニ對シ賞額又ハ抵當額ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記録ノ閲覧ヲ收税官吏ニ求ムルコトヲ得

第三十一條 納税告知督促及滞納處分ニ關スル公告ハ稅務署ニ之ヲ爲スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ稅務署ノ外適當ノ場所ニ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

附 則

第三十二條 市制町村制ヲ施行セサル地方(稅務署所在地ヲ除ク)ノ戶長ハ稅務署收税官吏ノ通知ヲ受ケ其ノ町村内ノ國稅(酒類、酒類、酒類含有飲料並醬油ノ石稅及麥酒稅ヲ除ク)ヲ徵收シ之ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ(大正十一年勅令第七十號改正)

第三十三條 前條ニ依リ徵收スヘキ國稅ヲ其ノ納期內ニ完納セサル者アルトキハ戶長ハ本則中ニ規定セル市町村ノ例ニ準シ所轄稅務署ニ報告スヘシ

第三十四條 本令中市町村ニ關スル規定ハ國稅徵收法第三十三條ニ依リ指定セラレタル公共團體ニ之ヲ準用ス

第三十五條 本令ハ明治三十五年法律第三十六號國稅徵收法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治三十五年四月十八日ヨリ施行)

附 則 (昭和六年七月勅令第百八十八號)

明治三十年勅令第二百二十一號ハ之ヲ廢止ス
本令ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十一年三月二十七日勅令第三十五號)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國稅徵收法施行細則 (明治三十年六月二十六日) (大藏省令第十號)

改正 (明治三十三年大藏省令第九號(中略))
(昭和六年七月同第二十六號)

第一條 國稅徵收法施行規則第一條ノ納稅告知書ハ稅務署長ニ於テ第一號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ (明治三十四年九月大藏省令第十八號、三十五年四月第八號、同年十一月同第二十六號改正)

第二條 市町村ノ徵收スヘキ國稅ハ稅務署長ニ於テ第二號書式ノ納額通知書ヲ調製シ之ヲ市町村ニ送付スヘシ 其ノ異動ヲ生シタルトキハ更ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ (明治三十五年十一月大藏省令第二十六號、昭和六年七月同第二十六號改正)

第二條ノ二 稅務署長ハ納稅人又ハ市町村ノ爲便宜ト認ムル納付場所ヲ指定スヘシ (明治三十五年十一月大藏省令第二十六號新設)

納稅人又ハ市町村ハ指定ノ納付場所以外ノ地ニ於テ納稅スルヲ便宜トスルトキハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ變更ヲ求ムルコトヲ得 (明治四十四年大藏省令第四十一號改正)

第三條ノ一 市町村前條ノ納額通知書ヲ受ケタルトキハ第三號書式ノ納稅告知書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スヘシ (明治三十五年四月大藏省令第八號新設、昭和六年七月同第二十六號改正)

第三條ノ二 納稅人納稅告知書ヲ受ケタルトキハ稅金ニ納稅告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ (明治

三十五年四月大藏省令第八號新設)

第四條 市町村其ノ領收シタル稅金ヲ日本銀行ニ送付スルトキハ第四號書式ノ送付書ヲ添付スヘシ (大正十一年三月大藏省令第二十八號改正)

第五條 市町村滯納ノ報告ヲ爲ストキハ第五號書式ノ滯納報告書ヲ調製シ稅務署ニ送付スヘシ送付後ニ其ノ報告書ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ (明治三十五年十一月大藏省令第二十六號、昭和六年七月同第二十六號改正)

第六條ノ一 稅務署長稅金納付ノ督促ヲ爲ストキハ第六號書式ノ督促狀ヲ發スヘシ但シ延滯金ヲ徵收スヘキモノニ付テハ第七號書式ニ依ルヘシ (明治三十五年法律第二十六號新設、四十年三月同第十二號、四十四年十二月同第四十一號改正)

第六條ノ二 前條ノ督促ヲ爲ス場合ニ於テ日本銀行ニ納付セシムルトキハ左ノ各號ニ依ルヘシ (明治四十年三月大藏省令第十二號新設、四十四年十二月同第四十一號、大正十一年三月大藏省令第二十八號改正)

一 市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第八號書式第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

二 收稅官吏ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ニ付テハ第九號書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ二ヲ準用ス (大正四年七月大藏省令第十八號追加)

第六條ノ三 納稅人督促ヲ受ケ稅金及督促手数料ヲ日本銀行ニ納付スヘキ場合ニ於テハ前條第一號ノ納付書又ハ第二號ノ納付書及收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添附シ稅務署ニ納付スヘキ場合ニ於テハ市町村又ハ收稅官吏ノ發シタル納稅告知書ヲ添附スヘシ (明治四十四年十二月大藏省令第四十一號新設、大正十一年三月同第二十八號改正)

第六條ノ四 督促狀ニ記載スヘキ納付場所ヲ稅務署ト指定シタル場合ニ於テ市町村ノ納稅告知書ヲ發シタル稅金ナルトキハ收稅官吏ハ其ノ納稅告知書ヲ以テ稅金ヲ領收スルコトヲ得(同上)

第六條ノ五 前三條ノ規定ハ滯納報告後督促狀發付前稅金ヲ領收スル場合ニ之ヲ準用ス(同上)

第六條ノ六 延滯金ヲ納付スヘキ場合ニ於テハ稅金及督促手数料ト共ニ之ヲ稅務署ニ納付スヘシ(同上)

前項ノ場合ニ於テハ第六條ノ三ノ規定ヲ準用ス

第七條 削除(大正五年十二月大藏省令第三十三號)

第八條 削除(明治四十四年十二月大藏省令第四十一號)

第九條 稅務署長ハ國稅滯納者ノ財產差押ヲ命シタル收稅官吏ニ左ノ證據ヲ交付スヘシ(明治三十四年九月大藏省令第十八號、三十五年十一月同第二十六號改正)

(證據略)

第十條 收稅官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ第十號書式、債權及所有權以外ノ財產權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對シ第十一號書式ノ差押通知書ヲ發スヘシ(明治四十四年十二月大藏省令第四十一號改正)

第十一條 國稅徵收法施行規則第十二條第二項ノ公告ハ第十一號ノ二書式ニ依リ之ヲ爲スヘシ(昭和六年七月大藏省令第二十六號新設)

第十二條 收稅官吏財產ヲ賣却セムトスル場合ニ其ノ價格ヲ見積リ難キモノアルトキハ適當ナル鑑定入ヲ選ビ其ノ評價ヲ爲サシムルコトヲ得(明治三十五年大藏省令第八號改正)

第十三條 入札ノ方法ヲ以テ財產ヲ公賣スル場合ニハ買受望人ハ其ノ住所氏名買受財產ノ種類員數及入札價額ヲ記シタル入札書ヲ封緘シテ差出スヘシ(同上)

第十四條 入札書ハ公告ニ示シタル開札ノ場所、日時ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ開クモノトス但シ入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セザルトキハ其ノ立會ヲ要セスシテ開札スルコトヲ得

第十五條 競賣ノ方法ヲ以テ財產ヲ公賣スルトキハ競賣人ヲ選ミ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得(同上)

第十六條 加入保證金又ハ契約保證金ノ割合ハ買受望人各自ノ公賣財產見積價格百分ノ五以上トシ公賣ノ時々之ヲ定ムルモノトス(明治四十年十月大藏省令第四十二號改正)

第十七條 公賣財產ノ買受人又ハ競賣人ハ納付書ヲ添ヘ其ノ代金ヲ稅務署長ニ納付スヘシ(明治三十四年九月大藏省令第十八號、三十五年十一月同第二十六號改正)

第十七條ノ二 國稅徵收法第二十八條ニ依リ抵當證券所持人ニ債務額ヲ交付スル場合ニ於テハ抵當證券ヲ提出セシメ左ノ取扱ヲ爲スヘシ(昭和六年七月大藏省令第二十六號新設)

一 債務額ノ全部ヲ交付シタルトキハ其ノ提出ニ係ル抵當證券ニ第十二號ノ二書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ證券交付登記所ニ送付スヘシ

二 前號以外ノ場合ニ於テハ其ノ提出ニ係ル抵當證券ニ第十二號ノ三書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ證券作成登記所ニ送付シテ其ノ記載ノ變更ヲ受ケタル後抵當證券所持人ニ還付スヘシ此ノ場合ニ於テ共同證券ニシテ數個ノ登記所ニ於テ記載ノ變更ヲ要スルトキハ其ノ一ノ登記所ニ證券ヲ送付シ其ノ登記所ヨリ順次他ノ登記所ニ之ヲ轉送スヘキ旨ヲ囑託スルコトヲ得

第十八條 督促又ハ滯納處分ニ關シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ第十三號書式ノ送達書ニ受取人ノ署名

第十八條 督促又ハ滯納處分ニ關シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ第十三號書式ノ送達書ニ受取人ノ署名

捺印ヲ求ムヘシ(明治三十五年四月大藏省令第八號、三十六年六月同第十二號、同四十四年十二月同第四十一號改正)

第十九條 滞納處分ヲ結了シタルトキハ收税官吏ハ第十四號書式ノ計算書ヲ調製シ之ヲ滞納者ニ交付スヘシ(明治四十四年十二月大藏省令第四十一號改正)

第二十條 收税官吏ハ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ其ノ旨債權者又ハ滞納者ニ通知スヘシ(同上)
(書式略)

租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律

(明治四十年四月十日)
法律第三十四號

第一條 法令ノ規定ニ依リ國稅ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產ニシテ其ノ法令施行地外ニ在ルトキハ當該官吏ハ本人又ハ財產所在地ノ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ徵收ヲ囑託スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル國稅ノ徵收ハ囑託ヲ受ケタル地ノ當該法令ニ依ル

第二條 前條ノ規定ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ租稅其ノ他ノ收入ヲ徵收セラルヘキ者又ハ其ノ者ノ財產カ其ノ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノノ區域外ニ在ル場合ニ之ヲ準用ス

東京市市稅其ノ他收入金ノ督促及滞納處分ニ關スル條例

(昭和十一年四月一日)
條例第十四號

第一條 市稅、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ市ノ收入金ヲ納期內ニ完納セザル者アルトキハ納期限後三十日目迄ニ督促狀ヲ發スヘシ
前項ノ督促狀ニ指定スヘキ期限ハ督促狀ヲ發シタル日ヨリ十五日以内ニ於テ之ヲ定ム

第二條 督促狀ヲ發シタルトキハ督促狀一通ニ付二十錢ノ督促手数料ヲ滞納金ト同時ニ徵收ス

第三條 市制町村制施行令第四十五條ノ規定ニ依ル延滞金ハ一日ニ付稅金額ノ萬分ノ四ノ割合ヲ以テ之ヲ徵收ス

第四條 督促狀ニ指定シタル期限迄ニ第一條第一項ノ收入金、督促手数料及延滞金ヲ完納セサル者ニ對シテハ督促狀ニ指定シタル期限後百日以内ニ滞納處分ニ着手スヘシ

附 則

第五條 大正十五年九月東京市告示第三百三十五號市稅延滞金ノ割合ヲ定ムルノ件ハ之ヲ廢止ス

第六條 本條例施行前ニ於テ納期限ヲ經過シ未ダ督促狀ヲ發セサルモノニ對シテハ本條例施行ノ日ヨリ三十日目迄ニ督促狀ヲ發スヘシ

第七條 本條例施行前ニ於テ督促狀ニ指定シタル期限ヲ經過シ未ダ滞納處分ニ着手セサルモノニ對シテハ本條例施行ノ日ヨリ百八十日以内ニ滞納處分ニ着手スヘシ

國稅徵法の運用 (終)

<p>昭和十二年三月十日 發行</p>	<p>國稅徵法の運用 定價 五十錢</p>
<p>著者 廣 藤 義 家 發行人 須 藤 敏 一</p>	<p>東京市神田區錦町三丁目十一番地 東京市神田區錦町三丁目十一番地 三鐘印刷株式會社</p>
<p>發行所</p>	<p>東京市神田區錦町三丁目十一番地 市 政 人 社 電話 神田(25) 二三六三番 東京 一〇九五番</p>

東京市主事 木村利夫著

新刊 市政講話

推薦の辭

文書課長 吉山真禎

この著作は論旨の平明、記述の興味ある點に於て確に市政入門書として絶好のものであるは勿論、職に本市に奉ずる者の基本常識としても敢て一讀を御奨めしたい。

近 木村利夫著

刊 續「市政講話」(財政篇)

好評再版

行政篇 普及版 金五十錢 (送料四錢)

主要目次

- 一、自治の發生
- 二、市の構成基礎
- 三、自立權(自治立法權)
- 四、選舉制度
- 五、市會の職務權限
- 六、市會の内部組織
- 七、市長以下の選任
- 八、各種の委員會
- 九、市吏員の任免
- 十、市長の職務權限
- 十一、市吏員の職務
- 十二、市吏員の權利
- 十三、區制の概要

最新刊

區行政再檢の指標

東京市主事 磯村英一著

區の研究

區行政の新分野

區政課長 谷川 昇

大都市行政に於ける區政を如何に取扱ふべきかは頗る重大な行政上の案件課題である。今や現行區制を見直す必要があることは既に既に心あるものゝ痛感してゐたところである。殊に我が帝都に於ける特別行政制度の確立に當つては將來の發展向上性に勘考して眞に適當なる措置を講ぜられねばならぬと思ふ。私は同僚磯村君の研究になる本著の生誕によつて、區の本質本體が明確にされ區政運用上一大貢獻を齎らすことを信じて疑はない。

菊判三八〇頁布製函入 定價金 貳圓 (送料十二錢)

内容

- 一、區の社會的特質
- 二、東京市區制の展望
- 三、自治區
- 四、行政區
- 五、財産區
- 六、學區
- 七、我國に於ける區政の沿革
- 八、都制案に於ける區制
- 九、東京市に於ける町内會と區
- 十、外國大都市の區の制度
- 十一、區に關する資料
- 十二、條文案引

最新刊

東京市職員採用 銓衡試験問題 標準解答集

附受験準備要諦

定價三十錢
送料三錢

本書は東京市職員採用試験の中、事務雇員受験者の爲に、即往に鑑み銓衡の基準を示さんと試みたものである。附録として受験體験記、市の法制的概念を添ふ。編著は獨學受験界の權威高橋鐵也氏竝に本社編輯部の協力になる。

神田區錦町三ノ十一

市 政 人 社

電話神田二三六三、振替東京一〇九五

近 刊

社會局庶務課
庶務掛長 鈴木富太郎著

文書作成の理論と實際

近 刊

吉田金之助著

物品會計の實務に就て

